



始



早稻田大學教授  
商學士 小林行昌 著



業 賣 買 上 卷

東京 株式會社 寶文館發行



## 改訂の序

本書の上巻を發行したるは、世界大戰が未だ酣なりし大正五年の秋にして、其下巻は大戦終熄後の大正九年正月なりしを以て、本書に説述せる事實は、主として戦時及戦後の状態なりき。然るに爾來内外の經濟状態は著しく變化し、賣買の方法も亦自から其影響を蒙り、外國貿易は固より、内地の取引と雖も改良せられたるもの尠からず。殊に戦後の不況に基く、販路梗塞の苦境を脱せんが爲め、生産業者は産業の合理化に努力すると同時に、其販賣方面にも、亦何等か有効なる方法を案出せんとするに至れり。例へば米國の月賦販賣策、製造業者の直接販賣並直輸出、農産物の共同販賣、我邦の出荷組合及輸出組合、所謂全集物の大規模販

賣の如き、或は百貨店の發達、廣告術の進歩の如き、若くは中間商人の排除の如きは、孰れも其適例にして、是等の中從來行はれたる方法にても、戦後に至り、其手段を一變したるもの珍しからず。此他我邦に於ては、中央卸賣市場法が制定せられて、漸次六大都市に其實現を見んとし、取引所法も亦大改正を加へられ、「シフ」其他貿易用語の研究は内外共に著しきを以て、是等各項に就て補綴を加ふるの必要あり、殊に最近歐米、就中米國に於ける「マーケッテイニング」の研究は益熾んにして、各商科大学に於て之を研究せざるもの稀に、商業經營學の一部としても、亦重要視せらるゝを以て、本書の舊版中比較的必要な部分を省き、如上の新資料を加へて以て、幾分當初の目的に近邇せしむることゝ爲せり。然れども「市場調査」、「危険負擔」、「市場金融」、若くは「消費者の購買動

機等一層細説を要するもの尠からざるを以て、是等は他日機を得て、詳論せんことを期するもの也。

昭和三年四月

著者識

## 初版の序

從來賣買に關する研究は、主として法學若くは史學の方面に限られ、經濟學の交換論、商業經濟學に於て多少之を論じ、所謂商業學に在つては、商業通論又は經營學の一部として、僅に其實際方面を略説したるに過ぎず、英米の商業書も亦之に類し、唯近時「マーケティング」と題するものが、稍秩序的に之を説きたるに過ぎず、獨逸は貨物賣買を觀ること稍詳密なるも、是亦獨立研究の題目と爲す者稀なるが如し、我邦に於て商業各論の一科として特に其講座を設けたるは、早稻田大學を嚆矢と爲すも、未だ各學校に於ては之を獨立せしめたる者少く、其専門著書に至つては、僅に學友石川教授の「賣買論」一部之あるに過ぎず、商業の本領たる賣買を觀ること、何ぞ夫れ斯の如く冷淡なるや。

抑も賣買は商業の中樞にして、國民經濟上に於ける商業の任務より觀察し、之を他の業務と區別する特色を採るときは、賣買のみが商業にして、所謂機關商業は純粹の商業にあらず、然るに學者徒に補助機關の研究に趨り、其中心業務を閑却するは、聊か本末顛倒の嫌なきにあらずと謂ふべし、是れ賣買其ものが吾人の日常行ふ所にして取引極めて簡單に、小賣卸の營業が一般に簡易視せらるゝと、内外共に商業學の研究が日尙は淺く、往々經濟學若くは法學の從屬視せらるゝ傾きあるが爲めなるべきも、又一は賣買に關する法律的研究は之を法律學に委ね、經濟的觀察は經濟學に、沿革は之を史學に譲り、商業學は單に其實際方面の研究にて足れりと爲すが爲めなるべし、然れども現今に於ける賣買は其種類の多き、規模の大なる、範圍廣汎にして影響廣き、法律關係の複雑せる、商業學としても、之を實際方面の研究のみに止めず、更に歩を進め、商業を本位として各事項を系統的に綜合し、渾一せる一學科として研究するを便とす、蓋し賣買の權義に關する法律學、其經濟的作用を論ずる經濟學、並に商業賣買に關する内外慣習の三者は賣買研究の要素たるに相違なきも、別には等を融化して獨立的に研究し、又既往に溯りて史的觀察を試むるは、進歩し擴大せる現今の商業家たるに適應する所以にして、法學者其他の専門家は各其方面の觀察のみに偏し、往々實際方面に遠る傾之なきにあらざればなり、是れ著者が自ら揣らす敢て此書を公にし、商業賣買の運營を本位とし、更に經濟、法律及史

學の三方面より之を討尋し、依て以て商業學研究の一助たるを期すると同時に、法律學者其他の専門家に向ても、亦其一資料を供せんとする所以也。然れども賣買の多岐多様なる研究方面の廣汎なる著者の研鑽尙ほ及ばざる所少からず、殊に編を二卷に分ち、實際方面の説明は主として後編に譲りたるを以て、本書は單に理想の一端を現はしたるに過ぎず、大方碩學の斧正と今後の研究とに依り、徐ろに之に近邇せんことを期す、讀者乞ふ之を諒せよ。

大正五年十一月

著 者 識

凡 例

- 一、本書は各大學商學部及專門部商科、並高等商業學校に於ける、商業學の參考書たらしめんが爲めに編述したるものなれども、傍ら一般學者、實業家及農業家の資料に供せんことを期せり、乃ち主として商業賣買を説くも、亦製造品、農産物、不動産の賣買、其他一般消費者の賣買等にも及びたる所以也。
- 二、本書題して商業賣買と云ふ、從て専ら商業上の賣買取引のみを論じ、一般商業に關する事項は、成るべく之を他の専門書に譲ることゝ爲せしも、賣買は商業の中心を占むるを以て、自然商人、商品等、商業通論的項目をも説明することゝ爲れり、但是等を説くも、主として賣買の方面より觀察することゝ爲したるがゆゑに、自から普通の説述と趣を異にするは言を俟たず、然れども、本書の目的は、一方に於て商業通論若くは商事經營學研究者の一材料たらしむるに在れば、是等も亦全く無用の業にあらざるべし。
- 三、本書上卷に收むる所は法律、經濟若くは歴史的の事項多く、實際の慣習比較的少

なき観あるも、本書全體の組織上、偶仕入、販賣、廣告等の諸方法を下卷に移すことゝ爲りたるに過ぎず。

四、賣買の分類は先づ重なる區別のみを略説し、委託販賣法、競賣等の實例は、之を後章に譲ることゝ爲したるも、便宜分類中に説明し終れるもの少からず、例へば(一)特定物と不特定物(二)卸賣と小賣(三)製造品の販賣法(四)農産物の販賣法(五)共同販賣法(六)不動産の賣買等の如し。

五、本書に掲げたる商業用語中、重なるものに對して、英獨兩語を附記したるも、邦語にありて英語に之なく、獨逸語にあるも英語に之なきが如き術語もなきにあらす、隨て往々相類する語を記載し、又單に意義のみを採りたるものも之なきにあらず、而して本邦商業書中には、商業の英語を、レーンホルム氏の英文商法に採りたるもの少からざるに、同書には英語として不穩當のものも珍しからざるがゆゑに、是等は勉めて適語と考へらるゝものを附せり。

六、本書記述事項に就き、各方面の研究を試みんとする者は、其専門書に就て更に研究せらるべし、例へば商業通論は石川博士の商業通論、其他英獨の商業書、歴史、法

律經濟は各諸大家の解説を涉獵するが如し。

七、第四章の「代價及支拂」は今回改訂前は下卷の始めに收めたるものなるが、編纂の便宜上上卷に添附することゝ爲せり。

八、卷末補遺の其一は、嘗て早稻田商學に掲載せしものなれど、代價に關する重要問題なるを以て、之を添附し、又其二の商業用語は、第四章中に概説せるを補はんが爲めに、起草したるものなり、尙ほ商人排除論に就ては拙稿、商人排除論を評す、早稻田商學第三卷第二號昭和二年十二月所載を、又賣買に關する政策方面は、拙者「内外商業政策」丸善發兌を參照せられんことを望む。

訂改 商業賣買上卷

目次

第一章 總論……………一

第一節 賣買の觀念……………一  
    (一) 賣買の意義……………一  
    (二) 賣買と商業……………一  
    (三) 賣買の發達……………一

第二節 賣買の法律的觀察……………一  
    (一) 賣買の意義……………一  
    (二) 商業賣買と商法……………一  
    (三) 其他の法規……………一

第三節 賣買の利弊……………三  
    第一項 賣買の利益……………三  
        (甲) 經濟上に及ぼす利益……………三  
        (乙) 一般社會に及ぼす利益……………三

    第二項 賣買の弊害……………四五  
        (甲) 經濟上に及ぼす弊害……………四五  
        (乙) 一般社會に及ぼす弊害……………四五

第四節 賣買の沿革……………五

目次……………一



第一項 賣買の方法及法制.....五二

- (一) 賣買の方法.....(二) 沽價の法其他.....(三) 土地の賣買.....(四) 幕府時代の賣買.....(五) 羅馬法の賣買.....六六

第二項 賣買業者.....六六

- (甲) 商人のこと.....(一) 商店.....(二) 行商.....(三) 問屋.....(四) 仲買.....(五) 小賣商.....(六) 牙僧.....(七) 札差其他.....(八) 大阪の藏元.....(九) 國產販賣の獎勵.....八一

第三項 賣買の制限.....八一

- 緒言.....(一) 營業者の制限.....(二) 物價の制限及專賣.....(三) 國內關稅.....(四) 占賣.....九二

第四項 賣買と市場.....九二

- (一) 市場.....(二) 我邦の市場.....(三) 外國の市場.....九三

第二章 賣買の分類.....一二三

第一節 人に關する區別.....一二三

第一項 賣買者の業務に依る區別.....一二三

- (一) 商人賣買.....(二) 製造家の賣買.....(三) 製造品販賣の特色(生産品、生産の.....一三三

規模、販賣策、市場、販賣組織.....(四) 原料品の購買.....(五) 製造業者の輸出.....(六) 輸出品の直接販賣.....(七) 原始産業者の賣買.....(八) 農産物販賣の特徵(集散品質、生産販賣の不規則、農家の無智と無資力、需要の創造).....(九) 農産物販賣の徑路.....(十) 我邦の青物問屋.....(十一) 米國の販賣法.....(十二) 穀賣市場.....(十三) 一般人の賣買.....(十四) 政府の賣買.....(十五) 煙草の專賣.....(十六) 米穀法.....一七三

第二項 賣買の相手方に依る區別.....一七三

- (甲) 卸賣.....(乙) 小賣.....一八八

第三項 賣買者が本人なるや否やに依る區別.....一八八

- (一) 直接賣買.....(二) 代理賣買(委託販賣、買付委託).....(三) 賣買の仲立人.....(四) 其他の周旋人.....(五) 支店.....(六) 出張所.....(七) 支那の問屋.....(八) 買辦.....(九) 會館.....(十) 代理店の賣買.....(十一) 組合賣買.....二二三

第四項 賣買者の目的に依る區別.....二二三

- (一) 營利的賣買.....(二) 非營利的賣買.....二二九

第五項 賣買者の意思に依る區別.....二二九

(一) 任意賣買 (二) 強制賣買

第二節 目的物に關する區別……………二二〇

第一項 目的物の種類に關する區別……………二二〇

(一) 貨物賣買 (二) 有價證券賣買 (三) 不動産賣買 (四) 無形物の賣買

第二項 目的物が特定せるや否やに依る區別……………二二六

(甲) 特定物の賣買 (一) 所有權の移轉 (二) 危險負擔の問題 (三) 貨物引

渡の場所及費用

(乙) 數量賣買 (一) 見本賣買 (二) 標準賣買 (三) 名稱賣買 (四) 試用賣買

(五) 條件賣買

第三項 目的物が現存するや否やに依る區別……………二五二

(一) 現物賣買 (二) 未着品賣買 (三) 先物賣買

第三節 賣買の場所に關する區別……………二五七

(甲) 當所賣買 (一) 店頭賣買 (二) 行商賣買 (三) 市場賣買

(乙) 他所賣買

第四節 賣買の履行に關する區別……………二六一

第一項 履行の時に關する區別……………二六一

(一) 即時賣買 (二) 信用賣買 (三) 清算賣買

第二項 支拂の時に關する區別……………二六四

(一) 現金賣買 (二) 掛賣買 (三) 前金賣買 (四) 手附賣買 (五) 賣買の豫約

第五節 賣買の方法に依る區別……………二七四

(甲) 相對賣買

(乙) 競争賣買 (一) 入札賣買 (二) 標賣買 (三) 競賣買

第六節 賣買の組織に依る區別……………二七九

第一項 單獨賣買……………二七九

第二項 共同賣買……………二八〇

第一目 完全なる共同賣買……………二八一

(甲) 完全なる共同販賣 (一) 組合 (二) 輸出組合 (三) 會社

(乙) 完全なる共同仕入 (一) 一時的共同仕入 (二) 持續的共同仕入

第二目 不完全なる共同賣買(カルテル)……………二九八

(甲) 不完全なる共同販賣……………各種の「カルテル」

(乙) 不完全なる共同仕入

第三章 商品と其引渡

第一節 商品の意義及種類

第一項 商品の意義及商品能力

- (一) 商品の意義
- (二) 商品の發展
- (三) 商品能力

第二項 商品の種類

- (一) 生産地域に依る區別
- (二) 産出の業務に依る區別
- (三) 製造上の區別
- (四) 必要の程度に依る區別
- (五) 營業上の區別
- (六) 顧客の目的より觀たる區別
- (消費用品、便宜商品、選擇商品、特別商品、産業用品、据付機械、附屬設備、作業用品、加工材料及部分品、原料品)
- (七) 輸入品の分類

第三項 商品の集散

- (一) 人に關する集散
- (二) 場所に依る集散
- (三) 時に依る集散

第二節 商品の品質及數量

第一項 品質

- (一) 品質の鑑別
- (二) 品質の表示法
- (三) 品質の標準化
- (四) 品質の單純化
- (五) 品質と販賣
- (六) 品質と法規
- (七) 品質の保證

第二項 品名及商標

- (一) 商品の名稱
- (二) 商標

第三節 荷造及荷印

第一項 荷造の種類及注意

- (一) 荷造
- (二) 荷造の注意

第二項 荷印

第四節 商品の引渡

- (一) 引渡の意義
- (二) 引渡の方法
- (三) 引渡の場所及費用
- (四) 引渡の時
- (五) 引渡用語
- (六) 送狀

第五節 不動産及船舶

- (一) 不動産
- (二) 不動産の賣買
- (三) 船舶

第六節 營業及債權

- (一) 商號
- (二) 營業
- (三) 債權

第四章 代價及支拂

第一節 代價の要素

- (一) 代價の標準
- (二) 製造品の賣價
- (三) 商品の賣價
- (四) 商店の經營費
- (五) 小賣代價の定め方

第二節 代價の種類、定め方及其用法

- (一) 代價の種類
- (二) 代價の定め方と用語

第三節 代價に関する書類

- (一) 代價表
- (二) 型録
- (三) 小冊子
- (四) 相場表
- (五) 相場書
- (六) 見積書
- (七) 申込狀
- (八) 注文狀
- (九) 海外注文狀
- (十) 賣買契約書
- (十一) 賣上計算書

第四節 代金の支拂

- (一) 支拂の時期
- (二) 支拂の場所及費用
- (三) 代金を支拂はざる場合
- (四) 支拂の用語及慣習

〔補遺〕 其一 賣價維持論

- (一) 緒説
- (二) 賣價引下策
- (三) 値下の影響と其將來
- (四) 賣價維持の利害
- (五) 結論

〔補遺〕 其二 商業用語に関する英米の解釋

第一項 總説

- (一) 緒言
- (二) 米國の慣習と標準的解釋
- (三) 米國の會議の注意
- (四) 英國の解釋と「キイムス」

第二項 F.O.B., F.A.S. 及 C.I.F.

- (一) 用語の沿革
- (二) 長短
- (三) F.O.B.の英國の解釋
- (四) F.O.B.の米國の解釋
- (五) F.A.S.の英國の解釋
- (六) F.A.S.の米國の解釋
- (七) C.I.F.の英國の解釋
- (八) C.I.F.の米國の解釋

第三項 C.I.F.の變體に對する英米の解釋

- (一) C.&F.(英國の解釋、米國の解釋)
- (二) C.I.F.&C.
- (三) C.I.F.&E.
- (四) C.I.F.&E.
- (五) C.I.F.&G.&I.

第四項 F.O.T., F.O.R.

目次

九

〔附 錄〕

- (一) 委託販賣送狀
- (二) 内地送狀
- (三) 輸出送狀
- (四) 生絲先物賣買覺書
- (五) 生絲先賣通知書及承諾書
- (六) 輸入品買付案内書
- (七) 輸入品買付承諾書
- (八) 輸出賣買契約書
- (九) 鐵道省賣買契約書
- (十) 米國鋼鐵製品會社、シフ、契約書
- (十一) 輸出品見積書
- (十二) 輸出品代價表
- (十三) 海外注文狀
- (十四) 米國輸出問屋注文狀
- (十五) 米穀賣上計算書
- (十六) 英文賣上計算書

訂改 商業賣買 上卷目次終

訂改 商業賣買 上卷

商學士 小林行昌 著



第一章 總論

第一節 賣買の觀念

「賣買の意義」  
 賣買(Sale, Purchases and Sales(英); Verkauf, Kauf und Verkauf(獨); Vente(物))  
 は物を賣る行為と、之を買入るゝ行為との二者を包含す、物を賣るとは金錢を獲ん  
 が爲めに物を與ふるの意、又物を買ふとは、物を獲んが爲めに金錢を與ふるの意に  
 て、兩者共に金錢と物とを交換するの意に外ならざれども、物の方面より觀て、之を  
 與ふるときは「賣る」と云ひ、之を受くる場合を「買ふ」と呼ぶを常とす、而して金錢を物  
 の一種と觀るときは、賣買も亦物と物との交換に外ならざれども、金錢は一種特別  
 の性質を有する貨物なるを以て、一般に之を普通の交換と區別するものとす。唯

經濟學の交換論に於ては、交換を廣く解し、直接交換即ち物と物との交換に對して、之を間接交換と稱することなきにあらず、之を間接交換と呼ぶは、物を賣らんとする者は、依て以て獲らるべき金銭を貯へ、他日此金銭に依りて、他の物を獲んことを目的と爲すが所以なり。

賣買を主觀的に觀察するとき、即ち取引を行ふ者より觀るときは、賣る行為と、買ふ行為との二種に區別することを得ると同時に、之を客觀的に觀察するとき、賣買なる一個の行為と觀ることを得べし、實は取引自體より考ふるときは、賣買は一個の行為にして、賣手より觀たる場合を販賣と稱し、買手より觀たる場合を買入と呼ぶに過ぎざるなり、經濟學に於て之を交換と看做し、法律上之を双務契約の一種と爲すは、畢竟取引自體を觀たるものにて、物を賣ると云ふ其一方には、必らず之を買入るゝ者あるに由る、法律學者は曰く、賣買とは當事者の一方が有形又は無形の財産を與ふるに對し、他方が其對價として金銭を與ふる契約なり」と、然り賣買は契約にして、法律、經濟其他一般學問上に於て、或は其定義を與へ、或は其作用を論ずるときは、之を一個の取引と看做すを便と爲すも、商業上の賣買に於ては、賣捌に關す

る事項と、仕入に關する事項とは、自から趣を異にするを以て、或は販賣を捉へて之を説明し、或は仕入を題目として之を論述するの必要あり、商人は専ら賣らんが爲めに仕入れ、其販賣法は彼等の最も苦慮する所なるを以て、販賣を主とし、仕入を從とするは、賣買論上自然の順序ならざる可らず。

賣買に類する言葉に Marketing 若くは Merchandising なる語あり、殊に米國に於て用ひられ、商科の一學科として教授せらるゝを以て、之に關する著書も少からず、其意義は學者に依りて差異なきにあらず、單に「商品の販賣」と同意義に用ひ、或は商品が生産者より消費者に移轉せらるゝ、種々の役務を指稱するもの多きが如し、後者は畢竟商業の國民經濟上に於ける任務に着眼し、經濟學者の解釋を採用したるものにて、商品の配給若くは分配 (Merchandise distribution) に重きを置きたるもの外ならず、クラーク、ホワイト、シェリングトンの如きは、大體此意義を採り、其任務として次の數項を掲ぐるを常とす。

- (一) 買集 (Assembling)
- (二) 格付又は分類 (Grading)
- (三) 保管 (Storage)
- (四) 輸送 (Transportation)

(五) 金融 (Financing)

(六) 危険負擔 (Risk-taking)

(七) 需要の創造 (Demand creation)

(八) 販賣 (Selling)

(七、八は區別せざるものあり)

是等の學者は商品配給の主たる仕事は「同一價格と認めらるものに對する交換に於て、貨物の所有權の移轉を行ふに在り」と爲し、其書中説く所を觀るに、是等の任務を概説したる後、商品を(一)農産物(二)原料品、並に(三)製造品に大別して其販賣法の特色を述べ、更に卸賣、諸種の小賣の方法、販賣代價、各種の商人等を説明するを以て、主たる題目は「商品の販賣法」に外ならず、コーブランド教授の如きは「マーチャング」は積極的に愛顧を求むる方法なりとさへ明言せり、即ち(一)特別の生産物を買入れしむる如く、消費者を刺激することに依り、(二)生産物の販賣を増加することを援助すべく、卸小賣の商人を獎勵することに依り、更に(三)生産者より消費者へ、有効且經濟的に生産物を配給する爲め、包括的且合理的の方法を組織し、之を實行することに依り、愛顧を活動的に求むることを云ふと爲せり。

是等の學者が擧げて貨物の物理的移動の外、所有權の移轉に重きを置く所以は、故

らに交換をも含ましめんが爲めにあらずして、想ふに市場の賣買は必ずしも貨物の移動を要せざると、所有權の移轉は危険の負擔に關係深きと、貨物の移動を中心とし、貨幣を従とするが爲めなるべし、而して保管、金融、輸送の如きは、現在の經濟組織に於ては、多く獨立の業務として行はるゝを以て、それ等は特別の研究に委せらるゝも、商品の配給なる方面を主とし、商人、生産者等より是等を觀察し、研究するを以て、便宜上斯學の一部に加へたるに過ぎず。

賣買には吾人が日常行ふ日用品の買入あり、不用品の賣拂あり、農家、製造家の肥料、原料、器具、機械の買入、其生産品の販賣あり、商人が代價の差額を利して、以て生計を營まんとする賣買あり、政府の買上又は拂下あり、國家と國家との賣買あり、其種類千差萬別にして、之を行ふ者に依りて目的を異にし、隨て其方法を異にするも、以下主として説く所は、商業的賣買に在り。唯工業、鑛山業者等の賣買は事實上商業賣買と大差なきを以て、是等に言ひ及ぶ場合少からず、又營利的賣買は孰れも共通の特色を帶ぶるものなるがゆゑに、商業的賣買として述ぶる所は、偶之を一般人並に政府の賣買にも援用し得るものと知るべし。

二、賣買と商業 賣買は物と金銭との交換にして商業は利益を獲んが爲めにする賣買、其他の取引並に之を媒介補助する業務なり、隨て賣買は商人の專有物にあらず、吾人は一般貨物を商人より買入るゝと、同時に、吾人相互に物を賣買することあり、其他農業家、製造家等の賣買あること、既に述べたる如くにて、商業賣買は商人が之を營利的常業と爲すの差あり。又賣買は必ず貨幣の受授を伴ひ、物の受渡に對し、金銭の支拂を要するものなれども、商業は賣買のみに限らず、之に伴ふ諸種の取引、貸借等を含み、且つ現今の意義に於ては、銀行、運送、倉庫、仲立等の諸業務をも包含せしむるを以て、賣買即ち商業にあらずと雖も、假令是等の業務を商業の一種と看做すも、賣買は商業中最も重要なりと謂はざるべからず、蓋し商業の本領は、貨物の需要供給を投合せしむるに在り、之を投合せしむるものは即ち賣買にして、銀行、運送、倉庫、保險、仲立等の諸業務は、之を補助する手段に外ならざればなり、世人一般に貨物の營利的賣買を以て商業なりと爲すもの、亦故なきにあらずと謂ふべし。現在の經濟組織に於ては、或貨物の生産者が、直接消費者に對して販賣する場合の外、一般に生産地方の或地點に於て買集められ (Concentration) 之を消費地に輸送し

て分配するもの多し (Dispersion) 各種の農産物、地方的小規模の製造品の販賣徑路の如きは、其適例にして、是等の貨物の集散地點を市場 (Market) と稱す、換言すれば市場は貨物の大量取引の行はるゝ場所を指稱するものにて、普通貨物の具體的移動を伴ふものなれども、所有權の移轉が行はるゝときは、必ずしも貨物の移動を要せざるものとす、而して是等の媒介を行ふ者を廣義の仲介業者 (Middlemen) と稱し、之を分て次の三種とす。

(甲) 商人 (Merchants) は直接に貨物を賣買する者、即ち所有權を獲得し、之を移轉する者にて、小賣商人、卸賣商人の如きは之に屬す。

(乙) 機能的商人 (Functional middlemen) とは賣買を容易ならしめ、所有權の移轉に對し便宜を供する者を云ふ、問屋、仲立人の如きは其適例なり。

(丙) 補助商人は運輸、保管、保險の如き、貨物販賣の活動を補助するものにて、是亦 Functional middlemen と稱せらるゝことあり、是等の業務に従事する者は、亦生産者、消費者並に普通の商人の賣買を補助するものなれども、所有權の移轉には直接關係之なきを以て、一般には Middlemen と稱せざるを常とす。



三、賣買の發達 往昔經濟組織の簡單なりし時代に在つては、自勞自活の簡易生活を以て満足し、己れに剩りある物を造りて、之を他と交換するの念慮なく、稍進んで交換の有利なるを悟るに至るも、最初は單に物と物とを、直接に交換するに過ぎず。隨て其物の交換上直接に生ずる、需要供給の投合なる利益を享くるに止まり、敢て其他に及ばざりしも、漸く其不便を感ずるに及び、交換の媒介物を案出し、價格の標準及び分割の手段に供し、需給の適合をして、一層便ならしむるに至れり、是れ即ち廣義の貨幣にして、此時代より賣買の觀念なるもの、其萌芽を生ずるに至れり、然れども未開の時代に於ては、革皮、牛羊、貝殻若くは五穀、布帛、茶の如き貨物を以て、交換の媒介に供したるがゆゑに、之に依る賣買も未だ廣く行はるゝに至らず、且つ利益を獲て賣り、若くは買ふと云へる目的に出づること、比較的稀なりしが、其後金屬貨幣を案出し、交換上及價格蓄積上の便を供するに至り、始めて現今の意義に於ける賣買なる取引發生することゝ爲れり、更に進んで諸種の信用機關はり、信用取引盛んに行はれ、所謂信用經濟の時代に入るに及んで、管に手形、小切手の如き貨幣の代用物が賣買を促進せしむるのみならず、公債、株券、社債券等種々の有價證券は

恰も動産の如く賣買せられ、重要な賣買の目的物と爲るに至れり、而して古來貨物 (Goods [英]; Waren [獨]) は賣買の目的物中最も重要な地位を占め、現今と雖も、賣買即貨物賣買を意味するが如く、廣く且つ多く行はるゝも、土地家屋の如き不動産の賣買も、現今の都市に於ては、決して輕視する能はざる取引にして、之に準ずる船舶の賣買は、一種の商業を成すがゆゑに、是亦賣買論中に包含せしむるを可とす、若し夫れ、實用新案若くは特許權の如き發明上の權利、其他得意關係 (Goodwill [英]; Kund-schaft [獨]) 版權の如き無形の財産と雖も、恰も有形財産の如く賣買せらるゝ、現今の經濟社會に於ては、是亦賣買論中に網羅せしむるを便とすべし。

【註】賣買と貨幣……(一)我邦にて初めて錢貨の現はれたるは、顯宗天皇の朝、稻、斛、銀錢一文とあるを始とするも、鑄錢司を置きたるは、持統天皇の時代にして、文武天皇が大寶令を定むるとき、其典鑄司をして、始めて金銀銅錢を鑄造せしめたりと云ふ。然れども、此時代に於ても、稻穀布帛を以て通貨とする習慣は容易に脱せず、其後天德二年に至るまで、(村上天皇)時々銅錢銀錢を鑄造せしも、それより天正年間に至る六百年間は、一般に本邦の古錢並に支那より輸入せる錢貨を用ゐたるが如し、但し此時代に於ても、稻米を以て賣買の媒介物と爲したるは、記録の證する所にして、例へば、染唐綾三端代米十五石、顯文紗三端代米十石六斗の如し、されど前時代に比しては、錢貨の使用も稍増加したる形跡あり

例へば、大豆、玖、東直參拾陸文(孝謙天皇の時代)、麥五斗直二百五十文(一條天皇の時代)、木一石直一貫文の如し。(横井博士「日本商業史」)。

鎌倉幕府時代には、主として古錢宗錢等を用ゐ、鑄錢は極めて稀なりしも、後醍醐天皇の時、楮幣即ち今日の紙幣の如きものを造りたることありと云ふ、足利氏も亦鎌倉氏の如く、外國の錢貨を仰ぎ、織田氏は大判金などを造らしめ、豊臣秀吉も亦銀錢、銅錢、大判、小判等を鑄造せしめたるも、最も盛んに金銀貨を鑄造せしめたるは、徳川幕府の時代にして、元和元年頃より藩札を發行し、以て國內の窮貨を救ひたり、而して現今の如き洋式の貨幣に改めたるは、明治四年の「新貨條例」に在りとす。

(二) 嚮て海外の通貨は如何に發達せるやを觀るに、狩獵時代には獸皮貝殻の類を用ゐ、牧畜時代には牛羊の如き家畜を以て之に充て、北歐「カーセイザ」羅馬の最古の貨幣は獸皮なりしが如し、史を按ずるに「フイニシア」「カーセイザ」時代に於ても、金銀銅等は重要貿易品の一たりしに相違なきも、是等は主として器具の原料として使用せられ、稍完備せる鑄造貨幣の顯れたるは、希臘時代に入りての後なるが如し。尤も「パピロニヤ」人の如きは古代の國民中最も早く(紀元前三千年代)貴金屬を通貨として用ゐ、金銀及「エレクトロン」(金銀の合金)の棒又は輪の如きものを、貨物買買の際秤量して授受し、又買買契約を粘土盤に記録したりと云ふ)又埃及に於ても、紀元前十五六世紀頃に、金銀銅貨を用ゐたりと云ふ)「アイレ」氏「商業史」。

(三) 又手形を以て支拂に供する習慣は、何時頃より始まれるやと云ふに、外國にては夙に「カーセイザ」時代に案出せられたりと云ひ、我邦にては南北朝の頃に、吉野大和の下市に於て使用したるを嚆矢と爲すと云ふも、我邦にても最も廣く流通せしは、徳川時代に於ける大坂なりしが如し。此時代に於ては既に今日の爲替手形又は約束手形の如きものを用ゐ、兩替屋と取引ある者は、之に宛てたる現今の小切手の如きものすら發行し居たりと云ふ。

## 第二節 買買の法律的觀察

一、買買の意義 買買の意義に關する各國の法制を見るに、孰れも物の給付に對し金錢を交付する双務契約の一種と爲す點に於ては異なる所なきも、亦各少差なきにあらず、例へば其目的物に關しても、佛、埃の如く廣く「物」と云ひて、之に無體物たる權利を含ましめ、或は我舊民法の如く「所有權及び其支分權」として債權の買買は其所有權の買買なりと看做し、或は獨逸の如く「物及び權利」と爲し、又目的物に「金錢」を入るゝ者と、之を除外する者との別あり。其法制に就ても、或は英米の如く動産買買のみを一條例として規定せる者あれば、又其他各國の如く、總ての買買を網羅して民法に收めたるものあり、或は商業買買に關して稍詳密の規定を設けたる獨逸商

法の如きものあれば、又我邦の如く、主として民法に規定し、商業賣買に關しては、僅に數條の規定を商法に加へたるものあり、區々にして一定せざるものゝ如し。

凡そ法律編成の主義には、佛獨其他歐羅巴大陸諸國、南米諸共和國の如く、流れを羅馬法に汲みたる法典主義と、英米の如く普通法に依る主義との別あり、前者は民法商法刑法等を劃然と區別し、從て商行爲及商人を其他のものと別つを以て、前記の如き結果と爲れども、後者は判決例並に種々の特別法に依るを以て、例へば英國の如きは貨物賣買、爲替手形、組合、株式會社、倉庫證券等に對し、各別の法律を制定するを常とす、前者は法規の系統整然として研究若くは判決等には便なるべきも、實用上より觀れば後者を優れりとす、殊に我邦の法典の如く、單に佛獨の法律を翻譯したるのみにて、我邦に適せざるもの、或は不完全なるもの多き國に在ては、假令法典主義を採るも、漸次之を改正補修せざるべからず。

我民法第五百五十五條は一般賣買の意義を示して曰く

「賣買は當事者の一方か或財產權を相手方に移轉することを約し相手方か之に其代金を拂ふことを約するに因りて其効力を生ず」

と爲せり、茲に當事者の一方とは、賣主 (Seller or Vendor) ; Verkäufer (獨) にして、相手方は即ち買主 (Buyer or Vendee) ; Käufer oder Einkäufer (獨) なり。而して之れを雙務契約と云ふは、賣主が或る財産を與ふることを約するに對し、買主が代金を支拂ふ旨を約する爲めに、此點は各國法制の略一致する所なり。尙ほ左に之を解説すべし。

(一) 賣買は諾成契約なり、賣買契約は當事者の意思の一致あれば成立する、所謂諾成契約にして、普通の場合、別に書面を作成するを要せず、又直に物の引渡若くは代金の支拂を要せざるものとす、唯不動産及び船舶の賣買に於て登記を必要とし、船舶は登記の外國籍證書にも記載することを要す、或は記名株券の賣買に於て、會社帳簿の書換、株券への記入を必要とするが如きことあるも、無記名株券は引渡を必要とす、是等の手續は其賣買をして第三者に對抗せしめんが爲めに必要なるのみにて、假令之を缺くことあるも單に賣り買ふと云へる意思の一致のみに依りて、賣買契約其ものは直に成立するものとす。然れども外國にては之に異なる規定を設けたるもの少からず、例へば國に依りては、賣却物の引渡ありて、始めて其物の所有

權が買主に移轉するものと爲し、英國は書面又は口頭、默示孰れにても契約を爲し得るも、價格拾磅以上を有する貨物の賣買契約の如きは、普通の場合契約書を作成して當事者が署名せざれば、訴權を有せざるを常とす、又國に依りては、土地の賣買若くは、相續財産の賣買に關し、一定の手續を要するが如し。但し我邦にても、倉庫寄託貨物及び託送貨物の賣賣の如きは、證券を發行したる場合、倉庫證券又は船荷證券等の引渡を要すること等を俟たず。

【註】(一)獨逸民法第四百三十三條は、賣買契約に因りて物の賣主は買主に其物を引渡し且つ其所有權を供與する義務を負ふ……と爲し、其四百四十六條に於て、賣却物の引渡に因りて、其物の偶然的滅失及び毀損の危險は買主に移轉す……と規定せるを以て賣主が物を引渡さざる間は、其所有權も亦賣主に在り得るんぶるひの民法論に依るも亦「賣買契約の取結を以て直に物の讓渡ありとするは、速斷にして物の讓渡は引渡の時に始めて之あるもの」と爲せど、這は蓋し不特定物の賣買を意味するものなるべし。

(二)又一八九三年の英國「貨物賣買法」を見るに、「貨物賣買契約とは、賣主が代價と稱する金銭的約因に對し、貨物の所有權を買主に移轉し、又は移轉することを約するものなり」とあり、即ち賣買を別て單純の賣買(之を Sale 又は Executed Sale と云ふ)と賣買の合意(Agreement to sell 又は Executory contract of sale)との二種と爲し、前者の場合に於ては、目的物の所有權は直に買主に移るも、後者の場合は、將來に於て、又は其後成就さるべき條件の下に、之を移轉するものと爲せり。

(1) A contract of sale of goods is a contract whereby the seller transfers or agrees to transfer the property in goods to the buyer for a money consideration called the price. (2) The contract may be absolute or conditional. (3) Where under a contract of sale, the property in the goods is at once transferred from seller to buyer, the contract is called a sale; but where the transfer of the property therein is to take place at a future time, or subject to a condition to be fulfilled thereafter, it is called "an agreement to sell." An agreement to sell becomes a sale when the time expires or the conditions are fulfilled.

英國に於ても特定物(Specific or Identified goods)の賣買に於ては、貨物の所有權は直に買主に移轉するが故に、「セイル」と爲り、不特定物の賣買にても、即時に履行せらるゝものは「セイル」と爲り、履行期限のあるもの、條件附の賣買、並に先物の賣買の如きは、孰れも「アグリーメント」と爲るものとす、而して買主が債務を履行せざる場合に、「セイル」に於ては賣主は契約代金に當る金額を請求するを得、訴訟手續も簡單なれども「アグリーメント」に於ては、賣主は損害賠償を請求し得るに止り、其金額を證明せざるべからず、又賣主不履行の場合、「アグリーメント」に於ては、買主は貨物に對して何等の權利を有せず、單に損害賠償を請求し得るに止るも、「セイル」に於ては買主は常に損害賠償を請求し得るに止らず、貨物其ものを請求し得るの差あり、尙ほ貨物が滅失したる場合に於ても、「セイル」に在つては、買主の損失に歸するも、「アグリーメント」に於ては賣主の負擔に屬するの差あり。(三)米國に於ては州に依りて法律を異にするを以て、一定せざれども、大體は英國の賣買法と大差なきが如し、而して近年各州間の法律の衝突を調和せんが爲めに、米國辯護士

協會の委員が編成したる統一賣買法 (Uniform Sales Act) に據りて法律を改正する州も少からざれども、此統一法は範を英國の賣買法に採りたるものゝ如し。

(四)英國の貨物賣買法に依れば、貨物の價格が十磅以上(米國は五十弗以上)なるときは、次の條件を具備せざれば、訴に依りて履行を強制することを得ざるものと定む。

- (1) 買主が賣渡貨物の一部を引受け (Acceptance) 且つ現貨に之を受取るが。
- (2) 契約を有効ならしむる爲め、手附を交付するが、若くは内拂を爲すか。
- (3) 契約の覺書を作成し、責任ある當事者、若くは其代理人が署名すること。

(二) 賣買の目的物は、財産權に限る。法律上賣買の目的物たることを得べきものは、財産權に限る。財産權とは總て金錢上の價値を有する權利にして、之を物權(占有權、所有權、質權、抵當權等)と債權との二種に別つを以て、普通行はるゝ有體物の賣買即ち有體動産、不動産の賣買は、其所有權の移轉を約するもの、又其他は總て所謂權利の賣買なり、而して賣買は斯く財産權に限るを以て、勞務、得意關係 (Goodwill) の如き權利に非らざるもの、及び身體、名譽、尊稱等に關する人格權、親族關係より生ずる親族權の如きは、賣買の目的物と爲すを得ず、然れども特許權、實用新案權、商標權及意匠權の如き工業所有權、鑛業權、漁業權若くは著作権の如きは、亦準財産權(無體財産

權)と認め得るのみならず、是等は特許法の如き特別法の規定に依りて、之を移轉することを得るがゆゑに、實際上に於ては賣買することを得べく、營業の讓渡、從て其得意關係の賣買も、亦事實上之を行ふことを得べし。

得意關係の如きも、財産上の價値を有するものにて、其評價も亦爲し得ざるにあらざるも、是亦財産權にはあらざるを以て、賣買の目的物と爲すを得ず、實際上に於ては、商號又は營業の讓渡價格を格外に高く見積ることに依りて、之を賣却することと爲るなり(英米の判決例は得意關係を以て一種の財産と認め、容許し、獨逸法の解釋も亦其賣買を認め居れりと云ふ)。

讓渡と賣買、俗に「讓渡」と云ふときは、貨物其他の財産の非營業的賣渡を指稱する場合もあれば、又單に「賣渡」と同一の意義に使用せらるゝことあれど、法律上に於ては、廣く契約に因る財産若くは財産權準財産權を含むの移轉を意味するを以て、獨り賣買に限らず、贈與、交換の如き契約に因る財産權の移轉も亦「讓渡」と爲るものとす。我商法が「商號の讓渡」第二十一條又は「商號と共に營業を讓渡したるときは」第十二條と云へるは、其適例にして、前者は商號權の移轉を、又營業の讓渡は營業權並

に營業財産の包括的移轉と解すべきものなり、從て商號と共に營業を讓渡したるときは、商號權は固より、商店の土地又は借地權、建物又は其賃借權、商品、器具、什器等有體財産の外、營業上の債權、債務をも引繼ぐことゝ爲り、營業權も亦得意關係も隨伴することゝ爲るべし、但し電話を含むか、債務を除外するか、商品の一部のみを引受くるかと云へる如き事項は、總て當事者の契約に依るべき理なりとす。

權利、近年我邦に於て、權利の賣買なる語を用ふる習慣あり、例へば借地權の價格從來商店の「造作」と稱へたるもの、若くは建物の賃借權其他多少獨占的の性質を有する營業（取引所の取引員、煙草の元賣捌人及小賣店、湯屋の如し）の類にして、土地、建物の權利は賃借料比較的低廉なる爲め、其餘剩利益を資本化したる金額を以て、權利の價格と看做すを常とし、其他は多く、得意關係に當るが如し、而して東京市が市區改正に當り、商店に對しては此種の權利を認め、老舗料など、稱して、何程かの補償金を交付し、又中央卸賣市場法第七條は、市場開設の爲め、閉鎖を命せられたる私設市場開設者若くは卸賣商人に對して損失を補償すと定め、現に魚河岸の板舟權の補償金を認めたる等の事實は、得意關係の財産價值を公認したる例證と看做す

ことを得べし。

然らば金錢を賣買することは如何と云ふに、金錢も亦財産の一種なる以上、其所有權は勿論、之が給付を目的とする債權も、亦賣買することを得ざるべからず、英國の如きは之に反し、賣買の目的物たり得べき所謂 Goods（貨物又は動産は、貸金、質權若くは保險證券の如き無形財産及金錢を除きたる動産なりとし、蘇格蘭も亦之に倣ひ、金錢以外の有體動産なりと爲せり、而して獨逸は賣買の目的物を物と權利の二種に分ちて、金錢を除外せざるのみならず、債權は固より特許權、版權、得意關係の如きも、亦之を賣買し得るものと認め居るが如し。

【註】耕作物及材木 田畑にある稻、麥若くは大根、若くは山林、庭園の樹木の如きものは、之を動産と看做すべきや否やと云ふに、之を土地の定着物と看做すときは不動産と爲るも、之を切離して販賣するの意思なれば、動産と爲るの理なり、然るに英米に於ては農業的勢力の年々産出物は、畑地に在るも（Industrial growing crops）之を動産の一種（Emblements）と看做し、自然に生長せる草木の如き、或は土地の一部を成す巖石の如きは、賣買（セール）の前又は賣買契約に依て、之を分離することを約したる場合に於てのみ、動産と看做さるゝものとす。

（三）賣買の目的物は、他人の物にても、亦將來造るべき物にても、可なり、賣買の目的

物は現に自己に屬すると否とを問はず、又既に存在すると否とを問はざるものとす、是れ英、米、獨佛、諸國の授を一にする所にして、例へば將來他人より買入れ、又は製造し、若くは收穫せんとする物を賣買するが如し。我邦に於ては之を供給契約若くは先物(俗語)と稱し、英米にては Future goods と稱す。

(四) 賣却物の代償として、必らず、金、錢、を支拂ふことを要す。賣買に於て一方が物を與ふるに對し、他の一方が金錢に非らざるものを與ふるるとき、例へば物又は勞務を給付するときは、交換又は雇傭と爲り、賣買とは爲らざるものとす、然れども金錢と共に他の物を給付することあるも、主たる給付物が金錢なるときは、之を賣買と爲すを妨げざるなり、而して支拂ふべき金額は、之を定め得べきことを要するも、必らずしも確定せるを要せず、契約履行の地及び時に於ける市場代價、商店代價、取引所代價等に依るべき旨を約し、或は賣主又は買主若くは第三者をして之を定めしむることを約するを得べし、而して代償を定むる方法を契約せざるも、事實上相當の代償を以てするの意思なることを、推知し得べき場合なるときは、それにてても尙ほ有效なれども、全然代償を定むるに由なきときは、賣買契約は無効と爲るべし。

此點は英米の如きも略同一にして、賣買貨物の代償は(a)契約に於て之を定め、(b)定むべき方法を約し、(c)或は當事者の取引方法に依り推定し得れば可なるも、是等孰れにも據ること能はざるときは、買主は相當の代償(Reasonable price)を支拂はざるべからず、其相當代償は各場合の事情に依りて決すべきものにて、畢竟裁判官の認定に依るも、普通の場合、物品引渡の時及地に於ける市場代價と看做すを常とす、而して代償を定めざる場合、相當の代償にて可なりと推定するは、元來英國法に淵源を發したるものにて、羅馬法にては、代償又は之を定むる方法を明かにせざるときは、其契約を一種の無名契約と看做すものとす。(第一章、第四節、第一項「羅馬法の賣買」參照)

然れども最初より明かに定めたる代償は、必ずしも時價相當なるを要せず、例へば拾圓の價値あるものを五圓に賣るも、固より差價之なきものとす、但し代償少きに過ぐるときは、事實上贈與と爲ること之あるべきのみ。又代金を定むる場合必ずしも日本の通貨たるを要せず、外國貨幣を以て定むることを得べきも、此場合には、支拂地に於ける爲替相場に依りて換算したる、日本の通貨を以て支拂ふことを得るものとす。

代價は原則として法貨を以て支拂ふべきものなれども、賣主が承諾するときは小切手若くは手形を以てすることを得べし、此場合代金の辨済と爲りて、債務の更改と爲るや、小切手又は手形の支拂ありて始めて代金の辨済と爲るやは當事者の意思に依るものとす(我邦の判決例、英國にては普通手形の支拂を以て條件附の支拂と看做し、手形が不渡と爲りたるときは、代金支拂の債務は復活し、買主は手形上又は代價上の債務者として訴に應ずる義務ありとす。

米國に於ては代價は必ずしも金錢を以てするを要せず、金錢以外の動産を以てすることを得(統一賣買法)、此主義は既に羅馬に於ても主張せられたることありたるものなれど、交換との區別曖昧と爲るの缺點あり、現今の如き通貨を使用する時代には、之を賣買と認むる必要之なかるべし。(羅馬法にては代價は金錢に限る)

(五)賣主は完全なる財産権を移轉すること、を約す。賣主は財産権を移轉すること、を約するものにて、直に物を讓渡すものにあらず、換言すれば財産権移轉の債務を生ずるに止るものなり。特定物の賣買に於ては、契約成立と同時に其物の所有權は買主に移るも、這は單に即時に履行したるのみにて、賣買其ものが直に讓渡と爲

るにあらず、是れ英法の「セイル」など、趣を異にする所なり。而して此財産権は完全なる物(瑕疵なき物)に於ける完全なる權利なることを要するがゆゑに、目的物に隠れたる瑕疵あるとき、其一部不足、又は滅失の場合、物の上に質權、抵當權等、他人の權利の存在する場合に於ては、其補足、契約解除又は損害の賠償若くは擔保權の滲除を求むることを得るものとす、是れ所謂擔保の責任(Warranty)なるものにて、英、獨、諸國も亦同様の規定を設くる所なり。

【註】賣買契約の效力……として、賣主は(一)財産権を移轉し(二)目的物を引渡し(三)目的物を保管し(四)擔保の責に任ずることを要す。是故に賣主は財産権の移轉に必要な行為例へば登記、記名證券等の書替を爲し、且つ目的物を買主の占有權内に置くを要す、賣主若し引渡を爲さざるときは、買主は(一)其代金の支拂を拒み(二)契約の解除を爲し(三)若くは引渡の強制履行を請求し、是等の場合に於て損害賠償を求め、又單に損害賠償のみを請求することを得べし(民法第五三三、五四一、五四二、四一四、五四五、四一五條等參照)而して賣主は財産権を移轉せしときより引渡まで、善良なる管理者の注意を爲すべき規定なりとす、又一方買主は賣主に對して(一)契約の代金を支拂ひ(二)物の引渡の時又は支拂期限後の利息を支拂ひ、及び(三)目的物を引取るの義務を有するものとす。英國に於ては原則として代金の利子を請求することを得ざるも、(一)特別の契約あるか



(二)債務を流通證券に依て支拂ふべき場合か(三)裁判官が特別の場合、損害賠償の意味に於て利子の支拂を命ずるときは、之を請求することを得るものとす、特別の場合とは(1)債務が書面に依り確定せる時期に支拂はるべきとき(2)書面に依り、債務の支拂を請求し、請求の時より利子を附すべき旨を附記したる時を謂ひ(一)の利子を附すべき契約は必ずしも明示なるを要せず、商人と得意先との取引關係より推定し得る場合を含むものとす(蘇格蘭に於ては、貨物を買主に提供したる時は、利子を請求し得るものと定む)

二、商業賣買と商法 以上解説せる所は、主として我民法に依れるものなれども、商業賣買も亦大體之に準ずるものとす。我邦は民法を以て一般賣買事項を規定し、商業賣買に關しては、商法第三編商行為編中の第一章、總則に於て、商行為たるべき賣買の如何なるものなるやを列舉し、次で賣買をも含むべき一般契約に關して、商事に特別なる規定を設け、更に第二章、賣買に於て、商人間の賣買に關し、五箇條を設くるに止めたり。此他賣買に關する規定は、第一編第四章、商號の讓渡第二十一條乃至第二十三條、第七章の代理商、第二編會社法の中第四章、株式會社の株式の賣買(第四百九條以下)並に社債券の賣買(第二百六條及第二百七條)其他第三編商行為中の第五章仲立營業、第六章問屋營業、第五編海商、第一章船舶及船舶所有者中の船

船所有權の移轉(第五百四十一條及第五百四十二條)等なりとす。

獨逸の如きも亦賣買に關し、商法に規定する所は、同國商法第三編商行為中の十箇條に過ぎざるも、我邦に比して稍詳しく、英國の「貨物賣買法」(Sale of Goods Act, 1893)は一般動產の賣買に關する規定なれども、特に商品賣買上の慣習を斟酌したる所尠からず、從て「商業賣買法」と見ることを得べきものとす。

(一)商行為たる賣買 我商法の規定に依れば(一)利益を獲て轉賣せんが爲めに、動產不動産若くは有價證券を買入れ、及び之を賣渡す行為(二)他人より買入べき動產又は有價證券の供給契約と、此の目的物を買入るゝ行為(三)取引所の賣買(あらゆる取引にあらず)(四)船荷證券、貨物引換證、倉荷證券等、商業證券に依る物の賣買を以て、所謂絶對的商行為とし、商人が行ふと否と、又營業と爲すと否とを問はず、商行為として商法の規定に支配せらるゝもの(五)營業として貸貸する爲めに、動產又は不動産を買入るゝ行為(六)賣買の仲立代理の如きを相對的商行為と爲し(七)商人が其營業の爲めにする賣買を附屬的商行為と爲して、以て商法の規定に依るべきものと爲せり。

(二) 商事契約 に就ては、對話者間及び隔地者間の申込の効力及び申込を受けたる場合の通知の義務申込と同時に物品の送附を受けたる場合の保管の義務等を規定し、尙ほ債務の履行地、履行期限等に關しても、民法と異なる規定を存せり(商法第二百六十九條乃至第二百七十三條、第二百七十八條及第二百七十九條參照)。

(三) 商人間の賣買 に關しては、(一) 買主が目的物を受取らざる場合の賣主の供託權及び競賣權、(二) 賣買の性質又は當事者の意思表示に依り、一定の期間内に履行せざれば、目的を達し難き場合の契約解除の推定、(三) 目的物検査の義務及び其數量不足又は瑕疵ある場合、並に注文違ひの場合、(四) 前項契約解除の場合に於ける商品保管の義務等を規定したり(商法第二百八十六條乃至第二百九十條參照)。

三、其他の法規 凡そ賣買契約なるものは其範圍頗る廣汎にして、其目的物の種類は千差萬別なる上、之を行ふ者も亦官民、老幼、婦女等區々なるに、不正の取引を行ふ者も少からず、必ずしも不正ならざるも、其公衆に對する影響輕からざる場合あるを以て、政府は種々の法規を設けて、賣買者間の權利義務を定め、或は種々の取締法を定むるを常とす、而して其中重要なるものは既に之を列擧したれど、尙ほ總括的に賣買に關する諸法規を示すことゝ爲すべし。

賣買に關する法規を大別すれば、之を一般的のものと、特別的のものとの二種と爲すことを得。

(甲) 一般的法規

(一) 民法 の中重なるものは第三編債權中の「契約」の總則及び賣買なることは、既に述べたる所なるが、其他同編中の總則(第一節、第二節、第四節、第五節の一部)、第一編「總則」中の「人の能力」「物」「法律行為」「期間」「時効」の一部、物權中の所有權等も亦關係多きものとす。

(二) 商法 は既述の如し。

(三) 刑法 に於ては、阿片煙、通貨、文書、有價證券、印章等の偽造、毀棄、賭博及富籤、贓物に關する罪等は賣買に關係あり、其重なる數條を示すべし。

(第百三十六條) 阿片煙を輸入、製造又は販賣し、若くは販賣の目的を以て所持したる者は六月以上七年以下の懲役に處す(器具は三月以上五年以下、第百三十七條)。

(第百四十八條の後段) 偽造變造の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し、又は行使の目的を以て之を人に交付し、若くは輸入したる者は、無期又は三年以上の懲役に處す。

(文書又は圖畫を偽造若しくは變造したる者は、三月以上五年以下の懲役に處し、之を行使したる者も亦同し、公債證書、株券其他の有價證券を偽造又は變造し、若しくは虚偽の記入を爲し、或は之を行使し、行使の目的を以て人に交付し、若しくは輸入したる者は三月以上十年以下の懲役に處す。)

(第百七十五條) 猥褻の文書、圖畫其他の物を頒布若しくは販賣し、又は公然之を陳列したる者は、五百圓以下の罰金又は科料に處す、販賣の目的を以て之を所持したる者亦同し。  
(第百八十五條) 偶然の輸贏に關し、財物を以て博戲又は賭事を爲したる者は千圓以下の罰金又は科料に處す、但一時の娛樂に供する物を賭したる者は此限に在らず。(但し常習として之を爲したる者は三年以下の懲役に處す、第百八十六條)

(第百八十七條) 富籤を發賣したる者は二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處す。  
富籤發賣の取次を爲したる者は一年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處す、末段略す。

(第百五十六條) 贓物を收受したる者は三年以下の懲役に處す。  
贓物の運搬、寄藏、故買又は牙保を爲したる者は、十年以下の懲役及び千圓以下の罰金に處す。

(四) 暴利を目的とする賣買の取締に關する件 (大正六年九月一日農商務省令 第二十號大正七年改正)

(第一條) 急激なる市價の變動を誘起し、因て暴利を得るの手段として、左に掲ぐる物品の

買占又は賣借を爲し又は爲さんとする者と認むるときは、農商務大臣は期間を定めて其行爲を爲すべからざる旨を戒告し、且必要と認むるときは、同一物品の賣買に付條件を附することを得、他人をして其の行爲を爲さしめ、又は爲さしめんとする者と認むるとき亦同し。

(一) 米穀類及穀粉類 (二) 鐵類 (三) 石炭 (四) 絹絲及綿布 (五) 紙類 (六) 染料 (七) 藥品 (八) 肥料  
(第二條) 前條の戒告に違反して買占又は賣借を爲し、又は戒告に附したる條件に違反したる者は、三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す。

(五) 其他一般の賣買に關する特別法には貨幣法、兌換銀行券條例度量衡法(施行令施行細則、不動産登記法、立木登記規則、印紙税法、登録税法、破産法等種々ありとす。

(乙) 特別の法規を分て次の三種とす。

(一) 官廳の賣買に關するもの

(1) 會計規則、物品會計規則、出納官吏事務規程、國有財産法

(2) 煙草、粗製樟腦及樟腦油、鹽の專賣法、

朝鮮の紅蔘專賣令、臺灣酒類專賣令、

(3) 米穀法其他

(二) 競賣法(執達吏、動産の場合)若しくは區裁判所、不動産の場合が行ふもの

(三) 工業所有權に關するもの

特許法、實用新案法、商標法、意匠法、商法中の商號に關する規定、萬國工業所有權保護同盟條約

(四) 諸取締法

(A) 市場に關するもの

(1) 取引所法、取引所令、取引所法施行規則(2) 中央卸賣市場法、同施行規則(3) 府縣の市場取締規則(4) 家畜市場法

(B) 警察行政に關するもの

(1) 警察犯處罰令、廣告物取締法、未成年者の喫煙禁止並に飲酒禁止法、懸賞又は富籤類似の他射伴方法提供の行爲取締方  
(2) 飲食物其の他の物品の取締に關する法律、牛乳營業取締規則、清涼飲料水營業取締規則、氷雪營業取締規則、人工甘味質取締規則、飲食物防腐劑取締規則、人造「バター」表示に關する件

(3) 古物商取締法、質屋取締法

(4) 銃砲火藥類取締法

(5) 出版法、新聞紙法、著作権法

(6) 藥品營業並藥品取扱規則、賣藥法

(7) 肥料取締法其他

(C) 商品の検査に關するもの(主として輸出品なり)

(1) 生絲の検査に關する諸法規

(2) 輸出入植物の取締に關する諸法規

(3) 花莖検査規則

(4) 輸出絹織物検査法

(5) 輸出又は移出する賣藥の取締に關する件

(6) 其他の輸出品取締規則(真田、石鹼、飲食物罐詰、燐寸、硝子製品、珐瑯鐵器、莫大小製品、刷子、獸毛製刷子、セルロイド製品、鉛筆及鉛筆心、綿織物等にて、多くは世界大戰中即ち大正四年乃至八年に發布したるものなり)

(7) 鮑及海鼠製品取締規則

(8) 馬匹の輸出を禁ずる件

(9) 關稅定率法

以上の分類は大體の區別にして、施行規則等は多く省くことゝ爲せり、又賣買に關する規定は各法令の一部に止るものと知るべし、(内閣記録課編纂現行法令縦覽上下二卷參照)

### 第三節 賣買の利弊

#### 第一項 賣買の利益

(甲) 經濟上に及ぼす利益  
 一 生産上に及ぼす利益 賣買が生産上に及ぼす利益を考ふるに、凡そ三あり、分業に及ぼす利益、價値の増加及び生産者に及ぼす利益、即ち是れなり。  
 一 分業に及ぼす利益 分業は各種業務の細分を促し各人各其長所に従ひ勞力を費すがゆゑに、勞力の節約、熟練の増加、資本の節減等、種々の利益を興ふるものなれ

ども、其生産物を交換するの手段なからんには、自己に必要な貨物を多量に生産して、以て他物に代へ、自他の需要を満たさしむること能はざるを以て、遂に分業を行ふ事能はざるべし。而して自他の需要は直接に物と物とを交換しても、之を満足せしめ得べきがゆゑに、所謂物々交換に依ても亦分業を行ひ得ざるにあらざるも、物々交換の不便は交換の範圍と種類とを減縮し、隨て完全なる分業を行ふこと能はざらしむ。是れ即ち貨幣に依る交換即ち賣買が、貨物の流通を敏活ならしめ、分業をして、益細緻に、且つ愈廣汎ならしむる所以にして、現時の分業は、管に技術と職業とに依りて分たのるゝみに止まらず、地方と都會と、甲地と乙地と、更に國と國とも、亦其長所に應じて主要事業を區別するに至り、各特殊の生産物を供給し、之を交易して以て所謂有無相通するの利益を、遺憾なく享受せしむるもの、一に交易を促進する賣買の賜なりと謂はざるべからず。

(二) 價値の増加 商人は利益を獲んが爲めに、貨物を賣買するものなるを以て、安き時又は地に於て買入れ、之を高き時又は地に賣捌くことを目的とす、即ち諸種の貨物の需要供給を投合せしめ、物價の調和を圖ることゝ爲る所以にして、是れ總て一

般に價値を増加せしむる事と爲るなり、何となれば、或時或場所に於て某種貨物の代價の安きは、需要少き爲めに、需要少なきは其貨物の價値比較的少きを意味し、或時或場所に於て某貨物の代價の高きは、需要多くして價値比較的多きが爲めなるに、商人は、安き地又は時に買入れ、之を高き地又は時に賣捌き、此需給を調和せしむると同時に、自から物の效用を増加せしむを以てなり。例へば房州の海岸に於て、鰯の大漁なりし時は、其代價極めて低廉なるを以て、東京の魚商之を仕入れて、市民に高く賣る、其目的は固より營利に在るも、之が爲め房州に於る供給過剰と、東京市民の需要とを調和せしめ、隨て鰯の效用を増加せしむるが如し。是れ學者が商業運輸業の如き業務も、亦漁業、農業、工業等と齊しく、生産業なりと爲す所以なりとす。嘗に場所及時に關する效用を増加するのみならず、同一の場所及時に於ても、效用少き人より買入れて、效用多き人に賣渡す行爲も、亦貨物の效用を増加することと爲るなり。實際に於ては總て安く賣る人より買入れて、高く買ふ人に賣ることを目的とするものにて、代價高低の原因が場所時、或る人の所持欲等に因るに過ぎず、從て總ての商業賣買は主觀的價値判斷の少き人より買入れて、主觀的價値判

斷の多き人に賣ることを目的とするものなり、從て代價相違の原因たる場所の相違を失はしむる運輸時の相違を接近せしむる保管、賣買者を接近せしむる媒介行爲の如きは、孰れも賣買を援助する手段に外ならざるなり。

然れども俗に所謂物を造る業務、即ち狹義の生産業たる農工業の如きものが、價値を増加する場合と、商業、運輸業の如く、物の所有者又は所在地を變更して、比較的價値を増加せしむるものとは、自から趣を異にせざるを得ず、前者は原始的價値の増加にして、後者は是等の生産貨物の相對的價値を増加せしむるに止まるものなればなり。是を以て例へば一國內に於て、甲地の貨物を乙地に致せば、之が爲め價値の増加を生ずることあるも、對外關係に於ける其國の財産は、之が爲め何等増減することなき場合なきにあらず。又農工業上の過剰生産貨物は、其利用を案出するの餘地あるも、商業運輸業の如きものに、資本勞力を投すること多きに過ぐるときは、全く社會的浪費 (Social waste) に歸すること、之なきを保せざるなり。何となれば必要以上の賣買行爲、竝に運送設備は、徒に物價を騰貴せしむるの弊こそあれ、國民經濟上何等の利益をも與ふるものにあらざればなり。

(三) 生産者に及ぼす利益 凡そ農工業各種の生産業者が、全力を擧げて各自業務の經營に傾注し、以て其收益を大ならしめんには、各耕作若くは製造の技術に専らなるべくして、需要者の嗜好、需要地の状況、市場の形勢等は自ら閑却せらるゝ傾向あり、規模大なる生産者は特に人を派して是等を視察せしめ、又臨機生産を斟酌するの便宜を有せざるにあらざるも、多數の農業、或種の工業に於ては、生産物の販賣如何に關せず、其生産力に應ずる一定の市場生産を行はざるべからざるがゆゑに、賣買專業者は、其販賣に關し、種々の知識を齎して生産者を指導し、且つ生産品販賣の勞を採るのみならず、時價の高低より生ずる危険の一部を負担し、生産者の蒙るべき損失を軽減するの利あり。其他肥料、農具、種子若くは原料、器具、機械等の買入に關しても、亦其勞を預ちて、便益を供すること少からざるなり。例へば農業者が専心耕作に力を注ぎ、其産米の販賣を米商に託し、生絲業者が原料の仕入と工場經營とに専らにして、其販賣を一に輸出問屋に委託し、綿絲紡績業者が棉花の仕入、綿絲の販賣を、それら専門の商人に依頼するが如し、是れ亦分業上商人なる賣買專業者の缺くべからざる所以なり。

「マルクス」は舊式の經濟學說若くは一般の俗説の如く、有形財の使用價值を生ずる行爲のみを生産と看做す結果、商業も亦不生産的のものにて、何等價值を生ずるものにあらずと爲せども、商業の生産者に及ぼす利益は、明に之を認め居れり、即ち次の如し。

資本家は其製品を貨幣に代へ、更に其貨幣を以て、原料、勞働其他の生産資料を獲得するの必要あるを以て、分業の結果之を専門の商人に委任することあり、商人は多數の資本家の貨物を取扱ふ結果、之に要する資本、勞働を節約することを得るがゆゑに、元來不生産的の仕事なれども、必要の職務を行ふものなり。商人が生産者より商品を買入るゝは、商業資本を前貸する所以にして、生産者は自己の生産資本(商品資本)の利用を増加し得ることゝ爲るべし、商品が生産者の手より商人に移るも、未だ販賣を實行せず、商人は生産者に代り販賣行爲を繼續するの理なるが、商人は専門的に之を行ふ爲め、生産者自ら行ふ場合に比し、資本額(仕入資本及經營諸費用)を節減することを得るの利あり、又生産者は自ら消費者に販賣する場合に比し、迅速に商品を資金化し、之を原料購入等再生産に使用し得る外、商人の資金は其

廻轉容易なる爲め、一人にて多數の同一生産者の商品を買取り、又場合に依り他の生産物をも買集め得るの利あり、然れども商人の資本は貨物流通の爲めに使用せらるゝものなるに、貨物の流通は元來價值を生せず、從て餘剩價值をも生ぜざるを以て、商人資本も亦價值若くは餘剩價值を生せざるものとす。商業資本は少くも直接には價值若くは餘剩價值を生ずるものにはあらざれども、商業資本が幾分にも貨物流通の爲め貢獻するものとせば、資本家の生産せる餘剩價值を間接に増加することを助成することゝ爲るべし、而して商業資本が販路を擴張し、資本の間の分業を促し、資本をして大規模生産を営ましむる限り、産業資本の生産力を増進し、資本の蓄積を増加することゝ爲る、又貨物流通の時間を短縮し得れば、餘剩價值の前貸資本に對する割合、即ち利潤の割合を高め、且つ貨幣資本の形式に於て、流通界への資本の使用範圍を制限するだけ、直接生産資本を増加することゝ爲るべし。「マルクス」は更に進んで商人の利潤を解剖して、大要次の如く説明し居れり。

商人資本も亦貨物の流通に使用せらるゝ以上、相當の利潤を收むべき筈なれども、此利潤は通俗に考へらるゝ如く、商品の賣價を引上げて獲得せらるゝものにあ

らずして、餘剩價值は生産者が貨物を生産したる場合創造せられ、生産者自ら流通行爲を行へば、自ら之を收むることを得るも、偶獨立の商人が代て行ふ爲め、其一部を分ち與ふるに過ぎず、換言すれば商人は生産者より商品の價值以下にて買入れ、其差額の一部を利潤として收むるものなり、是れ貨物の流通は前述の如く餘剩價值を生ずるものにあらざるを以てなり。

要するに「マルクス」は商業の派生を以て分業の結果とし、之が爲め資本を節約し、生産を補助するの利益を認むるも、元來生産者の行ふべき行爲を、之に代て行ふものとし、専ら生産者の販賣機關なりと看做す爲め、消費者に對する利益を考慮せず、又生産者に對する利益に就ても、原料品、燃料品を購入し、或は生産者の指導と爲るが如き、若くは危険を分擔するが如き任務を看取せず、單に生産者が餘剩價值を得る手段と爲るに過ぎざるが如く看做すは、未だ商業の全體を窺知すること能はざるに由る、而して「マルクス」は貨物の流通行爲を以て不生産的のものと爲す結果、商業(生産物の販賣行爲)も亦不生産的と爲る爲め、商人の利潤は生産者の利潤を分配するに過ぎずと爲すに至れり、貨物の効用を増加することが生産なりとすれば、其



流通行爲も亦生産なりと謂はざるを得ざるも、假りに「マルクス」の説の如く、不生産的なれども有益なり（少くも資本家に對しては）と爲す以上、其有益なる任務に對して特別の報酬を得るは、當然なりとせざるべからず、既に商人の収益を當然なりとするれば、其収益は生産者の分前を分取するにあらずして、獨立の行爲に對して收むるものと觀ざるべからず、實際上に於ても亦然り、「マルクス」の論法を以てすれば、小賣代價一個三十錢の石鹼は、工場に於て仕上げられたる時、既に三十錢の價值、使用價值を貨幣にて測りたるあり、此中假りに利潤を十錢とすれば、其販賣に當る商人は、其一部を分取するものなりと云ふに在り、然れども製造所自ら直營の販賣店を各所に設立せざる限り、消費者は其石鹼に對して三十錢を支拂ふものにあらず、購入の便宜、商品の知識等より三十錢を支拂ふものなれば、工場の代價を三十錢と看做すは事實に反す、尤も小賣なる販賣行爲は、元來製造會社の行ふべき仕事なるを、商人が行ふものなりとすれば、斯る觀察法も一理なきにあざるも、既に商業なる行爲が分離して存在し、獨立に活動する現在の狀態に於ては、賣價も商人の利潤も、商人の技能、販賣方法等に由る場合少からざるを以て、「マルクス」の如き解釋は穩當

にあらざるなり。

【注意】生産の用法、生産を廣義に解するとき、即ち純理上の生産は、商業を含むも、一般には從來の習慣上、狹義の生産、即ち有形生産を指稱するを以て、本書も亦便宜上其用法に従ふものとす。

**二、分配上に及ぼす利益** 賣買は貨物の交換を容易にし、需要供給の調和を圖るを以て、其過不足を平均せしめ、物的資本の蓄積及び其移動を有效ならしむるの利あり、而して賣買は分業を容易ならしむる結果、各人をして其最も適する業務に従事するを得せしめ、其所得を増加して、貨物の獲得を有利ならしめ、又交換を便ならしむる爲め、諸種の需要貨物を得せしむるの利あり。

**三、消費者に及ぼす利益** 凡そ貨物生産の目的は、之を消費せしむるに在り、貨物を造り、之を貯へ、之を運び、之を販賣する其目的は、畢竟能く之を消費せしめんが爲めなり。是を以て、各種の生産者が如何に多種多様の貨物を廉價に生産するも、能く消費者の需要に適合せしめざらんか、其生産の効力は、こゝに減少するものと謂ふべし、蓋し生産を廣く觀るときは、貨物の作出より消費までの種々の行程を指すものにて、貨物を造りたるのみにては、生産行爲は尙ほ其中途に在るものと觀ること

を得なければなり。然るに賣買業者は常に消費市場の状況を精察して以て、貨物の作出を促すがゆゑに、生産物は遺憾なく消費せられ、消費者も亦其媒介に依りて己れの欲するがままに貨物を獲得し、且つ賣買行為に依る價格調節に依り、不法の高價を貪らるるが如きこと少きの利あり。吾人日常の生活に想到せば、賣買の消費者に與ふる便益は、又多言を須ひざるべし。

「マルクス」の如きは、商人は單に生産者が餘剩價值を獲得る手段と爲るに過ぎざるが如く看做すも、商人就中小賣商人は、主として一般消費者の爲めに、其欲する貨物を欲する分量だけ供給することを任務と爲すものにて、一般公衆の無限の欲望を充たし、其商品知識を發達せしめんが爲めに存在するものなり、成程生産せざる物を販賣することは不可能にして、又大規模の生産者若くは、生産者の組合は、直接其生産品を消費者に販賣し得ざるにあらざれども、斯る例は比較的少くして、概ね商人の手を経ることは、事實の證明する所なるのみならず、多數の場合に於ては、商店なる配給機關が存在する爲めに、各種の貨物が生産せらるゝを常とす。

(乙) 一般社會に及ぼす利益

一 經濟的利益 凡そ人の職業は千差萬別にして、其社會上の地位、其生活方法も亦區々なりと雖も、經濟的眼光を以て之を觀れば、人は生産者にあらざれば即ち消費者にして多數の者は生産者たる資格と、消費者たる資格とを兼ね有するものなるがゆゑに、前に述べたる生産者と消費者とに對する利益は、總て社會全般に對する經濟的利益ならざるべからず。而して、勤勞の賣買と云へるが如き無形物の賣買を認めざるも、多數の者は皆賣買を直接間接の手段として、生活する者なるがゆゑに、賣買に依りて各人の享受する利益や、蓋し推知するに難からざるなり。現今吾人が日常生活上使用し、或は消費する米鹽、薪炭、魚菜が孰れより來り、和洋の被服、履靴さては書籍、器具が如何にして供給せられ、筋肉勞働者と雖も、能く内外各地の生産物を消費し得る所以に想ひ到らば、誰か賣買の與ふる利益の洪大なるに驚かざる者あらんや。

二 文明に及ぼす利益 吾人試みに賣買なる行為を除き去りて、現今の社會が如何なる状態を呈すべきやを想像せよ、嘗に生産消費等、經濟行程の破壊を來すのみに止らず、あらゆる制度は悉く根柢より覆されずんば已まざるべし。各種の制度、教

育、宗教の如き、孰れも賣買なる手段ありて、始めて、現今の如く發達し、尙ほ更に進歩せんとするものにて、假令交換なる取引案出せらるゝも、不便なる物々交換に止るか、又交換の媒介物が現はるるも、昔時の如き牛羊米穀貝殻の如きものならんには、現時の文明は到底望むべからざりしなるべし、賣買方法の進歩は、以て文明の程度を推定し得と云ふも、蓋し過言にはあらざるなり。

【註】都、郡、問、答、卷の二、或學者商人の學問を諷るの段に左の一文あり、據録して讀者の参考に資せん。

「……それに一人天下の商人に背き、元銀は是、利は是とは分がたきことなり、偽りにはあらず、是を偽りと云はば賣買なるまじ、賣買ならずば買人は事を缺き、賣人は賣まじ、左様になりゆかば商人は渡世なくなり農工と爲らん、商人皆農工と爲らば、財寶を通ず者なくして、萬民の難義とならん、士農工商は天下の治る相となる、四民かけては助けなかるべし、四民を治め玉ふは君の職なり、君を相るは四民の職分なり、士は元來位ある臣なり、農人は草莽の臣なり、商工は市井の臣なり、臣として君を相くるは臣の道なり、商人の賣買するは天下の相なり、細工人に作料を賜るは工の職なり、農人に作間を下さること、は是も士の職に同じ、天下萬民産業なくして何を以て立つべきや、商人の買利も天下御許しの職なり……然れども田地の作得と細工人の作料と商人の利とは士の如くに定めて幾百石幾拾石と云ふべからず、日本唐土にても賣買に利を得ることは定りなり、定りの利を得て職分を勉れば、自ら天下の用をなす、商人の利を受けずしては家業勉らず、吾輩は賣買の利なるゆゑに買人あれば受るなり、よぶに従つてゆくは役目に應じて往くが如し、欲にあらず云々。

### 第二項 賣買の弊害

【甲】經濟上に及ぼす弊害

一、賣買は物價を騰貴せしむ 賣買は如上の如き幾多の利益を有するを以て洋の

東西を問はず、古來廣く行はれ文明の進むと共に愈頻繁に赴くを常とするも、之を專業とする商人は、専ら自己の利益を營むに在り、需要供給の投合、物價の調節に依りて、偶社會に利益を供するも、是れ固より其關知せざる所なるべきがゆゑに、賣買の爲め貨物の價値を増加する以外に、單に物價の騰貴を來さしむるに終ることあり。蓋し賣買の生産作用は相對的のものにして、貨物の場所、時、若くは人を轉換することによりて生じ、且之れのみ止まるものにして、或る程度以上の轉換は、何等貨物の價値を加へず、往々其代價を増加せしめ、或は之に伴ふ勞力資本を徒消せし

むるに終るべければなり。例へば吾人の日常使用する、織物、米穀、薪炭の如きものが、單に一人の卸商と小賣商の手を経て、供給せらるゝものとせば、其代價低廉なるを得べきも、織物の如きは、機業家より仲買の手を経て、先づ地方の間屋に入り、之を都會の間屋に移して、小賣商に到るが如き例珍しからず、是等の商人は賣買する都度多少の利益を收むるの習ひなるを以て、消費者が支拂ふ代價は自から高からざるを得ず、斯くて餘分に支拂ふ代價は過剰の商人を生活せしむるの資と爲る外、何等の價値をも生ぜざるべければなり。是れ即ち近時購買組合、百貨商店若くは公設市場等の興れる重なる理由なれども、百貨商店の如きは、元來營利を目的として經營せられ、且つ經營の失費も少からざるがゆゑに、多少中間商人の手を省きたりとして、強ち販賣品を低廉ならしむることゝは爲らざるなり。

然れども商品が仲買及び問屋の手を経て小賣商に入り、消費者に達するの順序は、殆んど諸商品共通の徑路にして、我邦にまれ又外國にまれ、仲買若くは問屋の如き商人が、古昔より存在したるを見ても、其無用の者にあらざるを知るに足るべく、是等は寧ろ經濟社會の必要に因て生れたるものなりと謂ふを得べし。唯經濟上

他に不利を生せずして之を省き得るが如き場合、若くは從來の慣習上單に不必要の仲介者を介するが如き場合に於ては、之を省くを國民經濟上全般の利益なりと云ふに在り。

**二、賣買は物價を擾亂することあり** 是れ主として取引所に於る清算取引若くは取引所外に於る諸商品の先物取引の如き、投機的賣買に就て云へるものにて、取引所は時及び場所に關する物價の調節を圖る作用を爲すものなれども、之に出入する者は、多く一攫萬金を夢みる投機者流なるがゆゑに、或は買占、賣崩を行ひ、或は流言を放ちて人爲的に相場を高低せしめ、經濟上意外の害毒を流すことあり。

此他一國の政府が財政の必要上或貨物(例へば我邦の煙草、鹽、樟腦の如し)の賣買を獨占し、發明獎勵の趣旨に依りて某々私人に發明品の專賣を許すは、必らずしも咎むべきことにあらず、又石油、砂糖の如き生産業者が、人爲的に聯合市價を作りて市場を獨占するも、其自營上已むを得ざる所なるべきも、獨占的代價を有する貨物は一般に高價にして其價人爲的に上下せられ、消費者を苦しむるの弊あり、往々少數の者をして不法の利益を貪らしむるに止まることあるを以て、爲政者は之が弊

賣を除くを勉めざるべからず。

〔乙〕賣買が一般社會に及ぼす弊害

一、賣買は道德を腐敗せしむ 凡そ商人は賣買に依りて生活し、専ら之に依りて利益を收め、多々益大ならんことを冀ふものなるに、自由競争の激烈なる、普通の手段を以てしては、到底繁榮は愚か、生活すら困難なること之あるを以て、不知不識の間に、不正の販賣を敢てし、恬として顧みざる者少からず、消費者の之が爲めに蒙る損害少からざるのみならず、商人相互の間に於ても、互に詐術を弄すること、爲り、延て一般人も亦貨物の賣買には、多少の詭詐を用ふるも、不可なしと爲すに至れり。是れ一は商人の手段は、安く買ふて高く賣るに在るに、高く賣りて利益を多からしめんには、全然正直のみなると能はざる爲めなれども、さるにても、尋常の駈引以外徒に詐術を弄するは、自他共に失ふことこそあれ、一時の利益の外何等の益する所之なかるべきなり。而して不正賣買は殊に取引所關係の商人に於て著しき所なるが、其他我邦輸出品が一旦販路を得て忽ち之を失ふことあるは、往々不正品を以て偽購せんとする者ある爲めなりと聞く、支那に輸出せる石鹼に、醃鈍粉を混せる

もの、米國向羽二重の内部に濕氣を加へたる者あり、市中日用品中にも、酒に水を混じ、米の量りを減ずるは、まだしも、醬油樽の種を下げ、其部分に穴を穿ちて、之を盗み取る者ありと聞かば、誰か啞然たらざる者あらんや。

二、賣買は奢侈を誘ふ 商品の販賣に依りて利益を得るに汲々たる商人は、只管其販路の廣くして、賣上高の多からんことを冀ふの結果、新聞雜誌其他の廣告、店前の裝飾、見本の配布等、あらゆる手段を盡し、往々誇大、虚偽の吹聴を敢てして、以て一般消費者の購買心を喚起せんとするは、現今商業策の特徴なり、是を以て、都會に在る者は固より、山村水廓の農夫漁民と雖も、自から奢侈的、贅澤品を使用するの風習を養ひ、舉世滔々として其財政を敗らんとす。一例を擧ぐれば、「シヨール」「コート」の如きは、現今は下婢、女工の如き類に至るまで、一般に之を着くるの風あるを以ても、之を推知するに難からざるべし。然り而して欲望の挑發は、或は勤勉力の増進を促すの動機と爲り、勤勉力行して、より多く得たる財力に依り、より多き貨物を消費するは、是れ或る意味に於て、人類の進歩、文明の開發を意味せざるにあらず、此點に於ける商業賣買の效力も、亦決して無視すること能はざれども、之が爲め往々財力

に伴はざる奢侈を誘ふ弊害も亦蔽ふべからざるの事實なるべし。

賣買の勸誘は斯の如く贅澤心を養ふと同時に、此欲望を満すに便宜を供する通貨の融通便にして、商品の送配速かなる場合に於ては、一層奢侈に赴かしむるの傾あり。蓋し通貨囊中に入るの機會多く、貨物命に應じて求むるを得ば、自己の資産收入如何を顧みず、不知不識不用の貨物をも買入るゝは人情の常にして、資産收入多きも、通貨を手にするの機會少く、貨物も亦少きときは、自から購買貨物も少きことと爲ればなり。是れ都會の勞働者が往々地方の地主に比し贅澤なる生活を爲す所以にして、延ひて地方民を質朴にし、都人士を驅て相帥ひて、奢侈に趣かしむる所以、竝に地方人を誘ふて、都會に集中せしむる所以なりとす。

要するに賣買を生業とし、之に依て衣食する商人は、勉めて之を多からしむるを期すべしと雖も、消費貨物の購買者たる一般消費者、商人も亦生活の方面より觀るときは、消費者なること言を俟たずは、財産を賣ることは固より、貨物の買入に當ては大に留意する所なかるべからず。

#### 第四節 賣買の沿革

往昔賣買の幼稚なりし時代に在ては、家畜又は穀物の如き貨物を以て、交換の媒介とし、鑄造貨幣を使用するに至りたるは、稍進歩せる時代なること、嘗て述べたる所の如し、今茲に述ぶるは、賣買方法、商人賣買の制限、竝に市場等にして、主として本邦の史實に依る。〔本邦の史蹟は古事類苑、横井博士日本商業史、菅沼氏大日本商業史、貿易備考、日本經濟叢書其他に據る〕

##### 第一項 賣買の方法及び法制

一 賣買の方法 上古我邦に於ては、僧尼の外、總ての物を自由に賣買することを得たるも、尙ほ土地、家族の者の賣買等に關しては、種々の制限を加へたることありき、例へば凡そ家長あらば、其子孫弟姪等、輒く奴婢、雜畜、田宅及び其他の財物を私に賣ることを得ず、奴婢は海外に於けるが如く、當時一種の物品視せられたるが、其賣買は之れを鄭重にし、尙ほ土地の賣買の如く、本部の官司を経て立券せしむることゝ爲せり。而して土地は孝德天皇の御代大化改新の詔に依り、斑田の法を定め給ひ

しより、一般に其賣買を禁せられたるも、尙私墾の土地は自由に賣買を許されたり、其後五十六年文武帝の大寶令を定め給ふや、更に田令を以て土地に關する制度を定め、凡そ宅地田園を賣買せんには、皆所屬の官司を経て申牒したる後、許可を受けざるべからず、土地の賣買は國判立券にして(私券に對す)證券三通を要し、一通は國、一通は郡、残り一通は買主に留むる定めあり。其沽券には買主面積、代價等を詳記し、且つ保證人を立てしめたり。然れども倉屋又は馬牛の如きもの、賣買は單に後日の證明を要するまでにて、官司を経るに及ばざる規定なりき。

今此時代の賣主又は買主の責任如何を見るに、直半分を渡し、倉家焼失したるときは、賣主に於て其責を負はず(雙方の損失等しきゆゑならん)又奴婢馬牛を買ひ、立券の後(證書差入の後)始めて舊病あることを知るときは、三日以内に賣主へ返戻するを得せしむるも、賣主無病なりと欺きたるときは、市法に依て之を罰す。而して直半分を渡したる後、財物焼失したる時は、所謂水火損敗の類にて、賣主價の責に任せざるも、直半分を渡し、買主死亡したるときは、其親に對して契約を履行せしめ、親なきときは、其殘直を出し、四隣五保に付して、功德を營ましむるなどのことあり。

【註】印のこと……當時印章に官印私印の別ありて、私印は官許を経て使用せしものなるべきも、今日の如く一般證書類に使用したるものにはあらず、當時の券契には、多く草名又は押字を用ゐ、字を解せざるものは指を畫して記すことゝ爲せり。是れ思ふに後世指印の濫觸にして(古昔は左の食指を用ゐたることあり)券契を呼んで手形と云ふも、掌を押したる爲めなるべし。外國にて手形を Hand note (手の證券)と云ふが如きも、亦悉く彼地に於て手判の習慣之ありし爲めならんか。

二、沽價の法其他 文武帝が大寶令を定め給ふや、大藏卿をして、全國の權衡、度量、賣買、沽價のことを掌らしむる事と爲せしが、實際は大藏卿に屬する東西市正なる者が是等の事項を管掌せり、而して市司は時價に准じ貨物を三等とし、官の市買を除き、皆市に就て交易し、座がら物主を召び之を買ふことを得ず、又時價即ち法定の價に違ふべからずと爲し、又皇親及五位以上は帳内賚人及家人奴婢を遣し、市肆を定めて興販するを得ざらしむ、是れ關市令に、凡除官市買者皆就市交易不得座召物主乘違時價不論官私交付其價不得懸違と定めたるが爲めなり。即ち當時は公卿貴人を始め一般男女皆市に集り、法定の代價に依りて、貨物を買ひ求めしを知るべし。

【註】沽價のこと……一説に沽價立法の趣旨は、元來官私相賣買する間の評價法たらしむ

るに在りしも、之を實施するに當りては、少しく其趣旨に反し(關市令にも、凡官與私交關以物爲價者准中沽價とあり)元正天皇の御代、養老六年二月の始には、既に市頭交易元來定價と云ふに至り、市頭交易の物價に至るまで、皆官家の干涉する所となりぬ云々(菅沼氏「大日本商業史」)

當時の市場は午時を以て集り、日入前鼓を三たび撃ちて散す、市は肆毎に標をたて行名(營業の名)をしるさしむ、市に在つて興販する者は、男女坐を別にせしめたりと云ふ。

延暦十二年桓武天皇が都を山城に移し給ふや、其翌年東西市をも新京に移し、且つ麿舎を造り、市人を遷し給ひしが、市は別に一郭を爲し、市門を設け執鑰二人ありて其開閉を掌らしめ、毎月十五日前は東市に集り、十六日後は西市に集り、半月毎に交代して開かしむ。市司は毎月沽價帳三通を作りて京職に勸め、沽價の外妄に物價を増すことを得ず、此外麿毎に勝を立て號を題すること、皇親及五位以上の官人が、家人奴婢等を遣して、物を興販することを得ざるなど、略大寶令に異ならず。當時東市には東施麿羅麿、絲麿以下五十一麿あり、西市には絹麿、綿綾麿、絲麿以下六十三麿あり、此中錦綾絹、調布、絲、綿、苧、染物等或種の貨物は承和二年より西市に於てのみ販賣權を有したりしが、延喜式に於ては之を改め、兩市の販賣所を制限せざるこ

と爲せり、後世商店が物品を以て屋號と爲すは、此時代の麿名より出たるものなるべしと云ふ。

寧樂朝の末より王朝の時代に至りても、亦賣買法は大體大法令に依り、沽價法の如きも、天曆元年、寛和二年、延久四年等、何れも雜物に關して之を定めしが、其後此法も行はれざりしにや、高倉天皇の御代治承三年七月、藤原基廣商業に規律なきを慨きて中沽の法を再興したり。而して中沽の法とは賣主、買主の價直を折衷したるものなりしが、其法も亦能く行はれざりしかば、遂に檢非違使を部署して、市麿を巡察し、以て之を強行せしめたりと云ふ。

沽價法は鎌倉幕府時代に入りても亦屢制定せられたる所にして、例へば堀河天皇寛喜三年宣旨を以て米一石一貫文と定め、其後も多く範を之に採れるもの、如し。建長元年十月後深草天皇の御代又沽價法を定めたるも、當時朝廷式微能く行はれざりし爲か、後五年天下の諸士皆鎌倉に集り薪炭等雜物の價漸く騰貴し、枝木寸尺の如きも、法の如くならざりしを以て、北條時頼其寸法を定めたり、即ち炭一駄薪三把竝に一百文、萱木及藁糠各一駄五十文の如し。其後後宇多天皇、後醍醐天皇



元徳二年にも諸物の沽價を定めたりと云ふ。又徳川時代に至りても、亦米價を制限して、諸色の價と平衡を保たしめ、凶年には賣隠米を嚴禁し、酒の醸造高を制限したることあり(後節賣買の制限参照)。

三、土地の賣買　は王朝時代に於ても、亦前記の如く鄭重に取扱はれ、沽券には賣主買主双方連署して郡判國判を取り、且つ相當の證人を立てしめたるも、王政の衰ふるに従ひ、土地賣買の方式も一般に亂れたるが如し。而して稻を以て土地を賣買することは、和銅年中既に禁じられたる所(通貨を使用せしむる目的なりしならん)なりしが、桓武天皇延暦二十一年、更に嚴禁を加へたるを見れば、因襲の久しき容易に此習慣を止めざりし爲めなるべし。後鎌倉時代に至りては、土地賣買の儀式愈衰へ、郡判國判を受けざる私契に依り、口入請人の名を書ける者も甚少く、代價は米又は絹を以てし、沽券文も此時代には假名を交へ、或は全く假名にて認めたるものさへあり、されど沽券には必ず華押を用ひたりと云ふ。

大化班田の制度廢れてより、中古に至て土地は全く各自の私有と爲り、其賣買讓與も自由なりしが、徳川氏に至りて土地の永代賣買を禁じ、讓與に至つても大に制限を加へたり。是れ浪人、町人、百姓など金銀のあるに任せて土地を買取り、遂に一村一郡一國をも私有する者現れ、國郡騷動の基と爲るべしと云ふに在り、相當の刑罰を設けたるも百姓の不便少からず、往々質流として之を讓るの形式を採る者あり、是亦幕府の嚴禁する所と爲りしが、徳川氏の晩年に及んでは此禁漸く弛廢したりと云ふ(當時も京都、江戸、大阪三府の市街宅地のみは、此永代賣買の制禁を免れたり)。

外國にても、古來法律を以て貨物の賣買若くは物價を制限したる事例少からず、紀元前四百年頃、アテネ(アンゼス)市は、人口漸く増加し、アツチカの穀物のみにては、其全市民に供給すること能はざるに至り、シリヤ、埃及地方より輸入を仰ぐと同時に、市價の低廉なる平均價格を維持せんが爲め、穀物の再輸出を禁じ、其賣買を監視し、且つ其投機の具と爲るの弊を防ぎたることあり。而して這は單に穀物賣買の制限に過ぎざるも、羅馬帝國に於ては、紀元第三世紀末に於て惡貨幣流通の爲め、諸物價竝に貨銀の騰貴を來すや、デオクレチアヌス帝は、之と投機的擾亂とを防がんが爲め、あらゆる消費貨物の價格及び貨銀の最高限を定めたる價格表を發布せし

が、是れ實に西曆三百一年にして、此表は碑文と爲りて、今も尙ほ存在すと言ふ。  
四、幕府時代の賣買 今徳川幕府時代に於て、商品の賣買其引渡代金の支拂等が如何に行はれたるやを見るに、略次に述ぶるが如し(但し是等の方法は何時頃始りしや審かならず)。

- (一) 賣買契約 當時の賣買契約は多く口約、拍手等を以て之を結び、後日紛議を生じたる時は、單に自己の帳簿を以て證明し得ると、現今の如くなりし云ふ、是れ帳簿には當座帳(掛賣帳)市賣帳、雜帳、賣上帳、直組帳、金銀出入帳などあり、商品賣買、現金收支のとき、一々明細に之を記入し置くがゆゑなり。又往々簡單なる端書、仕切書の類を用ゐ、賣買貨物の種類、品質、數量、代價を記入し、賣主より買主に交付することあり、即ち今日の送狀に當るものにて、若し貨物賣買取極のとき、問屋又は仲買立會の上價格を定めたるときは、口約拍手を以てしたると、賣買端書を以てしたるとを問はず、一旦取極たる上は何等の事故あるも、決して約束を變更することを許さざりしと云ふ。
- (二) 貨物の引渡 も亦一定の習慣あり、買主に於て引渡を請求するときは、賣主之を拒むことを得ざるも、買主若し永く捨置くときは、賣主より其引取を催促し得るものとす。
- (三) 代金の支拂期限 は、一定の慣習又は仲間の制規ありて、一様ならずと雖も、大抵其拂入の期限に至り、買主若し貨物を引取らざることあるも、賣主は之が爲め、支拂期限の猶豫を與ふるが如きとなかりしと云ふ。而して問屋が荷主に對して委託販賣の代金を仕

拂ふ方法も亦種々ありて、或は着荷の後送金する者あり、或は豫て資金を産地の荷主へ前貸し置く者あり、後の場合に於ては、委託品賣捌濟の上、其元利金を差引き、尙剩餘金あらば、之を送附するも、若し貨物の市價意外に低落して前貸金に不足を生ずるときは、更に荷主に向て其不足額を請求するものとす。而して物品代金の支拂に切手を用ゐたるは、大和國吉野の下水を以て嚙矢とし、同市は南北朝の末つ方より、一種手形様の支拂券(銀目を紙に書きたる)ものを用ゐ、又上州桐生地方にても、同地三八の市日に來りたる織屋に對し、買次商より織屋へ市札を渡し、織屋は之を以て、原料品其他の買入に供したることありしも、手形が廣く流通して、其方法形式の完備せしは、大坂を推さざるを得ず、徳川時代に於て大坂に行はれたる爲替手形の如きは、其形式用法共に殆んど今日と大差なきまで發達せるものなりき。

又土地を隔つる者の間に、現金を輸送せずして支拂を附くる方法は、内外共に古く行はれたる所にして、我邦にては替錢(爲替は「カッシ」なり)と稱し、鎌倉時代に既に之あり、庭園往來にも湊々替錢、浦々問丸、同以割符、進以之とあり、(當時の割符屋は資金の必要上、利子を附して之を扱ひ、より多くの利子にて他人へ融通したりと云ふ)又永仁五年の徳政令中にも、一替錢事、利分者任證文、可其沙汰とありき。是れ想ふに、當時我商人が支那へ往來せし爲、此法を傳へたるものなるべく、支那にては、唐の憲宗の時既に行はれたりと見へ、(唐書)にも、商賈至京師、委錢諸道進奏院及諸軍諸使富家、以輪裝、趨四方、合券取之、號「飛錢」とあり。宋にては直便克便など、稱し、盛に民間に行はれたりと云ふ。而して我邦徳川時

代に至りては、大阪、江戸間などは、多く之に依りたりと見へ、御爲替金請取申手形之事、御用金、又は單に請取申爲替金之事などと題せる、爲替手形を用ゐたる例少からざるなり、次に其一例を示さん。(又米を送るに「米爲替」と稱し、手形を用ゐたることも、既に足利幕府時代に之ありたりと云ふ)。

請取申爲替金之事

割印

合金千兩也 但有合

右者加島屋作治郎殿、下金爲替取組、於當地、儘ニ受取申候、此代金於江戸、來十月二日限、右同人方差圖の方へ御受取可被成候條、日限無相違御渡可被成候條、爲後日爲替手形依而如件

天保十五年甲辰九月廿二日

錢屋佐一郎

江戸往友甚兵衛殿名代喜十郎殿

表書之通儘ニ請取申上候

割印

辰十月三日

竹屋文右衛門

右の如き手形は甲地の兩替屋より乙地の兩替屋へ宛振出すを常とせり。又外國にても爲替を用ゐたるは遠く古代に在りたるが如きも、希臘羅馬時代に爲替手形を用ゐたることあり、中世伊太利に於て行はれたる方法が、歐羅巴全部に傳はりた

るもの、如し、其最初の目的は遠隔の地、殊に「アルプス」山を越へて現金を輸送する危険と費用を避くるに在り、十二世紀頃に「サエネグア」に於て發行せられたる爲替手形は、今日迄傳はれる最古のものなりと云ふ。而して中世に於ける歐洲の最大爲替市場は中央歐羅巴の定期市にして、是等の市場は現時の交換所に類する作用を爲し、市場閉鎖後、商人、銀行家及其他の利害關係者は、相會して相互の差引勘定を爲し、唯其残額のみを現金にて支拂ひたるものにて、「ブリューシ」の如きは著しきものなりしと云ふ。

現金と掛 商人の現金賣は何時の頃より始まりしや明かならざれども、這は理論上通貨の流通と共に起りたるものなるべし。されど小賣店は掛賣のもの多かりしと見え現金安賣掛直なしの取引は、元祿年中、駿河町の吳服屋越後屋八郎左衛門が始めたるものにて、其後本町富山屋、伊豆藏屋、家城、長谷川町の荒木、日本橋一丁目の白木屋など皆々之に倣ひたるものなりと云ふ。

又掛賣に關しては、大寶令に於て「官私交、付其價、不得懸違」と爲し、之を禁じたるもあり。後年永仁永正年間の徳政に於ては、難准負物を以て其沙汰に及ばずとして、此令を適用せず、即ち契約を無効とせざりしも、寛文三年には、町中諸商人、在々所々諸色賣掛出入有之候は、從江戸五六里迄之間は、公事訴訟御取上げ御聞可被下由被仰候、自夫遠所遠國江賣掛仕、出入候共、自今後御取上げ被成間敷由被仰候間、町中諸商人共、此旨相守可申事とありて、賣掛代金の出訴を許さず。又天保年間には、掛金の時效を拾ヶ年と定め、拾ヶ年以上の出入(訴訟)は、以來相對にて済すべく命令したることあり。

(四)見本及び手附賣買 當時も某船積、某蔵入など、單に貨物の所在を定め、見本に依りて賣買することあり、此場合見本と異りたる品物を引渡すが如きは、信用上敢て爲さざる所なれども、若し之を爲すことあれば、買主は直に其引替を求め、場合に依りては、破約を爲したりと云ふ。

手附賣買は我邦にても、古く行はれたるものなや、もと雖(あきさす)と云ひ、其意は「あきかれ」又は「入銀」と云ふが如しとあれば、最初は代金の内拂なりしが如し。嘗て述べたる「直半分財物燒之事」又は本主死亡の事などの、直半分も亦一種の手附金にて、上古より行はれたるものなり。又徳川時代に於て、家屋敷の賣買に手附證文とて、本文に「前略(家屋敷の所在地、表に裏行等を記す)右之家屋敷代銀何拾貫目、儘に請取申處實正也、尤帳切之儀は來月迄殘銀何拾貫目請取家敷相渡可申候、爲後日手附證文仍如件」など認め、賣主の外五人組不殘連印したるものあり、要するに此習慣は古來廣く行はれたるものゝ如し。

(五)仕切書 とは賣買の契約成立し、其目的物たる商品を陸揚するに當り、荷主問屋共に立合の上、實際の量目、品質、等級、代價等を記載して、賣主に交付するものにて、即ち商品賣買の計算書なれば、數量諸費用の計算立たざる間は、之れを渡さざるものとす。されど商業に依りては、先づ貨物を問屋に渡し置き、後日賣買を約するものありて、此場合には、賣買契約の成りたる場合に之れを渡すも、仲買人の如きは、賣買契約の後、貨物を輸送する者多きがゆゑに、貨物送達の際に至りて、始めて之れを交付するものとす。尤も問屋と仲買との間には、之れを受授すること極めて稀に、唯問屋より荷主に渡し、又は仲買人より

需要者及小賣商人に渡すものとす。

【註】仕切書の辨 按ずるに、此の時代の問屋も亦現今の問屋の如く、地方荷主の依頼を受けて、口錢に依りて國産を販賣し、或は自己の計算に於て之れを買入れたるものなれば、前記陸揚のとき、荷主問屋立合の上、買主より賣主に交付する仕切書は、問屋が自ら買入れたる場合の買入計算書なるべく、又先づ物品を問屋に渡し、後日賣買したる場合の仕切書は、想ふに委託販賣の場合の賣上計算書に當るものならん、而して仲買人が需要者又は小賣商人に對し、物品送附のとき交付する仕切書は、今日の勸定書又は送狀に相當するものとす。

(六)法制 更に幕府時代に於ける、賣買に關する法制を見るに、(一)諸商人が物の代金を受取り、其の物を渡さずして、他人へ二重賣を爲すか、又は單に取次ぎたる物を賣入し或は賣拂ひたる者は、金子なれば十兩以上、雜物なれば代金に見積り十兩以上は元罪、十兩以下は入墨の刑に處す。(二)されども入牢中代金又は品物にて辨償したるときは、十兩以上は江戸拂、十兩以下は所拂とす。(三)竊盜物なるを知らずして買取りたる者は、之れを被害者へ返し、代金は買主の損失とす。此場合證人を立て買取りたるときは、其代金を證人より買主へ辨償すべきものと定む。(四)盜物なるを知らずして買取り、既に他へ賣渡したるときは、其賣先を糺し、代金を以て買戻させ、之れを被害者へ返し、其損失は初めの買主の負擔とす。若し賣先不明なるときは、最初の買主より、其代金を被害者へ支拂ふべし。(五)又盜物を知りて下直に買取りたる者は所拂とし。(六)盜物を賣拂ひ、又は買入して利益の

分配を受けたる者は死罪に處す。

五、羅馬法の賣買　羅馬皇帝ユスチニアヌスは夙に法律學說の統一に意あり、西  
歴紀元五百三十三年十一月支那は梁の武帝、本邦は欽明天皇の朝に當る、法學提要  
を出せしが、此書は其勅諭にも云へるが如く、古來諸種の法學提要及び多數の法學  
註釋書を資料として編纂せられたるものなれば、當時及び其前後の賣買法制を窺  
ふに便なるのみならず、輒近各國の法規も源泉を之に汲める者多きを以て、次に此  
書の中賣買に關する要旨を述ぶべし(末松博士譯、欽定羅馬法學提要に據る)

(一) 賣買契約の成立　羅馬法に於ても、賣買契約は雙方の合意のみにて成立するを原則  
とし、代金の支拂又は手附の交付あるを要せざるも、文書に依るもの、即ち追つて文書を  
作る旨を豫約したるときは、完全に作成せられたる賣買證書を、當事者雙方が交換した  
る後にあらざれば成立せざるものとす、而して此契約證書は(一)契約者の自筆せしもの  
か(二)代筆なれば、少くも契約者が署名するか(三)又は公證人をして之れを作らしめたる  
ものならざるべからず、是等の諸項が完結せず且つ手附を出さざる間は、雙方共任意に  
解約して何等の損失を受くることなし。

(二) 手附金　は Antea と云ひ賣買契約取結びの證據にして、物又は代金の一部にても可な  
りとせしが、一旦之を交付したる以上は、口頭契約なると書面契約なるとを問はず、之れ

に關して何等特約之れなき場合に於ても、買主が契約の履行を拒めば、其交付したる手  
附金を失ひ、賣主が之れを拒めば、其倍額を償還すべきものと定む。

(三) 代金　賣買は代金なくして成立すること能はざるを以て、代金は之れを豫定し、且つ  
一定にして正確なることを要するも、第三者をして決定せしむべき條件を附するを妨  
げず、此場合には、其第三者が代金を決定したるとき、一方は代金を支拂ひ、一方は物を引  
渡すべき効力を生ずるものとす、隨つて此者が代金を決定することを欲せず、又は決定  
すること能はざるときは、其賣買は無効とす。(是れより以前、古代の法學者間には、第三  
者に代金を決せしむる賣買は成立せずと云へる議論ありたりと云ふ)

代金は又金錢たることを要し、土、土地、衣服の如き物件を以て支拂ふものを交換と  
す、(此以前には金錢以外のものにて可なりとの説ありて疑問なりしを明かにした  
るものなり)

(四) 契約成立の時及危險負擔　賣買契約は文書に依るもの、外は、代金に就て雙方の合  
意の定まる時を以て有効に成立し、此際物件は引渡しを了せざるも、其危險負擔は總て  
買主に歸するものとす、故に買主は賣主の詐偽若くは過失に依らざる損失なれば、假令  
目的物を取寄せざるも之れを負担し、代金を支拂ふを要す(例へば土、土地が死亡又は負傷  
し、土地の全部又は一部が流失し、家屋の全部又は一部が焼失したる場合の如し)而して  
危險を負担する者は、亦利益をも受くべき筈なるを以て、賣買契約取結の後、土地が寄附  
作用に依りて増加したるときは、買主其利益を享受するものとす。

然れども賣主が引渡のときまで、特に保管を約したるときは例外にて、不慮の損害は賣主に歸するを以て、若し賣渡したる土蔵が、賣主の詐偽又は過失に依らずして逃亡するか、又は誘拐せられたるとき、賣主に於て保管を約し置きたる場合には、賣主其責に任ずるものとす、他の動物、物品に就ても亦同じ、但し此場合賣主は尙ほ其物の所有者たるを以て、賣物回収の訴權及び辨濟請求の訴權を賣主に移すを要す、盜難の訴權及び不法行為の損害の訴權に就ても亦同じ。

(五) 條件附の賣買も亦之れを締結することを得、例へば、丙が一定の期間内に汝の意に適したれば、若干金にて汝に賣るべしと云ふが如し。

(六) 公有物の賣買 情を知りて神聖地若くは宗教地又は公會場の如き公有物を買ひたる者あるときは、其賣買は之れを無効とす、然れども買主にして賣主の詐偽に依り、是等の物を私有物若くは通常物と誤信して買ひ、之れが爲め其物を取得ることが能はざるに於ては、若し詐偽なくんば其賣買より、收め得べかりし利益を請求するが爲め、賣買を原因とする訴訟を提起することを得、即ち損害賠償の請求にして、口頭契約を原因とする訴訟には此の權なしと云ふ。

## 第二項 賣買業者

### [甲] 商人のこと

一、商店 我邦に於ては古昔賣買の物品を陳列する所を肆イナ、クラと云ひ、貨物を置きて賣買する舍を「マチヤ」店家即ち坐賣舍イナ、クラと云ひしが、京都東西の市を「マチ町」と稱するは即ち此「マチヤ」の集る所の意なり。又商店を「タナ」又は「ミセ」と稱することも、當時市中の商店は商品を棚に陳列して賣り、此棚を「見せ棚」今日の「ショー、ウインドー」の意なり、又は略して「見せ」と呼びし爲めなりと云ふ。而して此頃（王朝の頃）にも海船幅湊の地には賣物を停めおき、之を賣りて賃を取ること、現今の問屋の如きものありて、之を「ツヤ」邸家と呼びしが、邸家は轉じて津屋と爲り、次に問屋と云ひし、又問屋は津問屋より出づと云ふ説ありものなりと云ふ。又食物等を入れたる桶櫃を頭に載て之を賣りてありく、「ヒサギメ」裨販、販婦、又は販女などと書く、馬背に負せて物を商ふ販夫、遠近を涉獵して金錢を商ふ金商、錢商の如きものも之れありたるが如し、「ヒサキメ」は「提賣」の義にて、必らずしも女に限らざるも、販女、販婦など云ふは、女の賣りありく者多かりし故なりと云ふ。

【註】(一) 店……和名類聚抄には店今按俗云坐賣物也、又邸家停賣物取賃處、今按俗云津更に販婦に比佐妓女なりと云ふ。

「嬉遊笑覽」と云へる書に、古畫を見るに、商人の家はおもてに棚をかまへ、脇に入口あり、長き暖簾をかけ、軒に座よけあり、板或はむしろにて塗る、件の棚に物を出して置いて、人の見て求むるにまかす、人にみする物ゆゑ、之れを「みせ棚」といひ、略して「見せ」とも云ふ、又物を持出て店をかまへずして賣たる處を「立賣」と呼ぶ云々。

七座の店、鎌倉幕府時代には諸國の市場に、七座の店と稱する各種の商店ありて、諸國の商品を販賣せしが、此座とは物を賣る座にして、庭訓往來の抄には「一には絹の座二には炭の座三には米の座四には槍物座五には千榮積の事なり六には相物座とて魚うる座なり、此座不審なり、紙の座とも云へり、七には馬商座是七座なり、是外には手賣振賣などあり、皆々此七座に與力する賣物共多し、諸國の商人市に集まるなり」とあり、而して千榮積とは何にまれ多く積上げて之れを賣りあるくもの、即ち高荷の意なり、高荷とは木綿又は蚊帳などを一丈あまりも高く積み、之れを背負ひて市中を賣りあるくもの、謂なりと云ふ。

(二)暖簾と看板…暖簾は「のうれん」と讀み其本字暖<sup>ダ</sup>帯なるべしと云ひ、又「のうれん」(飲)の音轉にて、飲<sup>ダ</sup>帯ならんとも云ふ、又幌と同じとて、市廓毎戸懸<sup>ダ</sup>幌、記<sup>ダ</sup>屋號及所賣之品類者即幌之屬也、と爲せり。字義は暫く措き看板は令義解に、凡市皆每肆立<sup>ダ</sup>標題<sup>ダ</sup>行名(謂肆者市中陳物處也、題<sup>ダ</sup>行名者、假如題<sup>ダ</sup>標<sup>ダ</sup>云<sup>ダ</sup>相肆市肆之類也)とあり、延喜式にも、凡市皆每<sup>ダ</sup>立<sup>ダ</sup>勝<sup>ダ</sup>題<sup>ダ</sup>、各依<sup>ダ</sup>其<sup>ダ</sup>應<sup>ダ</sup>隨<sup>ダ</sup>色<sup>ダ</sup>交<sup>ダ</sup>關<sup>ダ</sup>、不得<sup>ダ</sup>彼此<sup>ダ</sup>就<sup>ダ</sup>便<sup>ダ</sup>違<sup>ダ</sup>越<sup>ダ</sup>とあれば、其起源頗る古し、看板は又招牌或は簡板と書くことあり、昔は看板に種々滑稽趣味を交へたるもの少からず、例へば餅屋の

看板に木馬を出(あらうましの意)燒芋屋の行燈に入里半(九里に近し)又は十四里(九里四里うまし)と書き、おしろいの看板に白鷺をえがき、風呂屋が木の筒を目じるしとし(弓射れの意)質屋が將棊の駒の形をしたる板を紐にて釣り(金になる、金銀にかへるの意ならん)其板の上に質札の反古を、紙の座はたきの如く束れたるが如し。

(三)出店…「座談」に「上方筋の富豪なる者は、皆諸國に出店を置事なり、江戸は過半彼等が出店多し、城下城下はいふ迄もなく、地利をよく考へ知りて、少し賑に三四百軒も有地へは、必店を出す事なり云々」

(四)問屋の起源…「問屋沿革考」に云ふ、問屋と云ふものは其起源は詳ならざれども、往古よりありしものなるべし、凡そ商賣の道たる、貨物を集め居るものあり、之を取て零賣するものあり、相待て其用始めて完きの理なれば、凡そ世に販賣の道開けし以降は、蓋し此問屋ありしなるべけれども、和名鈔(書名)以上には曾て聞及ばざる所なり、同抄居處部に邸家辦色立成云、邸家停賣物取貨處也、註に今案俗云津屋此類と、之を見れば、延長の頃久しく津屋と云ものありしを知るべし、箋註には…案其家屋在海船輻湊之處故云津屋今俗呼船僧爲問屋疑津屋之訛、又云辦色立成謂京師儲舍停諸國所出貨物賣之取貨之處、爲邸家也、唐律疎義曰邸家者居物之處爲邸沽賣之處爲估あり、庭訓往來に湊々替錢浦々問丸同以割荷進上之、余が家藏古本抄の註に問丸は船商人の宿處也とあり、津屋の本解は乃ち然るべけれども、辨立色成の説によれば、必らずしも商船に限るべきにあらず、故に節用集問屋の註には只商人宿とあり、親元日記には…問丸問屋と並稱せり、又問方と云へ

るもあり、金澤稱名寺文書永享十一年稱名寺領赤岩十四ヶ村年貢錢結解狀に合八十貫文の内八百文夫領路錢三百文今津間方酒直とあり、是も問屋のことなるべし、後世諸屋の中には問船問料など云名目もあれど問方も同例の語と知らる。

**二、行商** 我邦に於て遠く物を賣るを營業とせしことは、既に雄略欽明の御代にもありたるが如し、又王朝時代朝とくより起出て賣物の名のりありく呼賣商の如きものは、彼の販女などと共に行はれたるなり。徳川時代に至りても、市内呼賣商に類する者種々之ありたるが如し、然れども近世我邦行商史上特筆大書すべきは蓋し江州商人と富山の賣藥商なるべし、江州の八幡は湖南の一小市街なれども、商估沈勇忍耐にして、勤勉節約の風あり、其始めて行商を試みたるは何年頃なるや明かならざるも、寛永年中既に奥州八戸蝦夷松前に渡りたる者あり、又西陲は鹿兒島北は北陸地方に行商し、京都、名古屋に支店を設けて、名聲を博したる者あり、南洋貿易に従事せる者あり、其他日野、中郡の如きも亦齊く行商を以て有名なりき、而して當時各藩互に封境を鎖し、交通も亦不便なりし時代に於て、足跡天下に洽く、能く江州商人の雄を稱せしもの、主として商民の忍耐、勉勵に由ると雖も、是れ一は江州の地が大牛湖水と丘嶺とを以て蔽はれ、天然の惠與少きこと、尙ほ信州諏訪の如き事

情ありたるに由るなるべし。或は云ふ、安土城没落の際織田氏の下卒等商估となりしが、其收斂甚しく、民其堵に安んずること能はずして、遂に前者に倣ひ行商を爲すに至りしものなりと。

〔註(一)行商……〕平治物語に或時奥州の金商人吉次と云者、京上りの次には、必ず参りけるに逢給て……承安四年三月三日の曉、鞍馬を出で、東路邊に思立つ、心の程こそ悲しけれ、事績合考に一本町二丁目家城太郎治といふ、奥服の大商、寛永六七年の頃、京都より初めて江戸に下り、常磐橋のはし詰に立て、腕に奥服物一二端づゝかけて居たりければ、それを大名御旗本の家來とも買に來たりつ、あまりに腕もかひだるくなり、あきなひもおほくなりし故、木馬の如く竹にく兩足をしつらい、上の方に長き竹を横たへて、それに奥服物をかけてかつぎありく習ののほじめなりと云々。

〔註(二)呼賣商……〕此地元祿賣永のころ江戸に銷賣のありたること、元文中(元文元年は今より百八十一年なり)に神田の刻たばこかつぎ荷を出せしものありしこと、寶曆年中油揚賣、魚賣、先地紙賣……馬の駒がひにて申ゆひをして、肩にかけ、地紙々々と賣歩行きたり、屋敷々々の臺所へ呼込て、扇を物好にあつらへ、又即席に折もあり云々あり、其他油賣、蚊屋うり、心太賣、金魚賣、團扇賣、白玉賣など、物品を携へ、賣り歩行く者枚舉に遑あらず、尙ほ當時に行はれたる物賣の名稱にて、珍しと思はるゝ二、三を舉ぐれば次の如し。

〔一〕連者商……れんぢやく商にて、之を連雀と書くは音便より轉じたるなり、此商人は何



によらず、負ひ又は荷ひてありく商人にて、物を負ふ具に「れんぢやく」と云へるものありしとぞ。

(二)振賣……は座以外の者の賣ることを云ひしも、又何にても持ありきて賣をふり賣と呼べり、現今籠などに鶴を入れ賣り歩く者を「ぼてふり」と云へど、こは棒手振にて、昔は「ぼていふり」と呼びたり、始めて來る商人を振に來る商人といへるは、いよ／＼移りたるなり

(續遊笑覽參照)

(三)煮賣……餛飩蕎麥の煮賣はいつれの頃より始りたるにや、元祿二年に「餛飩蕎麥切、其何によりず、火を持歩行商賣仕候儀、一切無用可仕候、若相背者有之候は、御捕被成云々」とありて、火を持ち歩行くを禁じたることあり。

(四)立賣……とは店をかまへず、物を持出して賣ることにて、建武時代にも既に之あり、後には町名と爲りたるものあり、「嬉遊笑覽」に「江戸にも京橋立賣といふ處あり、事跡合考」に「この事古老の物語を記して云、寛文の頃まで株々の商人おのれおのれが賣物を持って立ならび賣たり、刀脇差などの商人、辯舌切らして賣たるなり、萬商ひかくの如し、四谷、本郷、淺草、芝の端々より出で買たる事故、殊の外賑なりし……人倫調蒙國衆に、口上商人萬の合藥並に鬻付のたぐひ、諸方の市、法會の場等に出で、辯舌をもてこれを賣、又は神を誓蛇をみせ、操人形を出し、物まねをして、人を集めて是を商ふ、類の皮一種の商なり、後にはかく口上商人と云ふ、一種のものとなりぬ」と思ふに是れ一種の香具師(もと野士と書く、野武士が生活の爲め賣藥せしに始ると)にして、當時の香具師は賣藥其他の賣藥香具を賣る

爲め、居合、鬻藥まわしなどする者を云ふ。

(三)近江商人……江州の商法は、大抵男子は十五六歳になれば、地方の支店へ送り、商業上の慣習を知り、其地方の需要並に産物を知るの機會を得せしめたるが、之が爲め蝦夷にゆくも、南洋に渡るも更に意に介せず、其他國に在るや勉めて節約を守り、依て得たる利益を本國に送りたりと云ふ。是れ英國商人が其子弟を養成すると其揆を一にするものに、英國の貿易商は其子弟十六七歳になれば、之を海外の支店に送り、居ること數年、更に本國の事務を執らしめ、後に至り是等の者より幹部を組織せしむと云ふ。

江州商人が賣買する商品は、自國産のもの少なく、例へば京都大阪などにて仕入れ、之を各地に販賣するものにて、往々旅行する先き々々にて仕入れ、且つ賣るが如き手段を探れりと云ふ。而して江州産として有名なる紋廻の如きも、其原料たる麻は、越後のもの多かりき。

【春波樓筆記】……總じて近江の國の人物は、心肝大きく思慮あり、日野はみせを開き、商人の體見えず、然るに富商多し、又此近きに八幡と云ふにも富家あり、其地貧にして渡世なりがたき邊土は必富める者あり、吾近郷に産する物を買ひ取り他國へ行き之を賣り、又其國の物を求め、他所にゆき之をひさぎ、吾國に歸るに及んで、吾國になき物を求め來るを交易と云ふ、見世を開き商をするを買人と云ふなり、從來の路傍に一膳飯を鬻ぐ者は生れし其處を離れずして、渡世のなる故に、生涯一膳めしを以て終る、彼源左衛門と云ふ人は僅の元金を持ち、奥州仙臺に行き此地に綿を生ぜざること考へ、大阪より綿、木綿

古着の類を買取り、仙臺へ船まはして賣りけるに、初は少々宛の商ひして、後年を追ひて大商となり、今に至りては、人五十人を遣ふ程の見世を張り、中井新三郎と家名して、今三代目なり、其外下總の相馬太田原邊へも見世を出だし、今において三十萬金の富商となりぬ云々。

又富山賣藥行商の起源を尋ねるに、天和年中備前岡山の産淨閑なる者が反魂丹を製して、之を藩主前田正甫に獻じ、前田侯より其製法を松井屋源右衛門に授けたるに始り、其後藩主は種々の保護策を講じたるを以て、遂に全國に賣弘めらるゝに至れり、而して富山賣藥の販賣法は、今日に至るも、富山始め各地の賣藥に行はるゝが如く、毎年凡そ一箇年分の賣高を見積りて之を花主へ預け置き、其代價は、翌年巡廻の際に至り、賣殘高と賣上金高とを檢して精算することゝ爲せしかば、花主の便少からず、又一方に於て賣藥商は、斯く各地に配布し置きたる藥品を擔保として、質金の融通を求あ得たるがゆゑに、此邊の便宜も少からざりしと云ふ、古記に依れば、天保年間には一年の行商千七百人賣上高五萬兩なりしが、嘉永年間は行商二千人拾貳萬兩と爲り、文久年間には二千二百人賣上貳拾萬兩に及びしと云ふ。

【註】(一)賣藥の獎勵……富山藩主が賣藥に獎勵を加へたる二三の例を擧ぐれば、薩摩の如

く他國商人の入込みて販賣することを禁ぜる國へは、特に藩主より依頼して販賣の許可を得たるが如き、或は別に反魂丹役所を設け、奉行、中役、下付を置き、賣藥商取締の事務を行はしめたるが如き、又製藥業者を二十一組に分ち、一組毎に大組は十人、小組は五人の順番役を選舉し、製藥及行商等の取締、其他の公務を爲さしめたるが如き、孰れも斯業の發展を助長する所以なりしなり。而して行商人の數には制限ありて、大組は百人乃至三百人、小組は六十人乃至九十人、脚までとし、他國へ一人なり二人なり、又數人なりを出す者は其權利を有すると同時に、若干の冥加金を納めしむることゝせり(初めは一人脚に對し二分なりしが、弘化三年よりは金壹兩壹分貳朱と爲れりとぞ)藩主の獎勵と取締とは、一は此課税の目的に出でたるものならん。

(二)資金の融通……富山の賣藥商が花主へ置附たる藥品を抵當として、資金を借入るゝには、之を證書面に記載し、前記の順番組(取締)へ届出で、順番組は之を奉行所へ届けて其典印を受け、之を貸主に交付したるものにて、借主若し期限に至り返済せず、爲めに破約と爲りたるときは、貸主は其懸場の花主を受くるの權あり、此貸入書入を爲すこと、毫も不動産と異ならざりしと云ふ。因て按ずるに、預け置きたる藥品を書附け、之を擔保とすと云ふも、其實質は「得意關係」なる無形の財産(英語 Godwill 俗語の「株」又は權利)を擔保としたるものと見るべきならん。

以下説く所は、主として江戸幕府時代の重なる商人なり。

三、問屋の起源は頗る古きものなること嘗て述べたるが如くにして、幕府時代の問屋も亦古昔の津屋の如く、商品産出地の荷主より積出したる荷物を引受け、之を販賣する者にて、多くは單に相當の口錢を收むる委託販賣の方法に依るも、亦自己の計算に於て荷主より買入れ、自ら損益を負擔して賣捌くことあり。其賣捌くや、普通仲買の手を経て、之を他國の商人又は市内の小賣商に賣渡すを常とするも、商品の種類に依りては、直接に商人に賣渡すものあり、吳服、木綿の如きは即ち是れなり。又砂糖、綿の如きは、仲買が地方の荷主より買入れて、之を問屋に賣渡し、問屋自ら手工又は裝飾を加へて他國商人、小賣商等に賣渡すも、商品に依りては、仲買が自己の計算に於て問屋より買入れたるものへ、加工して賣捌きたることありと云ふ。而して當時の問屋には、何々組と稱する各種商品の專賣組合ありて、同業者の數を制限し、毎年若干の冥加金を納めて、商品の販賣を獨占し、江戸の十組問屋、大阪の二十四組問屋の如きは、有名なるものなりしが、之が爲め賣買の自由を失ひ、物價騰貴、買占賣崩等の弊害少からざりしと云ふ(賣買の制限參照)

四、仲買は普通他國商人又は市内小賣商の注文に依り、各種の商品を問屋より買入れ、若干の口錢を收めて之を賣捌くものなれども、又往々自己の計算に於て問屋より買入れ、之に加工して商人に賣渡すことあり。而して商品に依りては、仲買自ら地方の荷主より買集めて、之を問屋に賣渡したるものなきにあらねど、海上運漕に依りて入り來る貨物の多くは、問屋の手を経ざれば、仲買之を買取ること能はず、例へば米穀、薪炭、藍、肥料、油、生魚、鹽魚、鯉節、材木、竹、鐵、漆、藥種の如きは、皆斯くの如くなりしと云ふ。

五、小商賣も亦今日の如く、一般消費者を相手として賣捌く者にて、普通商品は仲買より買入るゝも、商品に依りては、直接問屋又は其他の卸賣商人より仕入たりと云ふ、而して、天保十二年及び其翌年、令して組合仲間を解き、株鑑札の制限を廢するや、單に卸賣のみを營業と爲すを禁じ、卸賣は必らず小賣を兼ねしめ、若し商品拂底物價騰貴の虞あるときは、卸賣は之を中止するも小賣は繼續し得る如く爲さしめ、又常に仲買人と相謀り、小賣の値段をして卸賣の値段に比し、甚しく懸隔あらしむるが如き弊なき様戒めたることありき。

六、牙僧は賣買の周旋を爲す者、即ち現今所謂「ブローカー」の一種に屬し、産地に於

ける商品の品質を検査し、其代價の取極等を周旋して、口錢を收むる者なりしが、米穀青物等の商人は、之に依頼して、便益を受くること少からざりしと云ふ。

【註】牙僧 徳川時代に始りたるものにあらず、足利氏の時代にも其名ありしを見れば、其以前よりありたるものなりしなるべし、京都の絹布賣買の僧、大阪、堺、長崎の薬種の僧、夫、大阪の酒の牙僧、攝津平野庄の草綿の僧、夫など、皆同種類のものにて、始めは微々たるものなりしが、後には官特に之れが爲めに制を設けたりと云ふ。

七、札差其他 札差とは旗本の廩米受取方より賣買までを請負ふ商人にして、江戸甲府、田安一橋の二卿並に加州藩などにあり、江戸にては慶安の頃より之を業とする者ありしが、株式として其人員を定めたるは、大岡越前守奉行たりし時にて、即ち享保九年百九人と定めたるを始とす。而して札差の本業は祿高百俵即ち三十五石に付金一分の割合にて、廩米請取の手数料を取ること、賣側と云ひ同じく百俵に付金二分の賣拂米の口錢を取ることにてありしが、斯く旗本等が札差を介して廩米請取方を取扱はしむるに至りたるは、自ら直接に請取るときは、幾日も藏役所へ出頭して日子を空費するとあるゆゑ、之を避くるに在りしも、又一は札差に廩米を抵當に入れ、金繰を爲し得るの便宜ありたるに由る。されば享保九年其人員を

制限せし場合に於ても、利息は年一割半より高くすべからざる制限を設けたるが、是れ札差が其金力を濫用し、高率の利子を貪りたることあるが爲めに、寛政元年松平越中守執政の時、旗本勝手向救と稱し、札差より旗本へ貸出し置きたる古借金、濟方棄損の令を出し、又天保十四年水野越前守も、亦札差金無利息二十箇年賦の令を出せしが如き、皆旗本の苦しめるを救ひ、札差の奢侈を懲らさんが爲めなりき。

七、大阪の藏元 幕府時代に於て諸大名は概ね其國産を大阪に輸送して販賣するの習ひなりしが、其賣上代金は之を藏元、掛屋等に預け置き必要に應じて、之を引出す事とし、多くは之に依りて需要品を買入るゝ其一方に、地方の荷主も亦國産賣捌代金にて、地方の需要品を仕入るゝ者多かりしかば、大阪の資金は市内に流通轉輾し、加之兩替屋は種々の手形を發行して金融の便を與へたりしがゆゑに、利子甚低廉に、商工業上の營業資本は年五六歩に過ぎざりしと云ふ。大阪が當時商業の中心を占め、今日の盛況を呈するもの、寔に所以ありと云ふべし。

此他幕府時代には、白絲、割符、商人と稱し、堺、京都、長崎、江戸、及び大阪五箇所の商人が、輸入生絲の販賣を獨占したることありしも、こは、賣買の制限の部の述ぶること

とすべし。

八國産販賣の獎勵 幕府時代、各藩の諸侯意を殖産興業に用ひ、其國産の生産販賣を獎勵して、銳意富強を圖りしが、其販賣には國産會所又は國産役所の如き機關を設け、物産の賣捌と、資金の融通とに便せし事例少からざりき。例へば尾州家は陶器の製造を獎勵すると同時に、其販賣の便を得せしめんが爲め、金五萬兩を産地藏元へ貸下げて前貸金之を仕送金と云ふ、荷物代の繰替に供せしめ、三府の商人にして瀬戸の陶器を賣捌かんとする者あれば、身元調査の上、家屋敷を抵當として瀬戸陶器問屋たることを許し、又賣上代金を國元へ廻送するに當りても、藩金の流用を許したりき、即ち名古屋より積送りたる荷物の賣捌代金は、産地の藏元が出張して、着船後三十日限に取立つる習ひなりしが、江戸に於ては、之を市谷の藩邸に納め、藩邸より其旨を名古屋へ通知するときは、名古屋にては藩邸へ送るべき金員を振替へて、各荷主へ拂渡すことゝ爲せり。

又阿波にては鹽を賣買し、又は藍を他國へ積出したるとき、一俵毎に若干宛の税を課し、之を貯へて災厄の場合、若くは肥料購入の貸付資金に宛て、又藍は其問屋を

徳島、江戸、大阪に置き、此問屋の外、藍玉を賣ることを禁じ、米、澤にては國産役所を設け、其手に依りて漆、織物等の産物を江戸、大阪等へ販賣し、姫路にても亦産地と販賣先とに國産會所を設け、一種の銀札を發行して貸付に便したりと云ふ。

【註】姫路の資金融通法 は現今の荷爲替に類するものにて、今荷物を江戸へ送りて賣捌く方法を見るに、荷主は先づ産地の國産會所へ申出で、江戸國産會所への送狀を乞ひ受け、其送狀を荷物に添附し、之を同國飾磨の運送問屋へ托し、其請取證(現今の船荷證券に當る)に拜借願書(現今の爲替手形の代りなるも、其運用は異れり)を添へて、之を國産會所へ差出し、本綿金額の六七掛を銀札にて借受け(俗に之を本綿札と呼べり)原料仕入の資金に供せしが、一方に於て貨物江戸着の上は、之を藩邸の倉庫に納め、藩の用達問屋へ見本を渡し、傳馬町邊の本綿商へ引合せ、斯くて賣捌濟の上は、其代金を姫路國産會所へ廻附し、同所に於て精算の上、殘金を荷主へ拂渡したりと云ふ。

### 第三項 賣買の制限

一、緒言 現今に於ても、營業は全く自由なりと云ふべからず、行政官廳は安寧を保障する普通の警察權限に依り、獨立して營業規則を定むることを得るがゆゑに、營業者の資格、營業の場所、設備及方法等に關し、警察職權の行使として之を爲すこと

を得べし、地方廳の發する營業取締規則の如きは即ち是なり。而して斯る制限の外特殊の營業に對しては、特別の規法に依る制限ありて、或は特に免許を要し、認可を要し、又は全く禁止せらるゝものあり。例へば銀行業、信託業、保險業、鐵道業、保稅倉庫業、銃砲、藥種、賣藥、度量衡の販賣、若くは煙草、鹽、樟腦の如き政府の專賣品、其他風俗公安に害あるもの、販賣の如し。此他無能力者、外國人、破産者、官吏、軍人の如きも、自由に商業を營むことを得ざるが故に、現今に於ても、賣買は全く自由にはあらざれども、古昔の如き不條理の拘束は之あることなし。今往昔商品賣買が如何に束縛を受けたるやを見るに、(一)營業の制限、(二)物價の制限及び貨物の專賣を主とし、其他(三)國內關稅(四)階級制度等なりき。

一、營業者の制限 中古歐洲に於ては Guild と稱する同業者の組合あり、國王も之を認め、法律を以て同業者の數を制限し、組合員のみ或る職業に従事し、敢て他人を容れず、且つ國王の許可に依りて各種の專賣權を獲得し、營業の條件を精細に規定し、徒弟の數をも制限したることありしが、我邦に於ても亦之に類するものあり、即ち商業の座又は株式にして、座は既に北條氏の時代にも之ありて、諸國各市場の七

座の店(前出)の如きは、其著しきものなりしが、足利氏の時代に至り、將軍より令を下し、各地の守護、竝に神社佛閣、各其所要の地に座を置き、重要商品の專賣を許すと同時に、諸役を課し、他の競争を許さず、座外の者の商業を爲すを協賣、振賣と稱して、嚴禁したり。即ち米座、油座、茶座、酒座、魚座、鹽座、紙座、材木座、伯樂座の類にて、徳川時代に至り之を株式と稱し、賣買質入することを得たるが、專賣の弊少からず、爲めに騷亂をさへ起したることあり。

徳川幕府時代、慶安年中江戸の風呂屋を制限して、其看板を賣買質入することを許し、其後元祿年中曆屋を八十一人に限り、享保年中兩替屋を六百人に限り、新規開業を停止したることありしが、是れぞ即ち株式の起源にして、元和、正保の頃、大阪江戸間の廻船(菱垣廻船)にて其後樽廻船なるもの出で、互に競争したり、漸く物興せしが、當時江戸には組合もなく、物貨の決算、難破船の處分、船頭の曲事など、頗る紛亂せしかば、元祿七年川上某の主唱に依り、塗物店組、藥種店組、綿店組、酒店組など十組間屋なるもの興り、遠州今切を以て江戸大阪の所管を分ち、事あれば荷主及各組合の行事等立會て、一切の事を處理したり。其後享保の頃までに、漸く増加して二十二

組と爲り、大阪も初は十組なりしが、享保九年二十四組を作り、天明四年には毎年百兩宛の冥加金を上納して株式と爲せり。又文化十年には江戸諸問屋の株式を一定して六十八組千九百九十五人に限り、各其株札を附與し、自後新規加入及び血縁の外譲渡を禁じたりしが、是れ文化前菱垣廻船に屬する十組の問屋の外、尙ほ五十八組の問屋ありて、是等を連合したる爲なり、されど尙ほ舊稱を襲ひて十仲間と稱せしとぞ。而して是等の組合が目的とする所は、同業者の數を制限すると同時に仲間の間に規律を立つるに在りたるを以て、適仲間外に在りて同業を營む者あれば、株仲間より直に官に訴へ、官は嚴重に之を處分し、又組合にては申合規則を定め、年行司月行司を置きて其事務を取扱はしめ、仲間中苟も此誓約に背く者あれば、或は譴責を加へ、或は全く取引を禁ずることゝ爲せり。斯くて天保の末年に至る約二十年間は、此法規、規約もよく行はれしが、天保の末つ方に至りて、物價騰貴、市民囂囂當局も漸く其弊を認めしかば、同十二年十二月、遂に商人の營業を自由にし、冥加金の上納を廢し、組合仲間を解散し、此際單に卸賣のみを爲すを禁じ、又前金を産地に送り、物産を買集めて其場所に貯藏するが如きは、即ち締賣買にして正當の業に

あらずとして、之をも禁止したり。されど、當時の物價騰貴は、一般の奢侈幣制の不備等に基くこと多かりしにや、株式廢止の爲め、管に物價が低落せざるのみならず、商業の秩序を失して其不振を來し、金融も亦自から逼塞せしかば、嘉永四年筒井紀伊守の進言に依り、諸問屋を再興し、文化以前の舊規に復したれども、冥加金を課せず、組合の加除は隨意ならしめたり。當時再興せし組合は九十五類にして、其後元治元年下り酒、地廻酒問屋に株札を附與し、爾來幕府の末世まで、再興のまゝなりしが、維新の際自から解散するに至れり。

【註】産の起因……は領主が之に依つて團員の共同擔保と、納稅義務者たる利益を得たると  
商工業者が獨占の利益を収めたるに在りと(福田博士「日本經濟史論」)

又享保年間には、江戸に八品商賣人と稱する者あり、即ち質屋、古著屋、古著買、小道具屋、唐物屋、古道具屋、古鐵屋、古鐵買の八種の商人にて、各種に付き凡十人ほどづゝ組合せ、月行事壹人定置、紛失物吟味之節、當番之月行事并其町々月行事立會、觸書を以、組合之内相廻り、帳面吟味可仕候、云々と云へる、行政警察上の目的に供したりしが、享保八年には總人員壹萬八百三十九人、此組合數大組十七組、小組九百六十六組

なりき、後天保年間之が組合を停止せしことありしが、嘉永五年之を再興したり、蓋し古物賣買の取締上不便なりし爲めなるべし。

煙草の販賣禁止……煙草は天正年中切支丹の傳來と共に傳はりたるものなるが、豊太閤の時屢々之れを飲むことを禁じ、慶長八年煙草を作る者、並に販賣する者は、町人は五十日、百姓は三十日、自分兵糧にて籠合たるべしとて、其元を禁じたることありき。

二、物價の制限及び專賣 我邦古來沽價法なるものありて、一般物價を法定し、後醍醐天皇時代にも之ありしが、足利時代より織田豊臣氏に至る間は、一般物價に關する法制なく、唯各地の守護が、領内の人民に對し任意に施設し、往々押賣、馬の輸出を禁じたる事などありしのみ、降て江戸幕府時代に至りては、亦諸物價に制限を加へたること之なかりしも、米穀は當時經濟の基礎と爲り、租稅、武士階級の俸祿等、一に米穀に依りて成立し、其價格の變動は、士農は固より商工一般に影響する所少からざりしかば、或は買上、買置獎勵、米商に對する官金の融通、米穀投機取引の公許、米問屋株式の許可等に依りて、其下落を防ぎ、或は官米賣拂諸侯及町人の買置米賣出命令に依り、又は酒の醸造高制限に依りて、其暴騰を抑止せんとせしことありしが、是等間接の手段に依る外、直接に米價其ものを制限したることあり、例へば明暦三年

江戸大火の後、米價の騰貴を抑制せんが爲め、市内の米價を一兩に七斗より高く賣るべからずと定め、其後三日を經、一兩に八斗の割合にて、官米を拂下げたり、又享保二十年十月には、米價の下落を防がんが爲め、令して、江戸大阪米屋共諸國拂米江戸は金一兩に付米一石四斗以上に買請、大阪は米一石に付銀四十二匁以上に買請可申候云々と爲したることあり、而して此法定價格は其後屢改正せられしも、著しき效果を擧ぐることはざりしもの、如し、又幕府時代には質素儉約の令を出し、諸工藝品の製造に檢束を加へ、往々其販賣を禁じたることあり、例へば天保年間絹縮緬の類を密賣する者を、百日の閉戸に處したるが如し、而して此時代商業に株式を設けて專賣を許したるは、前記の如くなるが、此外白絲、割符、商人の如き一種の專賣商人ありき、白絲とは生絲のことにて、當時白絲は印度又は支那より葡萄牙人、阿蘭陀人などが舶載し來れるものなりしが、慶長七年偶白絲を積載せる一黒船、葡萄牙船、漂て長崎港に入り居ること二年なりしも、之を販賣すること能はざりしかば、長崎奉行を經て、家康に乞ひ、堺京都及び長崎の商人をして、之を買取らしめたるに起源し、爾後是等の商人は、毎年一定の數量、堺百二十丸、京長崎各百丸、一丸五十斤、一斤



百六十目、當時一丸銀子一貫二三百目なりきを、買受け、三箇所の商人にて之を專賣し、巨利を獲たり、其後寛永八年に至り、江戸及大阪の商人を加へて五箇所と爲り、且つ白絲の外黄絲、紗綾、白縮緬、白縞子等をも之に加ふることゝ爲せしが、寛永十八年平戸港の貿易を、長崎港に移すや、此割符を改め、二十六丸を博多、筑後、肥前、平戸等に分ち、且つ和蘭陀船積載の白絲をも割符することゝ爲せり、而して絲割符商人は之に依りて多大の利益を收めたる爲め、軍用品輸送、物品就中白絲の進獻を爲して之に酬ひたり、明暦元年には一旦絲割符法を停め、唐蘭輸入品を總て相對賣買と爲せしが、貞享二年更に復活して維新前に至れり、而して明和安永の頃より、我邦養蠶の業漸く發達し、文化文政の頃より白絲の輸入は著しく減少せしも、割符商人は白絲以外の長崎輸入品一切の專賣權を有せしかば、白絲の多少は著しく影響せざりしと云ふ、要するに此制度は幕府が其領地なる長崎の繁榮を圖り、且つ貢納物を收むるの利を得るの希望が、偶葡萄牙人の通商振興の企圖と符合せしに由るものと觀るを得べし。

翻て海外の事蹟を尋ぬるに、嘗て述べたるが如く、羅馬帝國は紀元三百一年に於て諸物價を制限したることありしが、中世歐洲に於ける商業都市に於ても、亦市民の利益を圖らんが爲め、物價表並に貨銀表を定め、又多く市民以外の者に課税して、市立市場、露店、商店、貨物検査所、公秤所を設け、或は都市の郊外一定の範圍を限りて、特種の手工業及び商業を營むことを禁じたることあり、都市は又外國人の意思及び利益に反して之を誘ひ、且つ滞在せしめんが爲め、開市權及び強制通路を設けたるが、此開市權なるものに、三種ありたり、即ち(一)貨物を或る都市に於て積替へ、其市民の船舶業組合に屬する船車を以て輸送すること(二)商品停止權を有する市に入りたる外國商人は、一定の期間内は、必らず其市内に滞在して商品を賣り、其賣殘品のみを携へて退去すること(三)市民以外の者は、市民に先んじて、外國商人より商品を買取ることを得ざる定めあり、此(三)の制限は普通(二)の場合に關聯するを常とせしが、行商等は自然是等の特權を有する都市を避くるに至るべきを以て、特定の通路を設け、必らず都市を経由すべく強制したり、而して此強制通路は市權區域以外の要地に通ずるものなるがゆゑに、國王の允許を経るの必要ありしが、國王は此特權を與ふると同時に、關稅及び通行税を賦課することを得たるを以て、之を與ふる

を喜び、商人も亦安全を得るの點に於ては、利益ありたりと云ふ。又「エリザベス」女王の時代に於ける英國は、財政上の理由より、多くの專賣權を個人及び團體に附與して、特許料を收めしが、當時重要商品たりし鐵、銅、獸皮、食鹽を始め、乾葡萄、燒酎、カルタの如き貨物すら、皆專賣品と爲り、又一方外國貿易の特許會社も少からざりき。

三、國內關稅 現今我邦始め米、獨佛、露の各國が、國內産業の保護を名とし、國境通過の貨物に對して高率の關稅を賦課するは、貨物賣買を障礙すること少からざれども、往時に於ては、内外共に國內に關稅あり、隣邦支那の如きは、現今も尙ほ之を存する爲め、賣買上の不利益尠少なからざるなり。

我邦現今の關稅制度は其起源安政五年の五箇國條約に在れど、古昔に於ても泰西の國內關稅に類せるものあり、例へば弘安年中諸國の地頭等、河手津泊等の稅を課し、嘉曆年中攝津なる兵庫、渡邊、神崎の三箇津に出入する船舶に對して商錢を課し、又足利時代に至りても、諸國到る處に新關を設け、津料を課したることあり、翻て海外を觀るに關稅の起源は頗る古く、希臘の「アテネ」に於ては、紀元前四百年頃、輸出入の貨物に對し、價格百分の二の關稅を課し、當時は會社に請負はしめしが、此外若

干の物品稅と百分の一の買上稅、並に市民以外の者に對しては、市場稅を課したり、羅馬に於ては王朝時代より海港、道路、橋梁等に於て、通過商品の百分の二半、一若くは百分の五を徵收し、帝政時代に入りては、稅率を百分の二半乃至十二半と爲し、之を國境に於て徵收する外、尙ほ一部の國內關稅、入市稅をも存したり、羅馬にても初めは私人に請負はしめしが、後之を官に移せり、降て中世の末葉に至りては、歐洲の都市、諸侯を始め、關稅權ある諸領主は、盛んに國內關稅を賦課し、是等の難然たる地方關稅と開市權並に複雑なる貨幣制度とは、相俟て中世商業の發達を阻礙せしこと、想像するに餘りありしと云ふ、而して英國は其地位孤立せると、王室の權力絶大なりしとの爲め、内地關稅は初めより少かりしが、卒先之を全廢し、十四世紀の末葉既に國境關稅を賦課せしが、佛國は十八世紀、獨逸は十九世紀に至りて、始めて國內關稅を撤廢するを得たり。

四、占賣 又我邦に於ては古來、占賣を禁じたる例少からず、寛文六年九月令を下し「江戸町中藥屋ども私として座を定、藥種之内何によらず、一處へ買取り、しめうり致候、又はにせ藥等有之由に候、向後豎可爲停止、云々」と爲し、又元祿年中米穀の買取を

禁じ尙ほ、金銀錢の買置竝に商賣物買べ無之様可仕旨布達したり、後享保年中、何によらず申合買留置直段を上げ、賣候儀、御領中諸人之痛に候へば、甚不届候間、左様之儀無之様兼而心を付け可被申付候、とて、諸商品の買占を禁じ、同年中米穀の買占を戒め、又其賣出を命じたることあり、又天保年間には産地へ前金を貸付け、其産物を買占めて、積送を見合すことを禁じたることあり、是等は想ふに物價調節の目的に出でたるものなるべきも、屢之を發したるを見れば、其効力は蓋し一時的に過ぎざりしなるべし。

#### 第四項 賣買と市場

一、市場 市場とは貨物の賣買若くは交換を行はんが爲め、多數の者が會合する一定の區劃を謂ひ、之に月六齋、毎月、毎年等定期に集合するものと、斷へず會合するものとの二種あり、孰れの種類も洋の東西を問はず、古來到る所に行はれ、就中定期市場の如きは、往時貨物の種類も、亦之を販賣する商店も少く、交通不便にして、需要亦知るに由なかりし時代に於ては、極めて必要なる設備なりしなるべく、現時に於て

も、各種の取引所若くは生魚、青物市場の如き常設市場、其他織物、書籍、書畫、骨董等の定期市場、歐米の國際的「フェア」、都市の縁日、草市、歳の市等は、賣買機關として一種缺くべからざる作用を爲すを見るべし、蓋し市場は需要供給の投合を便にし、代價も亦自から公平なるを得るに職由するも、亦一は國主が之に依て、免許料を收むる利益ありしがゆゑなり、次に内外に於ける市場の沿革を略説すべし。

二、我邦の市場 我邦に於て、市が何時頃より始まりたるや、其起源を知るに由なきも、既に應神天皇の時代に大和に輕市あり、雄略帝の朝に河内の餌香市ありしと云へば、其古きこと推して知るを得べし、文武帝大寶令以後には、京都に東西市の設けあり、左右京織大夫にて市塵度量の事を掌り、其下に東西市正ありて、財貨の交易、器物の眞偽、度量の輕重、賣買沽價の事を掌りしが、當時市は午時を以つて集り、日入前鼓を三度打ちて散すること、肆毎に標を立て行名を記さしむるなどの規定ありき、其後王朝の末頃に至るまで、各地市の設けられたるもの少からず、椿の市、辰の市、飛鳥の市、おふさの市(大和)、飾磨の市(播磨)、難波の市(攝津)、小脇の市(近江)等は、其中名あるものなりき、賴朝前後も各地市を立つる者少からず、地頭等往々河手、津料と共に市

料を課して得分の一と爲しぬ降て織田豊臣時代に至りても尙ほ市税を徴收せしものにや天正五年信長の朱印を以て特に江州安土山下町中に對し、當所事爲樂市被仰付候上者諸座諸役諸公事等悉免許事と爲したることあり北條氏九世百五十餘年民政に意を用ゐ商業も稍發達し各地の市には絹座炭座米座等の七座を置き商品を見世棚に陳列して販賣し市中には販婦物を載きて賣行き行商は遠く財貨を交易したるを以て定期市場は幾分其必要を減じ且つ之あるも其趣を異にするに至れり而して江戸幕府時代に至りては各地市を立て或は同業者を集めて魚青物等を賣り或は草市年市恵比壽講市の如き定期市ありしも賣買の盛んなりしは江戸日本橋の魚市大阪天満江戸及尾州の青物市大阪難喉場の魚市堂島の米市場等なりしと云ふ而して是等は一定の區域と人員とを限りて特種商品の賣買を許すと同時に若干の冥加金を納めしむる定めなりき。米の市場は、大津、京都、享保十三年より、並に江戸などにもあり、江戸は享保十五年、米延賣切手賣相場會所を許したるが其起源なれども、大阪の市場は、天正年中淀屋某與右衛門と云ひ又一説に源右衛門と云ふと云へる豪商ありて、諸家の廻米を一手に引受、淀屋橋南詰へ正米市

場を立てたるに始り、起源更に古し、其後寛永年間米市の株御免に爲りしが、孫辰五郎に至り、驕奢に長じ、公儀を憚らざることあり、元祿九年改易せられしが、此所に會して取引せし者翌年之を新開地なる堂島に移すこと、爲せり、是れ現今堂島米市場の始めなりと云ふ。〔現今にても上總大原町には、月の三八に、日用諸貨物を街側にて陳列して、附近一般消費者に賣る市ありて近代の一奇觀なり。〕

〔註〕(一)堂島の米市……當時の米市場の場所三箇所あり、東の方は正米市、當中は概合商ひ、西の方は虎市商ひにて、相場は三方共概ね異なるを以て、之れを講相場と云ふ。概合米は現今の清算取引に當り、差金と名づけて大略百石に付き金二三分の數銀を出し、建米を設け、期限を定めて賣買するものを云ひ、數量百石以上なれども、虎市米は十石より賣買する延賣なり。

山里の座に(上略)辰五郎身上御召上げに相成、御廻米御朱印も御取上げ被成候故、今堂島へ所がへして、相變らず賑はしく、米相庭立會いたせしが、とかく正米商ひばかりにては、道て賣つなぎ、買つなぎの商ひも出来がたきゆゑ、其節榮屋長左衛門、備前屋權兵衛と云へる者、立物米と申すものを立置、切り月、日限を相極め、日限迄の内を延賣延買といふ事を始めなば、所を榮繁いたすべしといひ出しければ、諸方より集まり居る者ども、いづれも是は尤も同心なし、夫より右の仕法の商ひを始めけれども、新敷事なれば、いかゞ有べきと思ひの外、人數あまた、たがひに賑ひ合せ、相對にて、限月迄に済來りしが、道々人數相増候ゆゑ、振合の相對にては、済がたきように相成、夫より支配入と

申す者を相定め買銀を以て支配させ候はゞ、埒明もよろしかるべしと、又々相談に及び、支配人といへる者はじまりける、是當時の「やりくり兩替」なり、尤も延賣買の事なれば、御公儀様を恐入て、矢張兩替の帳面にては、正銀正切手のやうに致しける。云々

「八木のはなし」に、享保十七年壬子二月、正米直段下落に付、相場引立の爲め、株數千軒御免に成り、同十九年甲寅、猶三百軒御免にて、都合千三百軒なり、仕法は年中口上相對のみにて、米百石に付、數銀凡そ金二分か三分程出せば、米を賣附買附する姿にて、勝負商ひする事となり、此數銀は米直段高下ありて、素人の方に損ある時、差出すべき爲に取置證據銀なり、此賣買の度毎に、百石に付、口錢二匁五分充、出入にて五匁充仲買へ請取ことなり、右の空相場は、其日限損徳を平均して差引算用すべき筈なれども、其相場の高下なく、損徳もなき時は、明日迄其儘置、明日の相場にて勝負をなす者あり、其時は又候仲買へ持越口錢と稱し、百石に付、銀五匁づゝ渡せば、算用なしに其儘差置くことなり、是は幾日持越しても、口錢は同じことにて、此商ひ百石以下はせぬことなり、此空相場の日當は、堅米にて、堅米の相場を堅とし、何百萬石にても賣買すること故、堅替には堅相場替はるに付、年中空相場にて賣買なし置きたる算用を、不殘差引勘定することなり云々。

「誠齋雜綴」に、堂島にて米市の仕方は、毎日朝五つ時頃より相始め、先最初に帳合延商ひ米仲買株の者と、虎市米仲買の者と數百人寄集りて、はじむるを寄附相場と唱ふ、此寄附相場は、たとへば何十何匁何分と、初めに題を出す、是則前日火繩消の時の相場を用

ふるなり、此寄附を題にして、米仲買の者共銘々のおもはく次第にて聯合し、み合することとなり、譯を知らざる者傍より是を見れば、數百人寄りて争をする様なりと云ふ、振寄附相場の何十何匁にて賣らむと思ひても、相場の下り口には買手なければ、無邊買手のある所まで下つて賣るなり、又上り口も同じ道理に鞭あげる、斯く一日の中に幾度となく高下するを、其中に聞いて居る役の者有て、今賣買する所を何程と聞定め、其を其時の相場として、諸方へ知らせるなり、其賣買の合言葉、並相場の掛聲、夫々の方言にて、素人には更に分らぬ事なり、前の米市始めより、一番二番三番と相場の高下する度毎に拍子木を打ち、相場の次第を告ぐる役の者あり、此二番の拍子木を打つ時、米分年行司共右の帳合虎市相場の高下する景氣を考へ、大體今日の相場正米は何程といふ事を見積り、正米相場何十何匁と題を出すを言合相場と云ふ、是を題にして、正米仲買株の者共正米市を始め、此三通りの市をするは皆米仲買計にて、此者共自分賣買もあれど、八九分迄は大阪は勿論諸國より、米相場を好む者の注文を受けて、其取高の賣買をするなり、尤も市場にては多くの事故、賣買とも書付は取遣せず、其夜々々に帳面を引合取締置よし、甚紛敷ものなれども、間違ふことなしと云へり。

「八木のはなし」に、正米相場は名目の通、全く現米の商賣にて、其内に市中飯米に賣出す注文と、正米を以て勝負をする商ひの注文との二通あり、飯米に賣出す分を切手にて米仲買より買取者は、百石に付、銀二匁五分づゝ口錢を遣り、代銀は四日目毎に拂ふ定めなり、相對を以て現銀に買を、しやんと唱ふ、此米切手を勝手次第藏屋敷へ持行て、正

米を請取ことなり、又正米を以て勝負商ひする者は米切手を仲買より買取計に無之、勝手よければ、又仲買へ賣渡ししする事なり、是も四日限に勘定を爲す、かく勝負商ひする者は、元手銀多くなければ出来ぬ委なれども、夫れには入替兩替と云ふことありて、其兩替より元手を借出し、いか程も米を買入るゝなり、尤入替兩替にて金を借る者、米切手を買物に入れ、米代銀丈の銀子を借受、米切手を買つては又買物に入る故、少々の元手にても、大勝負の出来ることあり。

「誠齋雜綴」に火繩の事を記して曰く、帳合虎市の二つは、早朝より絶えず市をなし、九時敷八時頃、火繩といふことあり、是れは三寸ばかりの火繩を机にくゝり火を付、其上に桶をかぶせ、三人程にて嚴重に番をするなり、此火繩の火の消える迄の間が空相場をする米仲買、其日の損徳勝負の定り所にて、此火のある内に、一人も商ひする者なき時は相場を潰すなり。潰すといふは、其日中の賣買損徳共取遣りなしと成なりとあり、而して斯く嚴重に番を爲さしむるは、相場の如何に依りては、其消否が莫大の損益の岐るゝ所と爲り、随つて往々力士などに金銀を與へ、暴力を以て之れを消さしむることあるが爲めに、かゝるときは召捕牢舎にも爲ることなれど、勢に乗じて之れを爲せしこと、珍らしからざりしと云ふ。

又同書に、前の通、早朝より、市始り、正米は晝九時頃終れ共、帳合虎市は何時といふ限りなし、打捨置けば夜に入ても、都合居る故、程合を見計ひ、水まきをする役の者ありて、多人數都合居る中へ、ハラリハラリと水を掛る故、夫にて散亂して其日の賣買止事なり、

此時の相場を大引の相場と唱ふ、其後又年行司共、明日の相場は何程と見積り、言合相場を立つるなり、是は年行司共、相場に取締を付る課と云ふ、尤も早朝の寄附より大引迄の相場一々に年行司より日々奉行所へ訴ふる事なり云々。

(1) 魚市……

(1) 日本橋の魚市は、天正十八年徳川氏入國の際、攝津西成郡佃村の森某、佃大和田兩村の漁夫三十餘名を率ひて來住し、官許を得て漁業を營むことを許され、其魚を幕府膳所の用に供し、殘餘を市中に賣捌きたるに始まる。其後同業者漸く増加し、慶長年間森の男某専ら荷を買収し、其剩餘を日本橋河岸、本小田原町に於て販賣せしが、爾來江戸の繁昌に伴ひ、遠近の海濱より魚物を送附する者漸く増加し、本船町河岸を合併して市場と爲し、各自之れに居住することゝ爲りしが、是れぞ即ち現今魚河岸の起源なりしなり、而して魚問屋が濱方へ前金仕入金を貸すの慣習は、寛永年間駿河沿海の漁夫と約定したるに始まりたるものなるが、濱の荷主が甲の間屋より前金を借受け、之れを乙の間屋に送り込むも、乙は之れを承諾せざる規約なりしと云ふ。又市場開始後間屋の數増加するに及び、組合を設け、此組合は初め、本小田原町組、本船町組など四組なりしが、享保年間之れを六組に改め、魚市場問屋仲買の法則を立て、會所を設け、行司を置き、株式を定め、市場稍々整頓せしが、天保十二年諸問屋の株式を停止したるときも、魚問屋のみは町奉行の口諭に依り之れを存したりと云ふ、嘉永四年諸問屋再興、明治元年組合解散と爲りたるも、従前の仲間は舊慣に依り結合し居たるが、同十年六月東京府魚島市場例規及び税則を定め、更に面目を一新するを得たり。

(2) 大阪、雜、喉、場、の、魚、市、は、豊、臣、氏、築、城、後、魚、問、屋、十、八、軒、が、靱、町、に、開、き、た、る、に、始、ま、り、慶、安、承、應、の、頃、西、安、土、町、備、後、町、堺、筋、東、の、邊、に、於、て、市、を、立、て、し、が、不、便、な、り、し、爲、め、元、和、年、間、雜、喉、場、へ、出、店、し、延、賣、の、頃、全、く、移、せ、し、も、の、な、り、と、云、ふ、此、市、に、は、朝、市、晝、市、夕、市、あ、り、て、終、日、商、估、の、出、入、絶、え、ず、明、暦、元、年、十、月、冥、加、金、を、上、納、し、明、和、九、年、に、至、り、南、北、六、十、間、の、地、を、畫、し、榜、掲、し、て、魚、市、場、と、爲、し、問、屋、を、八、十、四、名、仲、買、を、百、〇、三、名、と、な、し、免、許、鑑、札、を、附、與、し、冥、加、銀、を、九、貫、目、と、爲、せ、り、口、錢、は、往、昔、よ、り、賣、買、金、額、の、壹、割、な、り、し、と、云、ふ、而、し、て、此、市、場、は、九、州、四、國、播、磨、備、前、備、中、備、後、安、藝、長、門、和、泉、紀、伊、淡、路、志、摩、伊、勢、因、幡、よ、り、輸、送、の、魚、荷、を、賣、買、す、る、と、し、初、め、は、乾、魚、も、賣、捌、き、し、が、之、は、後、靱、町、へ、引、移、り、た、り、又、明、治、に、至、り、販、賣、す、る、魚、介、の、品、種、を、鯛、鱈、以、下、二、十、五、種、と、定、む、る、と、同、時、に、産、地、を、攝、津、播、磨、和、泉、淡、路、阿、波、讃、岐、紀、伊、備、前、備、中、備、後、安、藝、長、門、土、佐、因、幡、越、前、の、十、五、國、に、限、定、せ、り、市、を、經、ず、し、て、魚、家、よ、り、直、接、輸、買、す、る、者、若、く、は、出、買、と、て、魚、荷、を、船、中、に、て、取、引、す、る、者、あ、る、と、き、は、皆、官、に、訴、へ、處、罰、せ、し、む、魚、荷、よ、り、起、る、争、論、あ、り、て、一、時、判、定、し、難、き、と、き、は、仲、裁、人、立、入、り、て、之、れ、を、賣、却、し、其、代、銀、を、預、り、置、き、甲、乙、論、定、の、日、に、至、り、て、勝、訴、者、に、附、與、す、る、と、爲、せ、り、

(3) 尾、州、の、魚、市、……は、木、の、め、浦、よ、り、東、の、方、の、濱、邊、に、て、信、長、清、須、在、城、の、頃、よ、り、既、に、數、軒、の、問、屋、あ、り、爾、來、連、綿、と、し、て、絶、え、ず、寛、永、の、頃、問、屋、の、株、定、ま、り、し、よ、り、益、々、繁、昌、し、毎、日、朝、夕、二、回、に、市、を、立、て、億、兆、の、魚、介、を、こゝ、に、集、め、國、内、は、も、と、よ、り、遠、近、の、他、國、よ、り、も、船、積、に、て、運、送、し、争、ひ、買、求、め、た、る、も、の、は、亦、國、内、に、さ、ら、也、美、濃、信、濃、ま、で、も、步、行、に、て、荷、ひ、送、り、し、と、ぞ、

(4) 又、京、都、府、下、の、三、魚、市、は、應、仁、年、間、に、始、ま、り、元、和、年、間、始、め、て、魚、問、屋、の、設、あ、り、て

市場賣買を開始し、萬治寛永年間榎木町店、錦店、六條店三店、二十五戸の間屋を設け、官許を得て、凡そ各地方より漕到する魚物は、一に問屋を経て市賣せしむるの規定なりしと云ふ、

(三) 青物市場……(1) 江戸の青物市場も亦徳川氏入城以後の事にして、往時は青物役所なるものあり、内城及西城の常膳其他需用に供する各品は、神田多町、連雀町、永富町の三町より調進せり、爾後直接買取、負擔人納進等屢々變更あり、明治維新に至り、盡く是等の設置を廢止し、十年六月東京市青物水菓子問屋及び仲買營業者例規稅則を制定す。(2) 又天滿の青物市は天正年間に始まりたるものなれど、天滿天神橋北詰に移し、大阪青物市場と唱へたるは承應二年にして、當時問屋四十軒仲買百五十軒あり、皆免許鑑札を所有し、毎年冥加金六十枚を納めたりと云ふ。(3) 而して、尾州の青物市場は慶長十九年市兵衛、九兵衛の兩名批把島橋の西部に始めたるものにて、當時の蔬菜干物まで、新を争ひ、奇を競ひ、富國の名産はいふもさらなり、美濃、三河、伊勢、駿河、京大阪の産物までこゝに流ひて、あちゆる萬物、朝ごとに山をなせるも、買出の商人蟻の如くに集まり、暫時に荷ひ出し、又馬車にも積みて、府下を初め隣國近國三都まで運送する、實に府下繁昌の餘澤にして、一大盛事といふべし云々、以て當時の盛況を推知し得べし。

(四) 各種の市……魚菜類の外、古來市を設けたるもの枚舉に遑あらず、承和六年宮市とて雜唐物を置き、内藏寮官人及内侍等交易したるものあり、樂市とて市稅を收めざるもの

あり(天正年間)江戸には古着市場、蕙美壽講の市、草市、酉の市あり、各地に牛馬織物等の市あり、此中魚菜類の如き保存し難きものゝ市は、大抵毎日之れを開くも、其他は年一、二回又は毎月何回の如く、定期に開かるるを常とし、我邦各地に、二日市、三日市、四日市、五日市、八日市、二十日市等の町名あるは、往時其日に市を開きたる爲めなりと云ふ。而して市場賣買の慣習中、奇なるもの少からず、例へば仙臺の馬市には馬主馬を引來れば、仲買人が買主の依頼に依りて、代價を定むるの習ひなりしが、此時仲買馬主を打擲して其あたひの高下を定め、然る後賣買したるが如き、又大阪天王寺の牛市は、毎年霜月に立ち、近郷の百姓思ひ／＼に牛を引來りて、互に交易賣買せしが、之を牛博勢と云ふ。値役定まるるときは、互に牛に米をかましめて以て、賣買の證據と爲せしが如き、即ち是れなり。

三、外國の市場 翻て外國の市を觀るに、上古フェニキア時代に於ても、其航海竝に領土保全の爲めに、各地に碇泊所と商館とを設け、希臘人も亦植民政策の目的に出でたる都市を建設し、<sup>1)</sup> 海南海岸の「シノーベ」<sup>2)</sup>「トラベス」<sup>3)</sup>其北岸に近き「タナイヌ」<sup>4)</sup>「オルピア」<sup>5)</sup>「チラス」等繁榮せる諸市ありて、穀物、皮革、蠟、亞麻、林産物、奴隸其他の市場たり、又「アテネ」に於て毎年舉行せられたる「オリムピヤ」其他の大祭には宏大なる市場を設け、各國の商品を集めたるは、史上に有名なる事實なり、即ち歐亞人の約定は此機會に取結ばれ、歐亞貨物の交換も亦之に依りて行はれ、宛然一大取引所たるの觀あり、

此他「バビロン」希臘羅馬に於ける宏大なる殿堂は、多數教徒の參拜を促し、當時交通不便にして貨物交換の道完からず、其需要供給を充すの必要上、自然の勢として定期市なるものゝ發生を見るに至れり(史家「デイ」氏の説に依れば、上古は道路不良にして交通不便に、官府の権力薄弱にして掠奪行はれ、旅行危険にして、商人中にも往來盜賊に異らざる者ありて、商品の賣買極めて不安なりしかば、政府の保護監督を受くる公共市場の必要を見るに至れり、英國の如きは紀元十世紀に於て、凡そ代價貳拾志以上の貨物は、當局監督の下に在りて、正當に取引し得る市内に於ける外、賣買することを得ずと爲せしが、是れぞ即ち市場の起源なりと爲せど、此の如きは單に或地方に於ける市場發生の一原因と見るべきものならん)

定期市場中最も著明なるは、中古歐羅巴に設けられたるものにして、都市が政策として市民の利益を圖ると、君主の特許料を收むる利益とは、貨物交易の必要と共に、此種の市場を發達せしめたるものなるが、之に週市、歲市、及び定期市の三種あり、週市は都市と其附近の地方との交易を目的とし、歲市は各地方間又定期市は各國間の貨物交易を目的と爲せり、而して週市に在ては、農民は市場警察の保護の下に、



其生産物を市に搬入し、其賣却金を以て、製造品若くは外國品等を購入するの習ひなりしが、都市の利益を増進せんが爲めに、一定の區域を限りて手工業及び商業を禁止し、警察機關は賣買を安全ならしめんが爲め、詐偽奸策を防ぐの策を講じ、市民保護の爲めに物價表及び貨銀表を作成し、其他市立の市場、露店、商店、貨物検査場等を設立し、又差別關稅法其他の法規を設け、外國市民に對して内國市民を厚遇し、更に開市權、強制通路の政策をも勵行したり(賣買の制限參照)。

定期市は週市と異り、遠く外國よりの賣買者を集め、廣く卸小賣の需要を充したるものにて、固より近世の取引所の如く、絶へず開かるゝものにあらず、其他の點に於ても、亦取引所に及ばざれども、中世の商業は此機關に依つて行はれたるもの少からず、又此市場は常に貨物交易の目的を達せるのみに止らず、當時に於ける都鄙諸民の社交機關とも爲りたるものにて、種々の見世物、劇場、舞踏場、賭博場等の娛樂的設備も少からざりしと云ふ、而して當時の封建諸侯は市場課稅の利益を多からしめんが爲め、種々の手段に依りて之を保護するの風ありしが、或は市に入り込む商人の來往を保護し、商人にして掠奪若くは虐待を蒙る者ありたるとき、之を救

濟して賠償せしめ、或は入市貨物の通關稅を免除し、時に負債ある商人にして市に在る者あるときは、一時強制執行を停止し、若くは市場内に於て産業の自由、當時は自由ならざるもの多かりきを與へ、其他種々の特權を許與せしが、就中最も重要なりしは、市場商取引に對する特別裁判所の設けなりき。(此裁判所は *curia pedis pulverisati* or *Court of Pie Powder* (汚足裁判所)の名あり、商人の委員會より成りて、商業上の紛争を簡易に裁決せしむるの制度なりしが、商業法規未だ備はらず、貴族若くは諸侯よりの判決上の救濟得て望むべからざりし當時に在ては、極めて有益なる機關なりしなるべし)。

中歐に於ける定期中の中最も古きは、佛國巴里の附近に在りし「サン、ドニ」の定期市場にして、毎年七月之を開き、紀元七世紀頃より建設せられたるものなりしが、中世末期に及んで「サン、ヂェルメン」市の爲めに壓倒せられたり、而して佛國「シャンパーニュ」(シャンペイン)の定期市稍後れて勃興せしも、當時陸上商業は海上商業に比して重要なりしに、此地方は、恰も中央歐羅巴に於ける南北交通の要衝に當り、地理的優勝の地位に在りたると、當路者が商業の保護誘掖に勵め、殊に市場に於ける契約の履行

を勵行したるとの爲め、ブリュエ市と相並んで、中古定期市の牛耳を採り、十二三世紀より、十四世紀の始に至るまで、南北歐羅巴の貨物商業、銀行及信用取引は、専ら是等の市場に集中することゝ爲れり。

是等定期市の最も繁榮せしは、紀元第十三世紀の頃なりしが、當時「シャンパーニュ」地方の市は總て六箇所あり、此中四箇の市場は、巴里の東南に位せる「トロイエ」市と「プロヴァンス」市とに屬し、各二市場「ポール、シユール、オーブ」市と「ラグニエ、シユール、マルス」市とは、各一市場を開くことゝ爲せしが、其開期は皆六週間以上にして、相繼で開かれしかば、年内殆んど市場の絶ゆることなく、西南、中央歐羅巴の各國民争ふて茲に集り、就中佛蘭西の南北地方「フランダー」今之白耳義、伊太利等の商人最も多く、市場に上れる貨物には絹毛、麻各種の織物、小細工物、寶石、藥品及香料、鹽、金屬の如き原料、皮革及毛皮類、食料及飲料、家畜、奴隸等あり、當時歐羅巴に於て賣買せられたるあらゆる商品を網羅せしが、此中皮革、毛布の爲めには特別の市日あり、又地中海の「ラテン」人は馱獸を使用し、東方産の香料（胡椒、生姜、砂糖）西班牙革、明礬、染料を輸入して主として織物と交易し、金銀の支拂は多く爲替手形を用ひたりと云ふ。然るに十四

世紀の前半、伊太利の船舶が、東方の貨物を、ネーデルランド（今の和蘭）の海岸に輸送することゝ爲るや、自由にして安全なる商業慣習を有する「フランダー」の諸都市に壓倒せられ、「ブリュージュ」「コロネ」「フランクフルト」「デュノヴァ」「リオン」の諸市相踵で勃興するに至れり。（一説に「シャンパーニュ」の定期市が衰へたるは、紀元千三百年、佛國王の配下に屬せしとき、苛税を課せられたると、戦争との爲め、商人を驅て「フランダー」地方に逃れしめたること、北部佛蘭西の工業が衰へたること等が、其重なる原因にて海運業の發達は、其副因なりと云ふ）

當時の英國は現今の如く商業の中心に在らずして、其商業環に接近せしに過ぎず、隨て定期市場の如きも、中歐の市場に比すべくもあらざれども、「スターブリヂ」を始め、「ウインチェスター」「セント、パウル」「ロムニー」「スミスフィールド」の如きは稍繁榮したるものにて、其他日耳曼の「ライプツヒ」「露西亞の「ノヴゴロッド」の如きも、亦此時代より有名なる市場なりしと云ふ。要するに定期市は往時交通不便の時代に於ては、缺くべからざりし機關なりしに相違なきも、社會の秩序整頓し、交通の發達すると共に、漸く其必要の程度を減するに至りたるなり。（下卷三三一頁以下參照）

【註】(一)取引所兼旅館「フォンダゴ、テイ、マシイ」……とは中世伊太利「ヴェネチア」市に於ける一市場 (Fondaco del Turchi) の謂ひにして關稅徵收所、倉庫、並に取引所を兼ねたるものなり。其起源は紀元第十三世紀と覺し、其建物は市に屬し、市は其一部を貸與して「アルプス」外の商人を宿泊せしめ、又輸出入關稅及び通過稅を徵收せしが、内外人間の總ての商取引は、皆仲買の手を経て此建物内に於て行はれ、此仲買の地位は往々貸貸せられたりと云ふ。獨逸人の如き、自ら「アルプス」を越へて携へ來れる貨物を賣却し、其收得金を以て他の貨物を購入すべき規定あり、此賣上金を故國へ持歸ること、賣殘品を他の地方へ輸送すること、獨逸以外例へば、佛、英の產物を輸入すること等は、皆法の禁ざる所なりしが、斯く他國產の商品を販賣するを許さざりしは、主として其他國人と取引する「ヴェネチア」の商人を保護する爲めなりしも、一方に於て、獨逸商品は亦必らず「フォンダゴ」に出入する獨逸人より買入るゝ習ひなりしと云ふ。

支那には古來棧房一名行棧と稱する宿屋風の建物あり、間屋、旅館、倉庫を兼ねるものにて會館公所に屬し、或一地方の商人十人乃至五十人位の共同出資より成り、其所在地の事情に精通せる者一名を選みて萬事を處理せしむるの仕組なるが、頗る前記「フォンダゴ」に類する所あり、其地方の商人は、土地の產物其他の商品を携へて來集し、此處に宿泊して販賣し、更に新に商品を買入れて郷里に歸る、止宿中、棧房に於て爲替其他の銀行事務、汽船會社、稅關との交渉を行ふも、自らは等の事務を執り難きときは、共同出資にて、一人又は二人の代辦人を備ひ、之に委託するの習ひなるが、棧房は商品、手荷物等を保管す

る爲め、一、二箇所の廣大なる設置所を設け、低廉なる保管料を收めて、保管業を營み居れり云ふ。(我邦往昔の津屋も亦宿屋を兼ねたるが如し)

(二)取引所……取引所に類せしもの、例へば前記「フォンダゴ」の如きものは、古來種々之ありたるべきも、稍完備せる取引所の嚆矢は、顯ふに英國の帝國取引所(Royal Exchange)なるべく此機關は當時の大資本家たりし、有名なる「トマス、グレンシャム」氏が自己の出資に依りて設立したるものにて、千五百六十六年に開業式を行ひ、女王の臨御を乞ひたりと云ふ。次に第十七世紀の初めに當り、内外の資本が和蘭の「アムステルダム」に集るや、千六百三十一年を以て取引所を開設し、株券、手形、證券、爲替等を取扱ふ世界的中心市場と爲りしものなるが、當時の主たる取引物件は、特權會社就中東印度會社の株券にして、重役が其相場の高低を左右せし爲め、其弊害少からざりしと云ふ。

(三)英國の定期市……英國「ウインチェスター」の定期市は、毎年八月三十一日に始まり、爾後十六日間開場したるものなりしが、當時の光景を舒せるものに「丘上は忽ちにして木造商店の街路を成し、此町に「フランダー」の商人ありと見れば、彼町には「ケイン」其他「ノルマン」都市の商人あり「プリストル」の商人亦他の町内に集り、此處に金匠の並ぶを見れば、彼處にも吳服商人あり、是等を廻れる木橋には、警護嚴しき關門を設けて、非違に備へたるも、血氣の商人中には往々壁下を穿ちて密に出入する者あり……又定期市開期中は、市内及市より七「リ」の間、總ての商業を禁止し、外圍の各所、橋梁其他通過の要所には守衛を置きて、以て獨占權の侵犯を防きたるが、環外「サウザンプトン」に於ては、食料品

の外、開市中何物をも販賣するを禁じ、ウインチェスター市内の職人さへも、開市中一時丘上に引移りて、其職業を行ふべきことと爲せり、而して等級別に作れる入市税、關税の如きものあり、ロンドン「ウインチェスター」若くは「ゲアリングフォード」の商人にして、開市後一週間に入込みし者には、入市税を免除せしむ、其後の新來者は「ウインチェスター」の商業組合員の外、總て之を納附すべきものなりと爲せりと云ふ。

英國に於ては、定期市を開くに當り、從來の慣習上開き居るもの、外、國王の特許狀を得ざるべからず、國王は之を附與する前、之が爲め他の市場の損害を及ぼさざるや否やを調査せしめ、特許後と雖も、之が爲め損害を蒙る者は、其救済を求むることを得たりと云ふ。而して市を開くべき時は特許狀に明示し、若くは慣習上一定せるものなりしが、市は此豫定日数を超過して開くことを得ず。期限後に貨物を販賣したる者は、貨物の二倍に相當する罰金を賦課することと爲せり。然れども荷も市場内に於て、開場中に賣買せられたる貨物ならんには、其所有權に瑕疵あれば、買主は何人にも對抗することを得べきものと爲せり。此他、バイ、パウダーの裁判も亦必らず英國の定期市其他の市場に之ありて、市場に於て賣買せる貨物に關する契約其他の事件を裁決したりと云ふ。(バイ、パウダーは汚れたる足の意にて出訴人の足が塵に塗れたる爲めなりと云ふ、往時我邦の驅け込み裁判と意義を同ふするものならんか)

(四) 獨逸の定期市……中重要なるは「フランクフルト、アム、マイネ」「フランクフルト、アム、オ」  
「テム」及び「ライプツヒ」の三箇所なるが、就中最も著明なるは「ライプツヒ」にして、此市は一年三回、即ち一月一日、基督復活祭日、及び「セント、ミケル」マス祭日に開きたるも、殊に復活祭の市場には、新刊の書類、夥しく集散せり、而して是等の市場には國內は固より、附近の諸國より入り込む者も少からず、書籍賣買の外、各地の情況を知るの好機たりしを以て、獨逸の書籍商は概ね「ライプツヒ」に代理店を置くことと爲せしが、爲替金の支拂に於て、猶豫を與へざる慣習なりしを以て、若し満期日に不渡と爲るときは、嚴重に督促し又受取人が期日を過るときは、手形振出人及び裏書人に對する償還請求の權利を失ふことと爲せり。此市は主として書籍を賣買せしむ、其他「ザクセン」の毛布其他の貨物、英國の織物、佛蘭西の絹などを賣買する市場あり、是等は元來八日を限りて開くべき筈なりしも、實際は三週間に及びたりと云ふ。

(五) 露西亞の定期市……露西亞も亦中古時代より多數の市場を開きたるが、就中最も重要なるは「ノヴゴロッド」市にて、獨逸人の如きは、既に第十三世紀頃より此市に商館を置き、蜜蠟、生皮、皮革、獸脂の如き東方産物と、毛布、麻布、金屬製品、葡萄酒、麥酒、鹽の如き西部及び中央歐羅巴の産物とを交易し居れり、畢竟此地が水陸の要路に當りたる爲めなれども、後年(千八百十六年)即ち我文化十三年)火災の爲め商店の大部分が焼失するや、更に便利なる「ニザニイ」に移し、爾來「ニザニイ、ノヴゴロッド」と稱することと爲りしが、此際整然たる街衢、堅牢なる家屋を造り、三面繞らすに運河を以てし、市場公設の屋舎は其數二千五百二十四に及び、其私有の店舗、小舎も略之れと其數を等ふせしかば、當時人皆其完美を賞せざるはなかりしと云ふ。而して此市は毎年七月に開場し、一箇月より長きは六週開

に及びたることありしが千八百五十二年(我嘉永五年)に於て賣買せられたる貨物の價格、五千六百二十六萬、ルーブルに及び、市に入り込む商品及び商人には、本國人を始め植民地、歐羅巴、支那、波斯、羅祖、アルメニア、ポッカラ各方面のものありて、此人員十萬より十三萬に達し、開市中は演劇、野歌の見世物、其他各種の遊戯ありて逸樂に備へたりと云ふ、以て其壯觀を想像することを得べし。

[附] 我邦市の起源……我邦の市は元來地方の農民が祭禮のとき集會して、歌垣と云へる遊戯を行ひし場所にて、之は青年の男子が己れの妻となすべき女子を選擇する(購ひ又は奪ふの)爲めに集めるものにて、斯る集會の場所が次第に發達し、遂に自ら消費して餘れる財を交換するの市と爲れるものなり、大和、美濃、備後、駿河等には此種の市が存在したるものなりと。(福田博士「日本經濟史論」)

## 第二章 賣買の分類

賣買の種類は頗る多岐に互り、其區別の標準に依り幾多の分類を認むることを得べく、更に是等を細別すれば、殆んど底止する所之なきがゆゑに、以下比較的重要なるものを列舉して之を説明すべし、而して所謂固有商業は賣買業に外ならざるを以て、固有商業の分類は、總て賣買の分類と看做すことを得ざるにあらねど、固有商業の分類は商業を一單位として、客觀的に觀たるものなるに反し、賣買に於ては、商人の立場より、主觀的に個々の取引を觀察するものなるがゆゑに、其間自から多少の差異なきにあらず。

### 第一節 人に關する區別

#### 第一項 賣買者の業務に依る區別

貨物を賣買すること最も多きは商人なれども、其他にも營利的に賣買する者あ

り、又一般人の如く非營利的の賣買を爲す者之あるがゆゑに、賣買の當事者より觀て區別するときは、次の五種に分つことを得べし。

一、商人賣買 商人賣買 (Commercial Sale (英); Handelsverkauf (獨)) は商人が營業として行ふ、貨物の賣買にして、商人の賣買は多く之に屬し、法律も亦商人の行ふ賣買は營業の爲めにするものとの推定を爲せども、(商法第二百六十五條)商人と雖も營業以外の目的を以て賣買する場合、例へば家具、米鹽、被服其他の日用品を賣買するが如き場合に於ては、固より此種の範圍外に屬するものとす、而して此種の賣買の特色は、或る貨物を買入るゝ場合、竝に之を販賣する場合に於て、第一に着眼する所が其賣買に依りて、果して幾何歩合の利益を收め得るやに在りて、其貨物の品質效用如何は、之を第二條件と爲すの點に在り、假令品質效用如何を吟味するも、そは亦販賣上有利なるや否やの側より觀察するものなるを以て、製造家又は一般消費者が貨物を獲て、直接に其效益を享けんとするものとは、大に趣を異にせざるを得ず、是を以て商人が或貨物を觀て、先づ念頭に浮ぶは其代價にして、之を幾何に値切り得て幾何に賣附け得るやの打算に在れど、之を使用消費せんが爲めに買入るゝ者は、先

づ其貨物は自己の希望する種類、品質なるや否やを判別し、然る後賣價の相當なるや否やを考察するを常とす、此場合消費者と雖も、買價の可及的低廉なるを希圖すること當然にて、扱こそ多少の駆引、値押も試むべしと雖も、代金の多寡は寧ろ第二の問題なるを以て、此點に於て自然商人に乘せらるゝ嫌ひなき能はず、即ち商人が依て以て利益を營み得る所以なりとす、商人以外の者も往々先づ代價に着眼し、其低廉なるに誘はれて、直接の需要品にあらざる貨物をも、買入るゝことなきにあらずと雖も、若し最初より他日之を轉賣して利益を收むることを目的としたるものならんか、そは純然たる商的賣買にして、之を常業の如く行ふときは、看板を掲げざる商人賣買を行ふものと謂ふことを得べし、然れども他日自ら使用せんが爲め、廉價の貨物を買入れ置くに止まるるときは、是れ亦一般の賣買に過ぎざるものとす。

二、製造家の賣買 製造家が機械、器具、原料、燃料、食料其他の貯藏品を買入れ、其製造品を販賣するが如きを云ふ、例へば綿絲紡績會社が棉花、石炭を、生絲製造業者が原料、石炭を買入れ、前者が綿絲を、後者が生絲を販賣するが如し、而して製造家が原料等の貨物を買入るゝ其目的は、優良の製品を廉價に製出するに在るを以て、買價

の低廉ならんことを望むは、固より當然なれど、先づ第一に其の品質が希望する所に適するや否やを観ること、一般消費者の如くにして、此點に於ては商人賣買と趣を異にするものとす、然れども一般工業は營利を目的とするものなるを以て、普通の消費者の如く代價の高下を輕視すること能はず、且つ仕入の分量も少からざるを以て、必らずや各產出地若くは多數商人の賣價を比較し、精密に運賃、保險料、手数料等の諸掛を計算し、最も低廉の地又は人より、最も低廉なる時に於て仕入れざるべからず、是等の用意は商人賣買に類するものにて、殊に其製成品若くは副産物を販賣するに當り、時機を察して有利に賣り退く呼吸の如きは、全く商的作用に屬するものとす、然るに一般製造家中には、往々原料生産地の市況、其仕入方法等に關し、若くは製品の販路、用途、販賣法等に關して、知識を有すること淺薄なる者少からず、又假令是等を知るも、之が爲め製造に投すべき資本勞力を割くことを欲せざる者あるを以て、其間に仲買問屋の如き仲介商人を介する場合少からず、又近時は往々賣價の協定、販賣聯合等の、カルテルを組織するがゆゑに、是等の場合に於ては、單獨に販賣技能を發揮するの餘地少しと雖も、而も此巧拙は工業經營の成否に關する

こと尠少ならず、是れ多くの工業が商人に依て經營せられ、商賣能力の優れたる者が成功する所以にして、素人の工業が不成功に終る理由の一なりとす、而して商人若くは農業者の如きも、賣買上多數聯合を組織して、協同行爲に出づること之なきにあらざれども、製造業者の如く、有効なる聯合を作ること能はざるを常とす。(次章、共同賣買の部參照)。

三、製造品販賣の特色 製造品の種類は後に述ぶるが如く區々なるを以て、其販賣法も亦概論することを得ずと雖も、農産物等に對する大體の相違を擧ぐれば、次の如し。

(一) 生産品 製造業に於ては農産物等と異り、生産物を統制し、其種類、品質、數量を任意に定め、生産物及び生産方法を標準化することを得るを以て、原料品等に比し、見本又は銘柄に依りて販賣する場合の便宜多く、製造業者も亦從來製造し來れる商品と同一の品質のものを造り、若くは之を改良し、勉めて得意先の信用を維持せんことを勉むるを常とす、農産物の如きも亦斯る方針を採らざるにあらずと雖も、氣候、耕作法等の關係より、自然に影響せらるゝこと多き爲め、製造品の如く自由なる

こと能はざるの不利あり。而して製造品は數量を統制し得る爲め、市場の形勢に依りて任意に之を増減し、販賣並に金融手段も亦之に應じて企畫し得るの利あり、尤も現今の製造業は其規模大にして、資本を固定せしむる割合多く、操業の短縮其他の生産制限は、經營上の不利益少からず、且つ一般に注文に依らず、漠然市場を目標として生産する者多きを以て、過剰生産に陥るの弊なきにあらず、殊に諸物價低落財界不況の際に於て然りとす、農業は概して規模小にして期節を異にするときは、生産物の種類を變更することを得るの利益(畑地に於ては)あり、又農産物の多數は必需品にして、其需要伸縮性少き以て、此點は稍有利の地位に在るものとす、但し或種類の作物は時に豊凶ありて、市價を動搖せしむるの不利益あるを免れざるなり。

(二)生産の規模 工業の規模を擴張するとき、資金の融通、原料の購入、其輸送上等に利益ある上に、經營費を節減して生産物の原價を低減し、製品販賣上に於ても亦大規模の廣告を行ひ得ること、販賣市場が一地方に局限せられざること、販賣高の増加それ自身が更に市場の統制を強力ならしめて、競争の危険を減少すること等

の利益あるを以て、近年内外共に大規模生産を行はんとするの傾向あり、殊に事業家が一都市、一國に於て第一流の者たらんとする名譽心も亦此傾向を煽りて事業の規模は愈増大せらるゝに至りたるが、元來競争の結果生産費を節約し、品質を改良せんが爲めに、大規模と爲りたる工業は、斯く大規模と爲りたる爲め、一層競争の程度を激甚ならしむるに至り、之が爲め、益生産高を増加し、往々過剰生産に陥る爲め、極力製品の販賣を試むるに至れり、即ち消極的には賣價協定、生産制限等の手段に依りて、市價を維持し、積極的には合同して市場を統制せんとする所以なれども、販賣競争の結果は益需要の創造(Demand creation)を勉めざるを得ざることゝ爲れり、是れ即ち製造品の販賣上、廣告策の最も必要なる理由にして、農産物の販賣とは大に趣を異にする所以なりとす。

(三)販賣策 農産物の如き食品若くは原料品、或は燃料品の如き貨物に對する需要は、既に消費者の間に存在する場合多きを以て、故らに需要を喚起する必要少しと雖も、製造品、就中新規の製造品を販賣せんとするときは、顧客側の需要を創造するの必要あり、嘗に新商品のみならず、従來販賣し來れる商品と雖も、顧客の興味



を減せられ、代用商品に変更せらるゝの虞あるを以て、得意關係を維持し、從來の販賣品以外の商品をも、他品を排して購入せしめ、更に他の商店を排して總て自己の製品を購入せしむる如くせざるべからず、即ち需要の創造が常に必要なる所以にして、個人的消費貨物嗜好に依るもの(に於て殊に然りとす、加之企業の規模擴張せられ、一般に生産額の増加せらるゝ近代に在ては、消費力が生産額に伴はざる場合多きを以て、一層需要創造の必要を見るものとす、而して需要を創造する手段は、之を大別して、次の三種と爲すことを得べし。

(A)商品の満足 顧客若し或る商品を使用して、満足するときは、其代價にして相當ならんか、再び之を購入するの意思を生じ、且つ之を知人にも吹聴するに至るべし。

(B)販賣員 を使用して對人的に勧誘する方法。

(C)廣告 新聞雜誌其他の手段を用ひて廣告する方法にして、製造品を直接に販賣する場合は固より、商人の手を経る場合に於ても、尙ほ此手段に依りて廣く需要を喚起し、消費者より小賣商に要求せしめ、更に卸賣商に注文せしむるの必要

ありとす。

製造業者も亦農産物の如く、卸、小賣の階級を経るもの多きも、近年最後の市場を支配し、且つ其製品の需要に影響するあらゆる事情を察知せんが爲め、成るべく中間商人を省かんとする傾向あり、運輸交通の發達は、通信、輸送の便を増加して、此傾向を助長せしめ、一方廣告術の發達は、前記の如く、直接消費者に對して訴ふるの手段を供したるを以て、或は仲立人間屋を省き、遂に小賣商人をも省くに至れるものあり、而して後に述ぶるが如く、製造業者に依りては、其生産用具たる機械其他の設備の製造會社を買收して、其統制を行ふと同時に、粗製品の製造會社が、之を原料として使用する精製品の製造所を併合するものあり、(例へば製鐵會社が機械製造會社若くは造船所を兼營するが如し)斯る場合に於ては、精製品が一般市場に提供せらるゝまでは、販賣行爲は起らずして、原料品の賣買は單に内部の計算事務に止るものとす。

(四)製造品の市場 農産物は一般に小規模の生産に屬するを以て、其生産地に於て買集められ、穀物、棉花、煙草、羊毛の如き保存に耐ゆる貨物なるときは、適當の倉庫に

保管せられ地方の間屋(又は卸賣商より消費地へ輸送せらるゝを常とするも、製造品中大規模生産のものは、斯る買集(Assembling)の手段を要せず、製造會社が直接積送することを得るものとす、但し製造品にても、生産の規模小なるもの、例へば織物、陶磁器、漆器の如きは、概ね産地に於て買集せられ、其地の商人より積送せらるゝを以て、商品に依りては自から市場の發現を見るに至る、而して斯る集散地が鐵道若くは海運の便多くして、貨物の輸送に便に、原料品の集散も行はれて、製造所の設立を促し、其消費者若くは買手も亦集合するときは、自然商工業の大都市を出現せしむるものとす、我邦の大阪、米國の紐育、市俄古の如きは蓋し其適例なるべし、尤も米國に於ては人口の増加、人口及工業の西漸と共に、是等の大都市は從來に比して幾分重要な程度を失ひ、漸次幾多の小集散都市の發達を促すに至れりと云ふ。

製造品は斯の如く集散地に於て分配せらるゝも、農産物の如く組織市場(即ち取引所)若くは躰賣市場に於て競賣せらるゝもの稀にして(我邦には生絲、綿絲布の如き製造品の取引所あれども、内外共に多きは穀物、棉花の如き農産物なり)單に専門の商人間に於て相對賣買を行ふに過ぎず、從てそれ等の市場は、製造會社、仲立人、問

屋の如き賣手と買手の營業所が集合せる地區を指すに止るものとす。(製造品の區別は後章商品の部に譲る)。

(五)販賣組織 製造品の大多數は製造業者より卸賣商の手を経て小賣商に入り、小賣商が消費者に販賣するを常とするも(Manufacturer-jobber-retailer route)往々卸賣商を経ずして、小賣商に販賣し、或は仲立人又は問屋の手を経て卸賣商に入り、若くは總ての商人を省きて、直接消費者に販賣する場合なきにあらず、米國に於ては前者を正統、若くは規則的方法(Orthodox or Regular method)と呼び、其他の方法を不規則の方法(Irregular method)と稱することあり。

(1)仲立人を介する場合 製造業者が仲立人(若くは問屋)を介して卸賣商又は小賣商に販賣する方法は、從來内外共に往々行はるゝ方法なれど、米國にては近來は漸次是等の商人を経ざるに至れり、若し是等の商人が中間に介在するときは、普通製造業者を代表し、口錢若くは手数料を收むるを常とす、我邦に於ても好況時代には各種の商品に對する「ブローカー」の出現を見たるも、財界の不況と共に漸次其數を減するに至りたるが如し。

(2)卸賣商を介する場合 茲に卸賣商 (Jobber) とは、自己の計算に於て製造業者より多量に買入れ、之を細分して小賣商へ再賣する商人を謂ひ、内外共に多くの製造品 (例へば織物、藥品、金物、食料品の如く) は此種の商人を介して小賣商へ販賣するを常とす、近年卸賣商自ら製造所を管理し、自己の商標を用ひて販賣し、或は常に小賣商のみならず、直接消費者へ販賣する者も之なきにあらずと雖も、一般には卸賣商は製造業者より買入れたる商品を、小賣商へ販賣するを本領と爲すものとす、是れ卸賣商は、(一)販賣に對し全力を注ぎ、最も便宜なる販賣組織を有すること、(二)製造業者は普通一種類の商品を販賣するのみなるも、卸賣商人は、同一部類なれども各種の商品を集めて販賣し得るを以て、小賣商は容易に自己の欲する貨物を選択することを得、販賣費も亦節約せらるゝの利あり、尙ほ(三)卸賣商人は或る都市若くは一地方の得意先に販賣するを常とするを以て、常に小賣商と接觸を保ち、多數の小賣商の資産信用をも審にすることを得、安んじて掛賣を行ひ得るの便あるが爲めなり、(四)其他製造業者に代て貨物保管の任務をも行ふを以て、一見過剰の仲介者なるが如く見ゆるも、古來廣く之を利用する所以なりとす。

然れども製造品販賣の競争益激甚を加ふるに従ひ、漸次卸賣商人を省かんとするの傾向あり、歐米に於ては次の如き種々の方法を案出するに至り、我邦に於ても漸次之に倣はんとする者あるが如し。

(3)消費者への直接販賣 製造品の種類に依りては、製造業者自ら消費者へ販賣する場合なきにあらず、斯る方法の中古く行はるゝ舊式且つ小規模の方法は、生菓子屋、足袋屋、下駄屋、其他注文に依りて製作する指物師、靴屋、出來合の洋服屋の類なれども、近年は大規模の製造會社にして、卸賣商並に小賣商の手を省き、直接消費者へ配給する方法を採るもの珍しからず、其重なる原因は既述の如く、(一)販賣の競争上市場を統制する爲め、廣く一般の需要を創造し、且つ之を維持せんとすること、(二)大規模生産が有利にて、販路を擴張するの必要あること、(三)市場の形勢就中消費者の需要を知るの利益あること、(四)賣價切下の弊を除き得ること、(五)商人が代用品を販賣し、或は販賣上不熱心なる缺點を避け得ること、(六)場合に依りては商人の收むる利益を自ら收め得ること等、種々の利益ある爲めなれども、斯の如く直接販賣を行ふときは、製造會社自ら卸賣商及小賣商が行ふべき任務を行ふに過

ぎざるを以て、特に之が爲めに資本勞力を投ずるの必要ありて、若し利益を收め得るものとするも、商人以上の歩合に上ることは困難なるのみならず、往々損失を招くことさへあるを以て、此方法を試むるに當ては、充分利害を考慮したる後決定せざるべからず、外國にても此種の方法を用ふるは、他の製造業者の使用する機械其他勞力節約器具(タイプライター)計算機金銀登録器、自動車等機械製の洋服及靴等數量の單位に比して販賣の金額多く、廣告費並に販賣員の經費を償ふに足り、購入者も亦販賣員に接するの價值あるもの、若くは肉類の生産品、菓子類の如き保存性の乏しきものに限り、日用の貨物の如く購買の單位小なるものは、一般に商人を介するを見ても、猥りに直接販賣を行ひ難きことを推知し得べし。

直接販賣を行ふ方法には、(一)訪問販賣員(Canvasser or Solicitor)をして親しく顧客に接し、勧誘する方法、(二)通信販賣の方法を用ふる場合、(三)製造業者自身の小賣商店を経る場合(多くは連鎖商店式に依る)の三種あれども、是等の詳細は下巻に譲ることとすべし。

直接販賣(Direct sales or Direct selling)の他の方法は、卸賣商を省き直接小賣商に販

賣する場合にして、即ち次の如し。

(4)小賣商のみを介する場合 製造業者は普通卸賣商を介するを便とするも、卸賣商は同一部類に屬する各種の商品を取扱ひ、同一商品にても數多の製造業者のもの、即ち競争品を販賣するを以て、自然或る製造業者の製品販賣に冷淡なることあり、殊に卸賣商が自己の私標を附する商品を販賣する場合、若くは新規の商品、或は舊商品の新規の名稱を附するものを販賣せしむる場合に於て然りとす、是れ卸賣商が好んで販賣する貨物は、一般に消費者の需要する日用品か、汎く廣告せられて需要多きか、容易に需要を創造し得る商品にて販賣費少く収益の割合多きものにして、製造業者が鋭意販路を開拓したる商品にても、卸賣商の努力少きときは、之を失ふの虞あるを以て、多少の不利益を忍びつゝ、直接小賣商に販賣する者を見るに至れり、而して直接小賣商に販賣するときは、(一)賣價を維持するの便ある外(徳義に訴へ得る外、若し切下販賣を行へば、委託販賣に変更し得べし)、(二)販賣員は親しく小賣商に接し得る爲め、販賣品の特徴を説明して小賣商を教育し、小賣商の商品に對する利害觀念を増し、熱心の程度を加へ得るの利あり、(三)且つ商品に信用を

與へて能く販賣し得る小賣商のみを撰擇し得るの便宜あり、而して此方法を行はんに、(一)販賣員若くは通信に依りて小賣商に接し、(二)或は種々の小賣業者地方の萬屋、専門商店、百貨店、製造所の經營せざる連鎖商店、通信販賣店、消費組合等に對して直接取引を行ひ、(三)又は或る階級の小賣商へ、若くは階級に拘らず、一人又は二、三人の小賣商のみに販賣するを常とするも、多くの場合、巨額の費用を投じ、多數の販賣員を派出して充分の監督を行ひ、且つ大規模の廣告を行ひ、小賣商の信用状態を精査したる後、掛賣を許すの必要あれども、小賣商の數多き爲め、自から危険なる掛賣を試み、之が爲め失敗に終りたる例は、内外共に少からざるなり、我邦に於ても従來賣藥、化粧品等の製造業者中には、直接小賣商へ販賣する者少からざりしが、近年清酒、醬油等の醸造業者が問屋の手を省かんとして、直接販賣を試み、失敗に終れる者少からざるは、畢竟斯る原因に因るものとす。

(5) 特約店 (Exclusive agency) とは或る都市又は大都市の一區域内に於て、一定の製造業者の商標を附したる商品を販賣する獨占權を有する小賣商店を云ひ、卸賣商店にも亦此種のものなきにあらず、内外共に種々の商品の製造所に依りて用ゐらる

る方法なれども、最も此制度に適するは、特別品 (Specialty) にて、顧客は代價の高下より、寧ろ販賣店の信用を重んじて買入るゝもの、例へば男子の洋服、靴、高級家具、蓄音器、農具、自動車の類を云ふにして、化粧品、賣藥、食料品の如き、消費者が附近にて買入るゝもの、若くは婦人子供の用品、玩具の如き、撰擇買を爲す貨物には適せざるを常とす、而して特約の條項は一定するものにあらず、米國にては製造業者は、其商品を直接競争すべき商店に販賣せざる旨を約すると同時に、小賣商店にも亦競争品を販賣せざる義務を負はしめたるものあり、但し此種の特約は、クレイトン法に依り違法なりとの判決を下したる例あり、又、小賣商が或期間内若くは一箇年間に一定の數量を買入れざる時は、特約を取消す旨を定めたるものなきにあらず、特約販賣の利害 (甲) 製造業者より觀るときは、特約販賣は(一)信用ある小賣商のみに對し、取引を繼續することを得、且つ小賣商自ら廣告其他の販賣策を講じて販路を維持擴張するを以て、販賣費を節約することを得、るの利あり、又(二)賣價切下を防ぐことを得べく、(三)若し同種類の商品を販賣せしめざることをし、而も自己の特約店が一流の商店なるときは、他の商品の競争を阻止し得べし、然れども(一)製造業者

は主として特約店の販賣策に依存するを以て、一朝解約したるときは、一時其地方の販路を失ふの不利あり、又(二)従來の特約店を廢止して、普通の販賣法に依り、若くは直營の小賣商店を開かんとする場合、特約店は既得權ある如く考へ、交渉困難と爲るの虞あり、嘗て森永製菓會社が「ミルクキャラメル」の特約店を廢棄せんとせし際、當業者の妨害を蒙り、著しく販賣高を減せしことあり。

(乙)小賣商は(一)製造業者の廣告に依りて開拓せられたる販路の中、自己の區域に於ける獨占的利益を享け、且つ(二)製造元が有名なるときは、自然其商店の信用をも増加し得るの利あれど、(一)自ら其商品の販賣に努力し、之が爲めに相當の經費を投じたる後、特約を解除せらるゝの虞なきにあらず、又(二)買入數量に制限を附せらるるときは、過剰の商品を背負ひ込み、資金の廻轉を減せしむるの不利益を來すものとす。

(特約販賣に就て注意すべきは、特約の區域を豫め明確に定め、後日紛争を起さざること、一商店に限るか、三四の商店に分つかの如き利害を充分考慮すること、卸賣の特約店を設置するの利害等なりとす。)

四、原料品の購買 原料品には農産物もあれば林産物、礦物もあり、又粗原料(棉花、羊毛、葉煙草、鐵礦、銑鐵材木等)もあれば、半製品(棉絲、生絲、鋼等)もあり、貨物の種類に依りて賣買の方法を異にするがゆゑに、概論することは困難なれども、次に大體の要旨を述べし。

原料品が鑛產品又は大工場の製品なきときは、大量取引を行ひ得るも、農産物なるときは、先づ之を買集せざるべからず、殊に農産物の如きは、年内一定の產出時期を有するものなるに、製造業者は假令其製品が期節的なる場合に於ても、間斷なく之を需要するを以て、是等の買集及保管の任務を行ふ爲め、商人の手を経るを常とするも、亦我邦の繭の如く製絲業者自ら購繭係を設けて行はしむること多き例なきにあらず、而して原料の產地と製造所の所在地とは、隔離する場合少なからざるを以て、之が輸送の責任も亦商人に依りて負擔せらるゝを常とす、但原料品が嵩高品又は重量品なるときは、産地に於て加工し(礦物、甘蔗、丸太の如く)「セメント」煉瓦の如く製品も亦運輸上不便なるときは、其地方に於て製造し、魚類、果物、野菜の如く腐敗し易き原料を使用する場合に於ても、亦それ等の産地に於て鑛詰と爲す傾向あり。

れども、運輸交通の發達と共に、製造に便なる地方に輸送せらるゝもの大部分を占むるに至れり、而して製造業者は一般に製品の標準化を欲する爲め、原料品も亦種類、品質の統一せるものを要求するに至りたるを以て、買集められたる種々の原料は一定の格付法に據りて分類するの必要あり、一方に於て製造家中には、隨時所要の分量を購入するを便とする者あるを以て、原料商人は相當の「ストック」を擁せざるべからず、斯の如き多量の需要、供給は自から貨物の集中を促し、市場の發現を來し、商品に依りては組織市場も設立せられ、先物取引も亦盛んに行はるゝを常とす、棉花、生絲、小麥の如きは蓋し其適例ならん。

製造會社が原料を買入るゝ方針は、次に述ぶるが如く種々あれども、必要に應じて所要の分量を購入する場合に於ても、其數量概して多きを以て、購買係には相當の人物を配置し、何時、何程の數量を買入るゝやを判定せしめざるべからず、殊に分量多きだけ單價の僅少の差異も、營業の休戚に關する場合なきにあらざるを以て、能く市價の變動を察して買入れしむるを要す、而して原料品の市價は之に依りて製出せらるべき商品の商況、其市價の高低、賣行の遲速等に因りて左右せらるゝを

以て、一般財界の状態を観察すると共に、若し半製原料なるときは、其粗原料の市況をも參考するを要す、例へば綿絲の相場を察知せんには、綿織物の商況の外、棉花の相場を豫測する必要あるが如し、然れども原料品の市價が製品の市價に左右せらるゝ程度は、時に依りて異り、原料品は概して高低の値幅多きものなるを以て、是等の點にも注意せざるべからず。

製造業者は市價の變動を喜ばざるを以て、前述の如く所要の原料品を隨時購入するを便とするも、繭、棉花、羊毛の如く産出時期あるもの、又は輸入期節あるものは、一時に多量を買入れ置くことあり、是れ(一)是等の期節には、金利、保管料以上市價安きと、(二)任意の品質を選択し得ると、(三)數量割引、運賃の低率、(四)原料不足の爲め操業上の困難を生ぜざる利益などあるが爲めなり、隨時仕入の方法に依るも、原料商人の好威を持続するとき、原料品の選擇及供給上の便宜は、或る程度まで求め得れども、市價の騰貴する危険、並に商人に制肘せらるゝ弊は、之を避くることを得ざるべし、尤も一時購入には多額の資金を要し、保管中の品質の損傷、保管の費用、製品並に原料の市價低落の損失之なきを保せざるものとす。

此他製品の先買約定を取結びたる (Contract for future delivery) 場合、原料品の騰貴より生ずる損失を免れんが爲め、其先買約定を爲すことあり、即ち一種の「掛繋」にして、此方法は普通の市場に於て隨時買入れ、或は短期の先買方法に併用せらるゝを常とす、此他繼續引渡の方法に依るものあり、例へば米國に於て石油會社が鑛油の供給を數年に互りて契約し、石炭も亦斯る契約に依り販賣することあり、斯る方法は殆ど原料會社を管理するに異らざるなり、而して此種の石炭の契約には、(一)一定の期間に引渡すべき總數量を定め、毎日、毎週、又は毎月一定の割合にて引渡し、(二)或は期間を定めず、定期に一定の數量を引渡し、(三)又は顧客の需要に依りて引渡し、(四)若くは鑛山の産出高に應じて交付するなど種々あれども、期間を定むるときは普通一箇年にして、時に五年、十年、二十年若くはそれ以上に及ぶことありと云ふ、我邦の農業倉庫の行ふ「平均賣」と稱するものは稍之に類し、(一)或は消費組合其他の大購入者に對し、毎月平均的に出荷し、其値段を深川正米市場の標準相場より、何程か格上、若くは格下と爲す方法を採り、或は(二)寄託者たる農家の爲めに、平均的に收入を收めしむる目的にて、豫め總販賣數量を豫定し、之を十等分(二月より十一月まで)又は

十二等分して販賣することあり。

原料品の先買約定は前記の大量購入の場合の如く、原料の供給を確實ならしむるの利益あり、又特種の原料なるときは、往々之を獨占することを得る場合なきにあらず、買價低廉なるときは、一層有利にして、現物購入の如く一時に巨額の買入資金を要せざるの便あれども、(一)原料品購入後市價低落の危険あり、(二)愈現物を受取る場合、其品質市場の需要に適せざることあり、(三)市價騰貴するときは、何等かの口實を設けて、一部若くは全部を解約せらるゝことあり、(四)製品の先買約定を爲すも其市價低落するときは、是亦解約せらるるの危険少からず、殊に財界不況の場合に於て然りとす、唯棉花、綿絲、生絲、小麥、米の如く取引所に依ることを得る商品は、斯る弊害を避くることを得るも、市價激變の場合には、是亦安全なること能はざるなり。

五、製造業者の輸出 製造品の中小規模の製造業者が多き場合、我邦の生絲、織物、陶磁器等)には、輸出問屋の手を経て輸出商へ販賣するの必要あり、殊に生産資金の前借を要する場合に於て然りとす、然れど規模大なるか、小規模にても、金融の必要なき場合は、直接輸出商へ販賣することを得べし、而して輸出商は多く自己の計算に



於て買入れ、之を海外へ販賣するものなれども、又海外輸入商の依頼に依り、手数料に依りて買入るゝ者之なきにあらず、孰れにせよ内外各地に支店を設け、其取引に便するを常とす、製造業者の規模大なるときは、直接海外の輸入商へ販賣し、更に一步を進めて大消費者、若くは、小賣商へも販賣し得ざるにあらず、是等の方法は種々の困難を伴ふが故に、普通輸出商へ販賣する方法に出づるものなり、尤も此方法は商業上並に金融上の機關が發達せざる、後進國と取引する場合に於て殊に必要なれども、大規模の輸入商が存在し、豊富の資金を擁するときは、製造業者は、之も規模大なるを要するも、聯合すれば小規模の者にても行ひ得べし、直接輸出を行ふことを得、其商品が常に需要地の嗜好流行品に適應せしむべき高級の織物、化粧品等に在つては、殊に其必要あり、是等は輸入商さへ介せず、海外に支店を設くるを便とするものなり。而して米國の製造會社中には輸出代理店を使用する者あり、諸會社の製品を販賣するを以て、亦呼んで聯合輸出支配人 (Combination export manager) と稱せらる、販賣費用を省き、有能の者を使用し得るの利益あり、殊に小規模の者には便なれども、或る製造品の販賣のみに努力せしめ能はざるの不利なきにあら

ず、而して此種の商人中小規模の者は、單に輸出港に居住し、輸出商に對し、型録、代價表等を配布するに止れども、中には海外に常住の販賣員を置く者あり、更に大なるは内外各地に支店若くは代理店を設け、手廣く取引を行ひ居れりと云ふ。

製造業者中には海外に代理店を設くる者少からず、代理店は自國人なることもあれど、多くは外國人にして、自己の利害を中心とするものなれば、其人選には最も注意し、且つ契約の條項、就中地域、權限、期限、手数料の割合等を明確にするを要す、代理店若くは支店に依りて販賣するに適する商品は、使用法の説明を要し、且つ時々修繕を必要とするもの、例へば自動車、工場の機械、器具等なり、而して代理店と稱する者の中、手数料に依らず、自ら其地方の販賣獨占權を得たる者あり、即ち特約販賣店にして、米國にては之を (Merchant-agent) と呼ぶことあり、此制度に依るときは本人は金融及販賣上の「リスク」を嫁し、且つ販賣店は地方の事情に通じ、確實なる取引關係を有するの利益あれども、又販賣の統制を行ひ難く、販賣店に有利なる商品のみを力を注ぐの缺點あり、支店は此點に於て長所を有し、殊に小賣商へ販賣するに便なれども、經費を要すること大なるを以て、取引高の多額なる國にあらずれば、之を

設置することを得ざるものとす。

六、輸出品の直接販賣　は内地の直接販賣より一層困難にして、殊に消費者若くは小賣商への販賣に於て然りとす、是れ土地遠隔にして國情に通じ難く、言語、人情風俗、通貨を異にし、關稅の障壁ありて時々變更せられ、且つ消費者並に其國同業者の反感を買ふことあるが爲めにして、即ち内地に於て問屋及輸出商を介し、外國に於て輸入商、卸賣商若くは特約店を介する必要がある所以なれども、近時販賣上の競争激烈を加ふるに従ひ、或は通信販賣に依り、或は組合の力に依りて、之を試むる者漸次現はるゝに至れり。

(1) 消費者への直接販賣　は外國に於ても往々試みらるゝ方法なれども、多くは不成功に終るものゝ如し、但し鐵道、汽船の如き大會社、公官衙、大農、製造、鑛山の如き大消費者は、一回の購買高多きのみならず、信用厚く、資金豊富にして現金拂と爲し得るを以て、外國の製造會社より直接購入を希望する者少からず、往々購買員を海外へ派遣するを以て、是等に對しては直接販賣を行ひ得べし、其他佛、英、獨の諸國は通信販賣法に依り、引換拂にて外國へ手廣く販賣し、米國の製造會社中にては靴、裁縫

機械の製造會社は、直營の小賣店を外國へ設立して販賣し居るも、商店の設備、持荷の維持、其損傷、販賣費等に要する所少からずと云ふ、要するに是等の方法を實行するに當ては、各場合に對し、充分利害得失を比較せざるべからず。

(2) 小賣商への直接販賣　も亦内國の場合に比して困難多きも、(一)隣接せる國へ販賣する場合、(二)百貨店、特別品店の如く、海外に購買員を派遣し、若くは在住せしむるとき、(三)製造會社が完備せる販賣組織を有し、各地に支店を有するとき、(四)商品が到着後再検査其他の手入を要せざるものなるか、若くは(五)比較的實價少き割合に利益率多く、直接販賣の費用と危険とを償ふに足るものなるときは、有利に行ひ得ざるにあらず、大戰前獨逸は有能の販賣員を、南米、近東其他諸國に派遣し、小賣商を訪問せしめて、販賣に成功せるは、人の知る所なり。(下卷商業旅行人の部參照)。

(3) 卸賣商への販賣　輸入貿易は輸入商の手を経て行はるゝを常とするも、往々卸賣商(小賣商又は地方の卸商店へ販賣する)に對し、直接販賣することなきにあらず、歐羅巴諸國の如き地域の接近する場合に於て殊に然りとす、而して卸賣商が商品の供給者と直接取引するの有利なることを發見したる場合に於ては、輸入商に代

りて之を行ふも、製造會社中自ら輸出する者は、尙ほ大輸入商と取引するを便とし、之に反し輸出商は外國の卸賣商と取引して、輸入商の利益を分取するを希望する者少からず、又輸出商にして販賣地の事情に通ずるときは、能く之を實行し得るものとす。

セ、七、原始産業者の賣買 原始産業とは鑛山業、漁業の如き自然物の採取業 (Extractive industries) 農業の如き自然に待つこと多きものを云ふ、是等諸業に従事する者の賣買例へば農家が肥料、種子、農具を買入れ、鑛山業者が機械、器具、燃料、食料を買入れ、漁夫が舟、網、其他の漁具を買入れ、並に是等の者が農産物、鑛物、漁獲物を販賣するは、即ち原始産業者の賣買にして、産物販賣の點に於ては、製造家の販賣に類する所なきにあらず、殊に鑛山業に於て然るを觀るも、其生産が原始的にして、製造業の如く原料品の加工にあらざる丈、仕入の手腕を要すること少く、其製品の販賣に於ても農業、漁業の産物の如きは、獲るに従ひ、時價に依りて之を金錢に代ゆるに過ぎず、是等の者は多く現金の必要に迫られ、且つ、打算的觀念少きの習ひなるを以て、之を仲買其他の商人に販賣する場合に於て、多少乘せらるゝ不利益なきにあらず、宛も一

般消費者が日用品の購買に於て、商人に乗せらるゝに類すれども、是れ亦自然の勢なりとす。

【註】 Truck system ……とは製造業者、鑛山業者等が、其勞働者の日用品を自ら買入れ、之を賣渡す制度を云ひ、若し嘗て外國に行はれたるが如く、之が購買を強制し、或は生産物其他の貨物を以て賃銀の支拂を強ひ、依て以て雇主の私利を圖る場合に於ては弊害あれども、我某鑛山に於て行ふが如く、廉價供給を目的とし、勞働者の生活狀態を改良する目的に出づるときは、其利益少からず。

八、農産物販賣の特徴 農産物中には野菜、果物、鶏卵、牛乳若くは穀物の如く、直に消費者の購買するものと、繭、棉花、羊毛、材木の如く製造品の原料に供せらるゝものと別あり、販賣方法も亦自ら異なるを以て、此區別は農産物の賣買を考ふる場合、常に念頭に置くを要す、但し同一貨物にても場合に依り或は消費財と爲り、又生産財と爲ること之なきにあらず、例へば肉類が直に食用に供せらるゝと同時に、罐詰の材料と爲り、米は食料として用ゐらるゝ外、酒又は糊の原料にも使用せらるゝが如し。而して歐米各國の如く、小麥粉より製造したる麵粉を常食と爲す國に於ては、農産物の大部分は原料品と爲る筈なれども、我邦の如く米を主要食料と爲す國は、此點

に於て趣を異にするものとす。

農産物中原料に供せらるゝ貨物は、其市價の高低に因り直接影響せらるゝ者は之を原料として使用する特種の製造業者に限らるゝを以て、一般に注意せらるゝこと少く、唯其生産者が多數にして、國內各地に散在する藪の如きものなるときは、生産者側の休戚より、延て國民經濟全般に及ばず影響も亦尠からざるを以て、當業者は時に救済を叫び、輿論を喚起すること之なきにあらず、然るに穀物其他の食料品は、一般國民の重要食糧品なる爲め、其市價の騰貴は直に生活問題に及び、社會上影響する所尠らず、且つ穀物の如きは農家の主業産物なる爲め、農民經濟にも關係深きを以て、内外共に此種の農産物販買には、特に學者、經世家の注意を惹く傾向あり、殊に野菜、果實、肉類の如き生鮮食糧品は、農家の賣價と消費者の買價との差 (Spread) 一見多きに過ぐるの觀あるを以て、諸物價騰貴の際には、中間の商人は世論の攻撃を免るゝ能はざるを常とす。

(一) 集散 農産物は一般に小規模の生産に屬し、各地に散在するを以て、先づ之を買集せざるべからず、是れ近代式工業の製品とは全く異なる所にして、農家の販賣組合に依る例外的場合の外、商人の手を経る必要ある所以の一なり、殊に農業の生産も漸次専門的と爲る傾向あり、我邦にても大都會の附近に住する農家は、専ら野菜を作る者少からず、地方に於てすら、往日と異り果物、野菜の一部を買入るゝ農家も、之あるに至りたるを以て、農家の間に於ても亦生産物を交換するの必要を生じ、自然商人の勞力に俟つこと多きに至れり。

農産物の需要者は前述の如く、製造業者若くは一般消費者にして、製造業中或種類のもの(例へば我邦の製絲業)は全國各地に散在し、大規模のものゝ外は、主として附近の原料品を使用する者あり、食糧品の如きは其附近に於て消費せらるゝ場合少からざれども、各種の工業がそれゝ或地方に集中し、其規模益増大せらるゝに至り、原料品に對する需要も亦綜合せられ、供給之に應じて集合せらるゝを以て、自ら大市場又は組織市場の發生を促すことゝ爲るなり、而して人口の都市集中は食糧品の需要を増加し、運輸の發達は其集合を助け、特に野菜果實の如きは迅速に處分するの必要あるを以て、是亦市場賣買を便とすることゝ爲れり、即ち多數の製造品と趣を異にする所なりとす。

(二)貨物の品質 製造品には腐敗し易きもの稀なれども、農産物中には生鮮食糧の如く腐敗し易き爲め、冷蔵装置其他保存上の注意を要し、迅速に輸送して消費者に供給するを要するものあり、且つ果物の或種のもの、外概して價格の割合に重量多きものなる爲め、輸送上の不便あり(運賃は特定の低率なれど)自然遠隔地方へ販賣するを不利とする傾向あり、成るべく生産地の附近に於て販賣せんことを欲するものとす、但し食糧品中の穀物、茶の如きもの、其他の原料品は保存性に富むを以て、至る所に積送せられ、國際商品としても廣く賣買せらるゝを見るべし、而して近年冷蔵船車若くは冷蔵倉庫或は罐詰業の發達に伴ひ、此種の缺點は稍減少したれども、尙ほ一般には此短所を免るゝこと能はざるものとす。

農産物は、同一種類のものにて地方に依り、氣候に依り、同一地方にても地質、耕作法、施肥等に依りて品質區々なるを以て、取引上の不便少からず、製造業者又は商人が買集めたる後、之を分類し、格付を行ふ必要ある所以なれども、貨物に依りては殆んど一定の格付を行ひ難きものあり、例へば我邦の蘭、米國の羊毛の類にして、之が爲め大量取引を行ひ難く、販賣者たる農家も亦購入者たる製造業者も、不利少か

らざるが如し、米國産羊毛の品質が區々なるは、主として其飼養法の異なる爲めにて嘗て羊毛取引所の設立が論議せられたるとき、調査に依れば、標準品の種類を二百に減することすら爲し能はず、而も各種種類の區別曖昧なりしと云ふ、是れ棉花、小麥の如く、比較的格付の整頓せるもの、若くは英國、濠洲の競賣市場に於ける羊毛などは、大に趣を異にする點にして、我邦の生絲の如きも、繭の品質區々なるも、繰絲法の手加減ある爲め、格付上意外の困難あるが如し。

(三)生産及販賣の不規則 農産物は多く一定の生産期節を有するものなるに、之を需要する製造業者と消費者は、年内均一に買入るゝことを欲するを以て、自から此間の保管、金融及輸送を必要とするに至る、殊に農家は生産期節に於て一時に販賣せんことを希望する者多きを以て、之が購買に要する資金は頗る巨額に上り、一國の金融に影響する所少からず、是亦中間商人の媒介を要する理由の一なり。

農産物は其産出が期的なるのみならず、氣候、風雨、害虫の如き自然的原因に因り、毎年其産出數量を異にし、其品質も亦異なる場合ありて、之が爲め供給量を増減し市價の激變を來すの缺點あり、製造品にも亦過剰生産に因る市價暴落の弊なきに

あられども、生産制限、賣價協定等に依りて、幾分之を緩和し得ざるにあらず、又農産物の如く、凶作に因る供給不足を來すが如き虞なきを常とす(戦亂に因る事業中止、輸入杜絶の場合には例外なり)。

(四) 農家の無智と無資力 農家は一般に生産にのみ忙殺せられ、概して販賣上の智識を缺き、生產品の需要者の嗜好は固より、其市價の變動等にも注目する者稀にして、偶、適當なる販賣法を知るも、其生産額少きと、資力乏しき爲め、遂に商人に乗せらるゝの短所あるは、蓋し内外共通の現象なるべし、農家は多く流動資本を缺くを以て、往々製造業者若くは商人より前借して之を補ひ、或は肥料、器具を求め、或は生活費の一部に充つるを以て、農産物が收穫せらるゝとき、若くは收穫前にも倉皇之處分せんとし、一齊に賣出す結果は、忽ち其市價を低落せしむるに至る、我邦の米穀、繭の如き、或は米國の棉花、羊毛、葉煙草の如きは、其適例にして、一時に賣出すは、或は適當の倉庫なき爲め、若くは繭の如く、乾燥の設備なき爲めなることあれども、是亦資力缺乏の結果に外ならず、我邦(及獨逸)の政府が穀物倉庫の建築費を補助し、又は共同繭倉庫並に乾燥装置を助成する所以、産業組合及其中央金庫に依り、低利資金

の便宜を與へんとする理由に外ならざるなり。(拙著「倉庫論」中倉庫の種類及農業倉庫の部参照)。

(五) 需要の創造 製造品就中一般消費者に需要せらるゝ貨物は、廣告其他の手段に依りて需要を喚起するの必要あれども、農産物は多く其必要を見ざるを常とす、是れ農産物中の原料品、穀物の加き用途の明かなるものにて、單に産地、格付、値段等に依りて賣買せらるゝものは、特に費用を投じて廣告するの必要少きと、農家の生産額少く、且つ需要創造の爲め努力するの餘裕乏しき爲めなれども、特産物例へば柑橘類、乾葡萄、林檎、梨、瓜、牛乳の如きものゝ中、産地等の關係に依り特色あるものは、組合の力に依り共同して廣告するとき、或は新規の果物の如きは、需要創造の効力なきにあらず、米國加州及フロリダの柑橘類及乾葡萄の如きは、其適例なるべし。

(六) 九、農産物販賣の徑路 我邦に於ける米穀、野菜、繭等の販賣徑路は、下卷に於て説述したれども、農産物にも種々ありて、米穀と野菜と材木とは、各徑路を異にするを以て、之を概論すること容易ならずとす、然れども、現今に於ける經濟組織の自然の要求は、内外共に稍類似せる徑路を経るものなきにあらずるを以て、次に其梗概を述

ぶることゝ爲すべし。

(一)消費者への直接販賣 中最も簡單なるは、(一)農家から消費者の住宅へ配達する場合(牛乳、バター、鶏卵の如し)或は自ら荷車を曳きつゝ販賣する者(Huckster)にて、我邦にても又米國などにても、小商人が農家又は市場より買入れて戸毎に販賣する者なきにあらず)又は消費者が果樹園に赴き買入るゝ場合、養鶏場にて鶏卵を買入るゝ場合なれども(二)原料品にして其地方の工場に於て使用せらるゝものなるときは、農家自ら工場主へ販賣する例も少からず、例へば我邦の繭、米國の小麥、棉花、甘蔗の如きは其好例なり、斯る場合普通は販賣時の時價に依るを常とするも、往々收穫以前に以ても販賣すること之なきにあらず、我邦の繭の如きは、之に反し製品なる生絲の市價に依りて代金を支拂ふ方法を採ることありて之を「正量取引」(生絲の正量取引とは異れり)と稱へ居れり。(三)此外農家が青物市場に出張して直接消費者へ販賣し、(四)或は米國に於て小包郵便、或は速達便に依りて直接消費者へ販賣する方法の如きも、亦此部類に屬するものとす、此最後の方法は中間商人を省かんが爲め(即ち通信販賣の一種)一九一四年の夏以來「シカゴ」に於て試みられたるものな

れども、種々の短所ありて、所期の目的を達すること能はざるが如し。(Cf. G. Nourse:

The Chicago Produce Market, ch. X.)

(二)産地の商人(Local store)を介する場合は (1)産地の小賣商(2)仲買人(3)出荷問屋の三種に分つことを得べし。

(1)産地の小賣商 は普通其地方の需要者へ販賣し、或は他の小賣商へ轉賣する爲めに、農家より買集むるものにて、我邦の米穀、果物、鶏卵の如きは其例なり、而して此種の商人は時に卸賣を兼ね、買入れたる貨物の一部を其附近に於て販賣し、一部を他地方へ販賣する者少からず、米國の General store の如きも亦然るが如し。

(2)仲買人(Travelling buyer) は産地の村落(坪方)を巡廻して買集め、或は自己の計算に於てし、又は製造所若くは商人の依頼に依りて取引するものなり、我邦の繭、穀物、鶏、鶏卵の仲買の如きは其適例にして、米國に於ても野菜、果物、鶏卵、羊毛、棉花、米等には此種の販賣法珍しからず、渠等は農家を訪問することもあれば、又農家が船積地に持寄り、仲買が其市場に於て買入るゝことあり、是等の仲買は獨立の商人なることもあれば、亦中央市場の商人、若くは製造業者の代理人なることあり、果物、野菜、鶏

卵等は、仲買が自己の荷車を乗廻しつゝ、買集め、之を都市の小賣商若くは卸賣商へ販賣するもの多きも、棉花は輸出商「ブローカー」又は工場を代表する仲買が、産地の市場、倉庫、船付場、又は停車場或は畑地等に於て買入るゝを常とす。

(3) 出荷問屋 (Local buyer) は農家又は産地の商人より穀物、其他の農産物を買集め、之を一纏めとして、貸切扱に適するが如く爲し、他地方へ輸送する商人にして、我邦にても、穀物、薪炭、果物等に之を見る、其職務は、(一)少量の貨物を集めて、販賣上有利ならしむること、(二)販賣に適する時期まで保管すること、(三)農家には現金にて支拂ひ之が販賣を都會地へ委託し、或は都會の卸賣商人の爲めに委託買付を行ひ、若くは現金又は掛にて販賣す、斯る場合買主の送金に依り、若くは荷爲替を取組み得るとき、(内外共に此方法少からず)は、出荷問屋は單に金融の媒介機關と爲るに過ぎざれども、然らざる場合には巨額の資金を準備するの必要あるものとす、(四)時に仕分、格付を行ひ、(五)都會地の商況を調査し、信用ある商店を撰擇すること等にして、是等は孰れも小規模の農家にては行ひ難き仕事なりとす、米國に於て此種の仕事を、行ふ商店中著しき者は、産地の揚穀倉庫 (Country elevator) にして、此倉庫は主として穀物

を買集め、之を再賣することを目的とし、農夫の持參せる小口の穀物を買入れ、適當の數量及時期と爲るまで保管し、其地の買手、商人又は製粉會社、若くは他地方の需要者へ積送し、時に農家の爲めに保管料を收めて、保管及積込を行ひ、或は手入を行ふことあるのみなり、(此他石炭、飼糧、小麥粉、種子、材木等を農家へ販賣し、或は羊毛、大豆、鶏卵、馬鈴薯等をも賣買する者ありと云ふ)而して産地倉庫へ買集められたる穀物の中、原料として消費せらるゝ部分の外は、他地方へ積送せらるゝものなるが、此任務を行ふ倉庫を終點揚穀倉庫 (Terminal elevator) と稱し、穀物生産期節に於て、農家の倉庫及産地倉庫に收容し難き過剰量は、主として此種の倉庫に集り、是亦製粉業者、飼糧製造業者、其他穀物商人、倉庫業者等の荷送人に依りて賣買せらるゝを常とす。(拙著「倉庫論」八頁)。

(三) 都市の商人へ販賣する場合、には、(一)多量に生産する農家が行ふ場合と、(二)農家の販賣組合が行ふ場合との二種あり、前者は我邦に於ても米穀、果物等に行はれ、米國にては家畜、果物、野菜、鶏、牛乳等に用ゐらるゝも、普通の農産物は産出量少くして輸送上の不利益ある外、遠隔の地に在る商人と取引するの困難、着荷の後代金を受



取るの不便等ありて、内外共に此方法に依るもの漸次減少するが如し、然れども其一方に於て農家が販賣組合を組織し、組合員の生産物を綜合して販賣する制度は内外共に漸次發達を期待されつゝあり、我邦の出荷組合(蔬菜、果實、漬物を主とし、其他畜産物、水産物等の組合あり)並に農業倉庫、丁株の農産組合、米國の果物販賣組合の如きは其適例なり、我邦に於ては中央卸賣市場の機能を助くる爲め、大正十二年以來此種の組合に對して補助金を交付し、其發達を奨勵し居れども、組合自ら都市に於て販賣するものは稀なるが如し、然るに米國加州の果樹栽培組合の如きは、地方組合は其出荷を纏めて中央組合に送付し、中央組合は重要都市に代理店を設け是等の商店をして販賣させ、且常に商況を報告せしむる制度を採れり、但し米國に於ても、多くは産地の積出地に於ける販賣任務を行ふに止るものにて、終點市場の販賣を行ふ者は稀なりと云ふ。

販賣組合は産地に適當なる販賣機關なきか、之あるも缺點多き場合には其効少からず、其組織にして完備し、販賣能率を擧ぐるを得ば(一)商人の收むる利益を分取することを得べく(二)其他農産物の統一(同一種子を共同して買入るゝ方法など

に依る)其検査及格付に依り、品質の改良を促し(三)荷造を一定して、商標販賣を行ひ(四)顧客の信用を増加し得る爲め販路を擴張して、生産高の増加を促し(五)團體の力に依りて金融の便を求め得るが如き利益なきにあらずと雖も、之が爲めには相當の設備、勞力、資金を要し、其商品も一地方の特産物にして、多量に生産せらるゝものに適し、組合員の忠實、支配人の有能、且献身的の人たるを要するを以て、其利用には限度あるものと知るべし。(E. E. Clark: Principles of Marketing, ch. XIII; Nourse: op. cit., p. 202 et seq; Weld: op. cit., ch. XIX.)

(四)都市の販賣(卸賣市場) 前記の方法に依り産地の出荷問屋又は組合若くは仲買等の買集めたる商品は、其地方に於て販賣せらるゝ部分を除けば、孰れも他地方へ輸出せられ、普通其地の商人の手を経て小賣商に分配せられ、或は更に其地より他の市場若くは海外へ輸出せらるゝものとす、或る貨物の中央集散市場たる場合に於て殊に然りとす。我邦の米穀の如きは各産地の米穀商人若くは組合、地主、倉庫等より都會へ積送せられ、都會の間屋より小賣商へ分配せらるゝもの多きも、東京に於ては、鐵道停車場に着荷するものは、直に市中商人の手に入るもの多きも、汽船

積のものは深川の倉庫に入り、其正米市場又は神田川の市場に於て、仲次人の手を經市中の卸賣商、精米業者、若くは小賣商に販賣せらるゝもの少からず。(下卷第七章第二節參照)。而して果實の如く、附近の産出少くして、多少保存に耐ゆるものは各地方の産地に於ける仲買人、生産者若くは出荷組合が、都會の間屋に委託し、間屋は市場に於て仲買又は小賣商に販賣するを常とするも、仲買は小賣商又は他の市場へ販賣す。野菜は附近の農家が出荷組合の手に依り、一纏めと爲し、自動車を用ひて輸送し、或は自ら荷車に積み、若くは牛車に依りて市場に搬出し、間屋の手を経て、小賣商に販賣するもの多し、尤も往々仲買が農家より買入れ、之を市場に持出すことなきにあらず(但し近年は近郊地價の騰貴、産地出荷組合の發達、人口増加等の爲め、野菜の如きも遠近各府縣より入荷し、從來近郊の産出にて足れる果物の如きも、漸次遠隔の地方より移入せらるゝに至れり、例へば静岡縣の富士梨、大和の西瓜が東京市場に現はれ、千葉、埼玉の南瓜、茄子、葱が本場と爲り、臺灣、沖繩より「キャベツ」が積送せられ、新潟、宮城兩縣より上物の白菜が多量に移入せらるゝの類なり、而して青物、魚介、肉類等の間屋中には、荷受組合を組織し、組合の名に於て共同して荷受を

行ひ、以て從來問屋間に行はれたる無益の競争を避けんとするものあり、手数料其他の收入を問屋の出資額に應じて分配するの制度にして、荷主も亦問屋の撰擇に迷ふが如きことなく、仕切の精確を期することを得るの利益ありと云ふ。

十、我邦の青物問屋 東京神田市場には現在二百三十名の問屋ありて組合を組織し、主として手数料主義に依りて賣買し、唯玉葱、馬鈴薯の如きもののみを、自己の計算に於て買取るとあり(即ち山賣買)而も大問屋ならでは之を行はずと云ふ、而して荷爲替の取組に應ずるは山賣買に限り、委託販賣には普通之を承諾せざるも、時に内金若くは前貸を許すことあり、規定の手數料は賣上金高の一割なれども、買手の小賣商に對しては二分を分戻金として値引する習慣あり、又仲買人なるときは五分を分戻として與へ、往々荷主に對しても割戻を行ふを以て、問屋の實收入は平均五、六分に過ぎずと云ふ。市場の買手は市中の小賣商人を主とし、其他公私設市場の商人、簡易食堂、他地方の商人、飲食店、陸海軍諸官省、紡績會社、各病院、學校、旅館、下宿業等あり、仲買は問屋と是等の買手との間に介在して賣買を行ふ者なり。賣買は日出四時乃至六時より正午まで行ひ、毎月十六日を公休日とし、主として相對賣買

に依るものとす、代金の支拂は問屋對仲買は掛賣、問屋及仲買對小賣商は掛賣と現金拂なれども、總取引の八割は掛賣にして、期限は一箇月若くは二、三箇月なりと云ふ。

仲買 是問屋の店員が獨立し得るまでの職業にして、從て其規模小なるを常とす、主人又は大問屋に入荷する荷物の一部を譲受け、又は分配を乞ひ、之を小賣商其他の買手へ賣渡すを業とするも、其取引額は問屋の十分の一に過ぎずと云ふ、而して仲買は各種の問屋(之は蜜柑、葱、菜等専門的のもの多し)より買集め、之を小賣商へ分賣するを以て、小賣商にも便利あり、多くは自己の計算に於て行ふものなりと云ふ、神田市場には其數百四十餘名あり、是亦獨立の組合を組織し居れり。

(東京市及其附近の青物市場は現在前記神田市場の外、江東、京橋、芝、駒込(市内)、千住、品川、東洋(淀橋)、巢鴨、關東(巢鴨)等の大市場を始め、合計三十七箇所あり、此中市内の重なるものは、中央卸賣市場へ併合し、其分場と爲る筈なり)

(取引高……大正十一年頃の神田市場入荷高は果物一三三、七〇七噸、此金額一、五五二、五〇〇圓、蔬菜類八四、七二〇噸、此金額六、一四〇、二五〇圓なりしも、現在は之れより二三割方多しと云ふ)。

十一、米國の販賣法 米國に於ても棉花、小麦の如き原料品と果物、蔬菜の如き消費貨物とは、自から販賣の徑路を異にす、例へば穀物は(我邦の米穀の如き消費貨物にあらず)産地の倉庫會社、穀物商人が買集めて、之を中心市場(例へば「シカゴ」、「ミネアポリス」、「ダラス」の如し)の問屋へ販賣し、問屋は其地方の製粉所へ販賣する外、一部を貯藏し、新着の荷物と共に、内外の市場へ販賣するを常とす、穀物が製粉所に入る前數回轉賣せらるゝことあるは、我邦と異らざるなり、而して中心市場は孰れも産出地方に於ける水陸輸送の焦點に在りて、産地の市場より荷受し、之を國內の他地方又は外國へ積送するの便あり、且つ多くは製粉所、醸造所其他の工場の集合せる都市なれども、荷物は半數以上は他の地方へ輸送せらるゝもの多しと云ふ、東部の諸市場に集められたる穀物は、東部諸州に於て消費せらるゝもの多きも、亦「ニューヨーク」、「モビール」、「ガルヴェストン」、「ポート、アーサー」等の輸出港へ轉送せられ、是等の市場より海外へ輸出せらるゝ數量も少からず。

米國の棉花は總産額の半以上輸出せらるゝを以て(主として英國、獨逸及佛蘭西なり)輸出市場は穀物に比し重要なれども、中心市場に集りて、それより分配せらる

一部分の外産地の市場より直接に、紡績工場、輸出港若くは他の市場へ輸送せらるるもの少からず、年産額の三分の二以上は、産地市場より南部の海港へ積送せられ、(米國の棉花は主として南部の十二州より産出す)其一部は其附近にて消費せらるるも、大部分は他地方へ販賣せられ、或は海運に依り、北部地方若くは海外へ輸送せらるるものとす、紐育(ボストン州)の如きは、主として内地の中央市場若くは是等の海港より棉花を買入れ、之を各工業中心地方へ分配するを常とす。而して農産物の中心市場と稱するものは、一般に之を原料とする諸工場が存在するか、又は都市の如く消費人口の多き地方にして、運輸交通の便なる部分に發生するを常とするを以て、市場に集りたる貨物の大部分は其地方に分配せられ、且つ消費せらるるを常とするも、又單に貨物集散の媒介市場たるに過ぎざるものあり、此區別は棉花の如き原料品と、野菜、果物の如く迅速に消費せらるべき食料品とに依り、更に從來の取引の沿革等に依りても生ずるものなるが、例へば米國に於ても紐育の如きは主として消費市場なれども、シカゴは集散市場にて、其他、ニューオルレアンは棉花の輸出市場なれども、之を消費することなく、桑港は羊毛を使用せず、ガルヴェストン及

ボート、アーサーの兩港は小麦を消費すること少きが如し、更に小麦のみに就て觀るも、ミンニアポリスと、インディアナポリスは入荷の六割以上を消費するも、シカゴと、ダラスは九割内外を轉送するの類なり。

之に反して果物、野菜の如きは、産地の問屋又は組合等より、中心市場の問屋に入り、問屋は之を卸賣商又は仲買に販賣し、卸賣商より小賣商に分配せらるるを常とす、茲に注意すべきは是等の商人の名稱と職務にして、我邦に於ても問屋と稱して卸賣商を兼ね、仲買と呼びて卸賣を行ふが如く、米國に於ても名實相副はざる場合(殊に農産物に多し)あるを以て、次に其意義と仕事を説明すべし。

(1) 問屋(Commission man) は産地の荷主より貨物の販賣を委託せられ、手数料(五分、七分、一割等にて一定せず)に依りて販賣する商人にして、或種の商品に在りては、荷爲替の取組にも應ずること我邦の如し、而して問屋に依る販賣法は、貨物の品質が改良、且統一せられ、荷造法も一定して販賣上の便を加へ、輸送も迅速と爲り、市場の形勢も豫知し得るに従ひ、問屋側にも漸次自ら買取り得るに至り、荷主も亦委託販賣上に行はるる、不利益(買價、取引方法、歩引、金繰の都合等)を感ずる爲め、問屋は同業者の競争上、自己の計算を以て賣買する傾向を生ずるに至れり、然れども腐敗し易きものにて、充分の迅速を期し難きもの、若くは市價の變動激しきもの(殊に低落の傾向に在る場合に於て然りとす)は依

然手數料主義に依り、又問屋の資力の關係もあり、從來の慣習もありて、多くの商品は兩種を併用し居るものゝ如し、但し或種の貨物は手數料販賣を主とし、他の種類のものは直接買を採るが如く、多少の區別なきにあらず、例へば家畜及び穀物は主として委託販賣に依るの類なり、而して問屋が時に自己賣買を行ひ、或は全然自己賣買を營むに至りても、尙ほ依然問屋と稱する爲め、次の名稱と混同することゝ爲れるものとす。(棉花商業に於ては問屋を Factor と呼び、時に仕入屋 (Buyer) と稱することあり)。

(2) 荷受問屋 (Wholesale receiver; Wholesaler; Car-lot receiver; Receiver) も亦産地の荷主より貨物を受取ること、前者の如くなれども、問屋と異り、自己の計算に於て買入るゝ者 (Right purchase) を云ふ、即ち自ら危険を負担する者にて、市況上向の際には利益多きも、不況時の損失を免れざるを以て、平均するときは其利益は意外に少きを常とす、例へば米國に於ては此種の穀物商人の一刻は毎年失敗し、平均の利益は「アツシエル」(約二斗)に付僅々一仙に當り、販賣手數料と大差なしと云ふ。

(3) 卸賣商 (Jobber) 前記の兩商人は産地より大口の荷物を受取り、之れを卸賣商へ分賣するを目的とする者なれど、(同業者にても、固より賣買す) 茲に卸賣商(我邦にては前二者をも併稱す)と稱するは、是等の荷受商人より自己の計算に於て買入れ、之を小賣商、其他旅館、料理店、會社等の大消費者へ販賣する者を云ふ、而して前二種と共に總稱して Wholesaler と呼ばるゝことあり、多くは各種の商品に依りて専門的に分れ居るを常とす(市場も亦然り)例へば魚介及海産物、穀類、棉花、羊毛、煙草、生鮮果實及蔬菜、牛乳及家禽産物等の如し。

卸賣商は普通一定の店舗を有するも、往々行商的の者あり、問屋より仕入れたる商品を荷車に積み、各小賣商店を巡廻して販賣するを業とす、之を Wagon men (荷車商人) と稱へ居れり。

卸賣商は常に其地の問屋より買入るゝのみならず、直接産地の農家、出荷組合に對し、産出前に先買の豫約を爲し、或は産地の市場に於て買入れ、又は仲買、競賣市場等よりも買集むることあり、一方問屋自身も亦直接小賣商に販賣することなきにあらずと雖も、卸賣商は普通一車以下の荷物を取扱ひ、小賣商に分賣するを特色と爲すものとす、而して問屋の業務と卸賣商の業務とが區別さるゝは、多く大都會にして、小都市に就ては同一商人が兼ねる場合多しと云ふ。

(4) 仲買 (Broker) は卸賣市場に於て賣買の媒介を行ふ者にて、概して大口の荷物を取扱ひ、口錢の割合は問屋に比し少きを常とす、口錢の割合は商品の種類と、期節とに依りて同じからず、腐敗性のものは然らざるものに比して高く、入荷多き時期には少き時期に比して安し、例へば馬鈴薯は一車に付五六弗(秋冬)乃至十弗(春夏)なれども、梨、梅の類は十五弗、バナナ、甘蔗は十弗等の類なり。

仲買には販賣仲買と購買仲買との別あり、前者は産地の荷主の委託を受け(此場合には問屋に類す)或は問屋の依頼に依りて貨物を販賣し、後者は多く他地方の註文に依りて買入るゝを業とす、産地の荷主が仲買に依頼する理由は、荷主は市場の事情に通ぜず、如何なる問屋が適當なるやも明かならざる場合ある爲めにして、若し荷主の代理店なる

ときは、貨物の輸送、着荷後の検査、保険金の請求等種々の仕事を行ひ、往々自ら販賣せずして、之を問屋に委託することあり(Shipper's representative)此種の代理店は手数料を収むる者あれども、月給に依るものも少からざるが如し、販賣組合中には、自己の販賣事務所を中心市場に設くる者なきにあらねど、農産物は普通産出の時期あるを以て、年内を通じての取引の数量大ならざるもの多く、従つて常設事務所を設けて代表せしむるを不利と爲すが如し、之れに反し仲買は自ら商品を引取りて保管するの必要もなく、金融の勞苦もなきを以て、事務所其他の經費は極めて節減し得るの利益あり、重なる費用は電信、電話等の通信費なりと云ふ。仲買も亦自己の店舗を有する者(Resident broker)多きも、其外都市の間、又は各産地を巡回する者あり(Traveling broker)、孰れも賣買者の依頼を聞き取引を周旋する者にして、中には或商人の特約仕入保と爲り、俸給を受け産地を巡回して買入るゝ者ありと云ふ(我邦の繭の買子に當る)。

此他單に積送商人(Chainper)と稱する者あり、他の地方より注文を受けて、其地より買入れ、之れを轉送する者なれども、仲買より變化せる者ある爲め、依然仲買と稱しつゝ、此業務を行ふ者あり、例へば「シカゴ」の「パター」及び鶏卵仲買の如し、其他問屋、卸賣商人の如きも亦此種の業務を行ふことは、既に述べたる所の如し。

輸出商(Exporter)も亦一種の積送商人にして、産地の市場に於て棉花、小麦の如く大量に輸出せらるゝ商品を買入れ、之れを海外へ輸出する者を云ふ。

(5) 投機商人(Speculator & Scalper)は前記諸商人の如く、貨物の買集若くは分配に従事する者

にあらずして、専ら市價の變動に依り、其差額を収めんとする者なれば、普通同一の地方に於て買入るを常とするも、亦甲地に買ひ、乙地に賣ることあり、主として棉花、穀物の如きものに行はれ、取引所を利用する場合多しとす、而して専門的に投機的取引を行ふ者の外、普通の間屋、卸賣商の如きも、亦投機的に賣買することあるは、内外揆を一にするものゝ如し。

**十二、競賣市場** 米國の農産物中競賣市場に於て賣買せらるゝ貨物は、主として果物類にして、蔬菜、鶏卵、家禽の如きは之を行はざるを常とす、是れ雜賣に適するものは、(一)腐敗性のものにて、(二)毎日大量の出荷あり、(三)格付及荷造が統一せらるゝを要するを以てなり、而して之を行ふ競賣會社は普通其競賣商品を取扱ふ卸賣商人(廣義)の出資より成り、(出荷組合の大なるものは、重要都市に於て自ら競賣場を經營す)埠頭若くは鐵道停車場の一部を利用し、若くは特別の建物内に商品を陳列し、見本若くは型録を用ひ、番號に依りて雜賣せしむ、雜賣は専門の者をして行はしめ、手数料は區々なれども、二分乃至五分を普通とす、近時は競争の結果、一分五厘乃至二分のもの少からず、此外買手より一個に付三仙と云へるが如き、荷役賃を徴收す(會社は荷主の代理人なるを以て、着荷の際は荷物を検査し、之を適宜の荷口に仕譯し、見

本を管理し、型録を配布したる後競賣を行はしめ、取引済の上は、荷主へは送金し、買主へは勘定書を送付して代金の取立を行ひ、貨物を車力に引渡すまで監督す、荷主の荷爲替取組には應せざる習慣なれども、代金は普通一晝夜以内に支拂ふを常とす、買主は普通一週間内に支拂ふもの多きも、市場に依りては現金拂を要求する者あり、紐育其他二三の都市に於ては、十日乃至三十日拂と爲し居れりと云ふ。

競賣市場に於て販賣する者は、主として問屋にして、競賣會社は直接産地の委託を受くること少し、買手の重なるは卸賣商なれども、往々連鎖商店の如き大規模の小賣商若くは問屋自身(他地方へ送る場合に多し)時に行商等も亦之を利用することあり。(Weld: op. cit. ch. VII; Kourse: op. cit. ch. III)

【注】濠洲羊毛の競賣市場 競賣市場中世界に於て有名なるは英國及び濠洲の羊毛市場なるが、英國の競賣市場は下巻第七章、第三節に詳説したるを以て、茲に濠洲市場の梗概を述ぶべし。

濠洲は世界に於ける第一位の羊毛産出地にして、年産額二百五六十萬俵と稱せらる(世界總産額の四割にて、日本の買付高は約二十萬俵、一俵三百五十圓とすれば、七千萬圓に上る)、其刈取期節は春夏の候なれば、取引期節は九月より翌年五六月頃に至り、競賣は此間に行はるゝものにて、内地の需要者の外、英、米、獨、佛、日、伊、白の各國より買手が集り、シド

賣

ニー、メル、カレン、シ、キア、ズ、メイ、ン等の中心市場に於て競賣せらる、羊毛の荷主なる牧場主は、原毛を脂付のまま問屋に委託し、問屋は之に格付を行ひて番號を附し、見本を競賣場に送付するを以て、買手は前日まで之れを検査したる後競賣場に臨むものとす、競賣人は躰上げの結果豫定値段に達するときは、卓上の鐘を撃ちて競落を報ずるを以て、買手は二週間以内に、代金を支拂ひ、荷物を引取りて、船積みの手續に着手するものとす、落札者若し引取らざるときは、各市場に通知して入札の資格を喪失せしむる規定なり。

十三、一般人の賣買 とは一般貨物の消費者が家具、什器、衣服若くは日用品を買入れ、其の不用品を賣拂ひ、或は地所、建物を賣買するが如きを云ふ、上來屢述べたる如く、一般人が貨物を買入るゝは、其必需品たるも、享樂貨物たるも、將又奢侈品たるもを問はず、直接に自己又は家族の需要を満すことを目的と爲すがゆゑに、先づ需要に適する品質の貨物を得んことを求め、其代價は、假令低廉なるを望むも、買入の分量も少ければ多くは代價の相當なるを以て満足するを常とす、之を他に轉賣して利益を獲んが爲めにあらざればなり、然れども一般人と雖も、諸種の貨物を判別するの能力を有し、其購買法にして巧みならんか、家政を助くること少からず、所謂、殿様買なる買方は、家産を敗るの端緒なりと知るべし、而して商人、製造家の如きは仲

買問屋の如き仲介商人の手を経ること多きと同時に、又往々直接生産者より仕入るゝことなきにあらねど、一般人は購買の分量少き爲め、此の如き便宜を有せず、多數の貨物は幾度か商人の手を経て、始めて消費者に達するがゆゑに、賣價は自から昂騰し、所謂小賣代價を以て購買せざるべからず、是れ即ち現今都會の地に於て、購買組合が組織せられ、内外共に公設小賣市場の設ある所以なりとす。

**十四、政府の賣買** 政府其他府縣、市町村の如き者も、亦賣買を行ふ必要あり、其必要は或は政府が營利事業を營む場合に於て、或は必需品を買入れ不用品を賣拂ふ場合に於て、生ずるものにて、前者の資格に於ては商人又は製造家たり、後者は宛も一般消費者に類するものとす、異なる所は煙草、鹽若しくは樟腦の如き專賣事業にまれ、鐵道の如き運輸事業若しくは製鐵、造船、其他の模範工業にまれ、法規を以て綿密なる規程を設け、之に依て束縛せらるゝと、徵稅、軍事等公共の目的を有する場合あると、賣買に入札法を用ふると多き點などに在り、而して政府の官吏は元來商的賣買に慣れず、其巧拙の結果は直接自家の利害に關せざるを以て、往々不法の高價を貪られ、又異常の廉價に賣下ぐるとあり、之が賣買に關係する者、就中所謂御用商人の如き

は、此缺陷に乗じて暴利を貪り、官吏の私曲は更に此弊を助長すること少からず、洋の東西を問はず、古來廣く行はれたる惡風なれども、不幸にして此點に於ても亦歴史は絶へず繰返され、殆んど底止するの期を見る能はざるが如し、然れども退いて考ふれば、政府其他の官衙は、社會の消費者中最も大なる者なるを以て、資力ある商人が争ふて何等かの因縁を求め、貨物賣込に勉むるは、營利を目的とする商人としては深く咎むると能はざるべく、咎むべきは公官吏の不注意と其私慾なりとす。

**十五、煙草の專賣** 我邦の政府專賣事業には、(一)煙草の製造及賣買、(二)鹽の賣買及び(三)樟腦及樟腦油の賣買の三種あり、近頃政府は肥料の專賣を行はんとするの議あれども、茲には煙草の販賣に關する要點を述ぶるに止むべし。

煙草は明治九年より印紙稅を賦課せしも、二十九年煙草專賣法を公布し、三十一年一月一日より之を施行し、脫稅を防ぐと同時に、品質の改良、賣價の引下を圖ると爲せり、而して此法律は葉煙草の專賣のみに止りたれど、三十七年四月之を改正し、七月一日より製造の獨占を行ふことと爲せり。

煙草の耕作は政府の許可を得たる者にあらざれば、之を行ふことを得ず、其收穫



せる葉煙草は乾燥調理の上、指定の期日及場所に於て、政府に納入し、政府は鑑定人をして等級を定めしめ、豫め定めたる價格に依りて、其代價を支拂ふものとす(之を賠償價格と稱す)斯く買上げられたる葉煙草は、政府の工場に於て紙巻、葉巻、刻の各種に製造せられ、先づ之を元賣捌人に賣渡し、元賣捌人は更に指定區域内の小賣人に賣り、小賣人より、一般消費者へ販賣する順序なり、元賣捌人は煙草販賣官署の認可を得て、他の元賣捌人より製造煙草を買入るゝことを得べく、又政府は特別の場合に於て、直接小賣人に對し、又は消費者に對して、煙草を賣渡すことを得る規定あり、元賣捌人の數は全國を通じて四百四十二人(大正十五年の冬頃)あり、其等級は次の如く八種に區別せられ、各手數料の割合を異にす、東京の主要街は一級に屬すと云ふ。

一級(八厘)

二級(一分)

三級(一分五厘)

四級(二分)

五級(二分五厘)

六級(三分)

七級(四分)

八級(五分)

全國の手數料は總額九百萬圓、一人當平均二萬圓に上るを以て、嘗て元賣捌の市町村公營説ありたれども、經費の増加、其他實行上の困難ありとして、立消と爲れり。

元賣捌人への引渡は販賣官署又は其貯藏所に於て行ふも、商人の營業所が引渡所の所在地外なるときは、其運搬費は一定の割合に依り政府之を負擔す、代金は五百圓以上の場合、國債を提供して二箇月まで延期するを得べし、而して元賣捌人並に小賣人共に、五箇年以内の期限を以て之を指定する規定あれども、一旦許可を與へたる者は、特に過失なき限り、之を改めざるが如し、尤も元賣捌人に對しては四箇年毎に更改することゝ爲り、或る範圍内に於ては、獨占の利益を有するを以て、權利の獲得に運動する者少からずと云ふ。

煙草小賣人も亦或地域内に一箇所のみを許し、例外の場合の外一人一箇所に限る、手數料は定價の一割一分にして、賣上多きときは相當の利益あり、且つ收入確實なるの長所あれども、許可の順序あり、戦闘又は公務の爲め傷痍を受けたる者、專賣局の職工にして十年以上勤続せし者、三年以上煙草賣捌人たりし者などには優先權を與へ居れり(明治四十二年四月、煙草賣捌規則參照)。

煙草小賣人の總數は十七萬七千四百一十一人あり(大正十五年の冬)、若し出賣人を使用するときは、之を證明する證票を携帯せしむべきものとす。

煙草の輸出入 煙草は政府自身又は政府の命を受けたる者にあらざれば、之を輸入することを得ず、而も政府以外の者が輸入するときは三十五割五分と云へる禁止の高率關稅を賦課せらるゝを以て、特に有利なる物の外は輸入することを得ざるの理なり、而して輸出の爲め葉煙草又は製造煙草を、政府より買受けんとするときは、特定價格(低價)を以て之を賣渡すも、此場合には指定期間内に、(一)輸出免狀に(二)外國の陸揚證明書を添附して提出するを要す、正當の事由なくして之を行はざるときは、相當の金額を徵收せらる、而して政府は輸出の爲め煙草を製造せんとする者の爲めに、自ら煙草自由倉庫(免稅倉庫)を設置し、又は其設置を特許することを得べし。次の煙草輸出入の統計を示すべし(第五十一回大藏省年報)。

輸出入高 葉煙草輸入先の重なるものは米國(八割)、支那(一割)、マニラ(六分)等にして、大正十三年の輸入高は一三、三五六、〇〇〇圓(十四年は、六、六一〇、〇〇〇圓)政府購買高八、八五〇、〇〇〇圓、十三年の製造煙草輸入高四、一九四、〇〇〇圓、同購買高三、六二八、〇〇〇圓にして、同年の輸移出葉煙草賣渡高は二、四五九、〇〇〇圓、葉煙草輸出高二、九四五、〇〇〇圓なりき。

内國産の葉煙草收納高(買上價格)は大正十三年度に於て、千七百萬貫、此代金四二、六二三、〇〇〇圓、人員三十萬人、賣拂代金は次の如くにて、總計金二四五、七六九、八九九圓に上れり。

口付紙卷：一三六、二三八、三六四圓 兩切紙卷：三七、二九六、一六〇圓

葉卷煙草：一八八、六九五圓 刻煙草：七二、〇四六、六八〇圓

(口付紙卷煙草の中一億二百三十萬圓は敷島三千萬圓は朝日なりき、)

原價 煙草の生産費を、葉煙草の賠償金、職工及人夫の賃銀、材料代金及事務費とすれば、口付兩切上下各品を平均して、一個當五錢二三厘、敷島が五錢三厘、朝日が四錢五厘、口付は全部内地葉を用ふ、バットが三錢八九厘(米葉を用ふ)なりとのことなれば、商人の手數料を一割四分(元賣捌を三分と看做す)と見るときは、敷島の純益(即ち税金)は  $18 \div (2.5 + 5.3) = 10.2$  釐と爲るの理なり。

十六、米穀法 政府は米穀の需給を調節する目的を以て、嘗て支那の制度に倣ひ、我邦に於て試みられたる常平倉の制度に依り、大正十年四月以來、政府自ら米穀の賣買を行ひ、主として量の方面より米價を統制することゝ爲せり、即ち政府は米穀の

需給調節の爲め必要と認めたる場合(一)米穀の賣買、交換、加工及貯藏を行ひ、或は(二)期間を定め輸入税を増減又は免除し、若しくは(三)輸入若しくは輸出を制限することを得政府は買入又は賣渡を行はんとする際は、普通其價格を公示するを以て、賣却の申込を爲さんとする者は、一定の書式に申込保證金(一石に付二圓)を添へて買入事務所に差出すべし、買入決定の通知を受けたる者は、其請書を差出し、指定期日まで現品を指定倉庫に納め、其倉入済通知書を差出すべき規定にして、品質容量等を検査したる後、買入事務所は倉荷證券と引換へに現品領收書を交付し、代金の支拂は米穀證券を以てするものとす。(大正十年五月三十一日、農商務省告示第二百二十三號米穀買入手續)。

政府は爾來屢之を利用して、或は内地米を買上げ、或は指定商人に依頼して外國米を買付けたるも、其効少く、往々買上米の處分に窮し、巨額の損失を負擔するとも爲れり、從來米穀法は内地にのみ施行せられ、米穀需給特別會計法に依り二億圓まで資金の融通を仰ぎ得ることゝ爲り居るも、近時朝鮮臺灣等の移入米が激増したる爲め、國法の施行を植民地にも及ぼし、且つ借入金の限度を二倍に増加するの議

あり。

## 第二項 賣買の相手方に依る區別

賣買の相手方が商人なるや又一般消費者なるやに由りて、之を區別するときは、卸賣と小賣の二種に分つことを得べし、此區別は我邦にても、又海外にても往古より之ありたるものにて、畢竟製造家、農業者、若しくは鑛山業者の如き所謂生産業者は、其擔する生産物を一括して賣渡すを便とする筈なるに、一般消費者は、時に從ひて諸種の必需品を買入るゝの必要こそあれ、同種類の貨物を多量に買入るゝものにあらざるを以て、此多量供給と少量需要とを調和せしめんが爲め、卸小賣の商人なる一階級を生じたるものなり、而して若し小賣商人が直に生産者より買入れて、之を消費者に分賣するを便とする場合に於ては、此種の商人のみにて需要供給を調和せしめ、特に卸賣商人なるものを要せざるの理なれど、常に一般消費者、殊に附近の消費者を顧客とする商人は、生産市場に通曉するの餘裕と、之を多量に買入るゝの資金とを有せず、且つ各種の商品を取り交せて販賣する者も少からざるに、生産

業者は専門的のもの多く、齊しく織物にても、絹物と木綿物と、又同じ絹物にても縮緬と羽二重、銘仙縮など、更に同じ縮にても結城と米澤と大島とは、各生産地を異にするがゆゑに、小賣商人は多量供給に應ずべき多量仕入を爲すと能はず、従て之を別種の商人に託し、此商人をして廣く各地の商品を蒐集し、其選擇買に使せしむるに至れり、而して製造業者其他農業家若くは産地の問屋は、直接小賣商人に販賣せんとするも、小賣商へは掛賣にせざれば販賣し難きものなるに、多數の小賣商の資産信用を審にして、適當に販賣し、其代金を回収するが如き、或は大量の荷物を分割して配給するが如きは、不便且不安なるを以て、却て問屋の如き媒介者に依頼するを便と爲すことゝ爲れり、即ち卸賣商人の起れる所以にして、此種の商人は生産者より多量に仕入れ、之を分割して小賣商人に販賣することを本務と爲す者なり、卸賣買は多量賣買にして、小賣買は少量賣買なりと解する者あるは、畢竟之が爲めにして、卸賣小賣に當る獨逸語の如きも、亦販賣の大小を示し、卸賣を *Großhandel* (大商賣)、小賣を *Kleinhandel* (小商賣) と稱するなり、尤も英語にては、卸賣を *Wholesale* (完き、即ち分割せざる販賣) と云ひ、小賣を *Retail* (分割する意と呼びて、直接に分量を表は

さざるも、暗に數量の大小を示すものなり。

(甲) 卸賣 (*Wholesale trade* (英) ; *Großhandel* oder *Fuhrwesen* (獨)) は前述の如く生産者が卸賣商人に對し、其生産品を賣渡す場合、並に卸賣商人が斯く仕入れたる商品若くは生産者より販賣を委託せられたる商品を、小賣商人に賣渡す場合に行はるゝ取引なり、普通の場合に於ては、自己の計算に依る賣買のみを卸賣と云ひ、委託販賣若くは買付委託の如き、他人の計算に依るものは、問屋營業と呼びて之を含ましめざるを常とするも、是等も亦其取引の性質は卸賣買と稱せざるべからず、蓋し其相手方の商人なること、數量の多額なること、其他取引方法の如き、何等卸賣に異なる所なければなり。

卸賣商人が右の如き間に介在して、商品媒介の勞を採るは、貨物集散の一般の順序なれども、或は生産者が直接に小賣商人に賣渡すことあり、特約店を設けて委託販賣を爲さしむることあり、或は生産者自ら小賣店を開設することあり、又百貨商店若くは消費組合の如く、小賣業者自ら生産者より買入るゝことありて、總ての場合に卸賣商人の手を経るものにあらず、製造業者間の競争の激烈なる、諸物價騰貴